

ISSN 2185-1964

# 中部社会福祉学研究

第5号

2014.3

日本社会福祉学会中部部会

# 中部社会福祉学研究 目次

2014.3 第5号  
日本社会福祉学会中部部会

## 論文

- 無年金障害者問題の展開と障害当事者運動 磯野 博 …… 1
- 「いじめ」当事者のソーシャル・インクルージョンに関する考察  
— ニュージーランドの学校・地域・スクールソーシャルワークからの示唆 — 宮 嶋 淳 …… 11
- 現代の大都市下層シングルマザーに関する研究  
— 地域社会における子どもの貧困対策に向けて — 成 田 隆 人 …… 23
- 自立生活センターの日米の差異 — 介助者とコーディネートを中心に — 伊 藤 葉 子 …… 31
- 特別養護老人ホームにおけるユニットケアと職務満足度の関係 小木曾 加奈子 …… 41  
佐 藤 八千子  
今 井 七 重

## 書 評

- 窪田暁子著『福祉援助の臨床 共感する他者として』 春 見 静 子 …… 51
- 山田昌弘・塚崎公義著『家族の衰退が招く未来』 流 石 智 子 …… 53
- Taryn Lindhorst and Jeffrey L. Edleson 著  
『BATTERED WOMEN, THEIR CHILDREN, AND INTERNATIONAL LAW  
— The Unintended Consequences of the Hague Child Abduction Convention』 山 口 佐和子 …… 59
- 近藤理恵著『日本、韓国、フランスのひとり親家族の不安定さのリスクと幸せ  
— リスク回避の新しい社会システム —』 世 利 直 子 …… 65

## 映 画 評

- 豊田四郎監督『小島の春 — 若い女医のハンセン病巡回診療記録』 青 山 静 子 …… 73
- ジム・ローチ監督  
『オレンジと太陽』が描く、イギリスの児童移民政策を明らかにするソーシャルワーカーの戦い  
杉 本 貴代栄 …… 79

## 研究報告

- 「私の研究方法の紹介 — 博士論文執筆を中心に — 」 谷 口 由希子 …… 85
- \* 編集後記 杉 本 貴代栄



# 無年金障害者問題の展開と障害当事者運動

— 介助者とコーディネートを中心に —

静岡福祉医療専門学校

磯 野 博

## The evolution on problems of Non-Pensioner Disabled persons and the movement of Disabled persons

### Abstract

This paper explains Non-pension problems for disabled people. There are various factors to be Non-pension disabled people. However, They have been treated as the problems by self-responsibility, not by social-responsibility.

This paper clears the subject towards solution of Non-pension problems for disabled people, through the progress of self help groups.

### Key words

Universal Coverage of Public Pension Schemes, Problem of non-entry people to National Pension System, and Problem of unpaid contribution to National Pension System, Problems of Non-Pensioner Disabled students, Problems of Non-Pensioner living in Japan, who is not Japanese, Committee for Disability Policy Reform

## 序章

日本の公的年金は、1959年の国民年金法の制定以降、国民皆年金体制のもとで発展してきた。しかし、昨今の雇用の流動化・非正規化により、フリーターや派遣社員など、不安定な雇用形態の労働者、とりわけ若年労働者が急増しており、国民年金への未加入者、約1.5万円という高額な保険料を支払えない滞納者は330万人を越えている。そのようななか、国民年金の保険料の納付率は6割を下回っており、制度の空洞化がすすんでいる。これらの課題は、国民皆年金体制という制度の主旨とは相反した無年金・低年金問題という深

刻な実態として顕在化している。

国民年金法等の一部改正においては、この公的年金の空洞化と無年金・低年金問題の解決がたびたび取りあげられてきた。しかし、老齢基礎年金の給付総額は障害基礎年金の給付総額の約6倍であり、世論の主な興味関心は老齢年金の改正であった。それは現在も変わっていない。そのため、1985年の障害基礎年金の制度化を含め、障害年金に関しては、障害当事者団体の運動の成果として発展してきた経緯がある。

無年金障害者問題も同様である。無年金障害者の実態は、障害当事者団体が行ってきた調査活動や相談活動をとおして徐々に顕在化してきたもの

である。最初に無年金障害者問題に着目したのは「全国脊髄損傷者連合会」（以下、「脊損連」と略す）である。「脊損連」は、1975年にわずか19事例ではあるがアンケート調査を行なっている。また、「全国腎臓病協議会」（以下、「全腎協」と略す）は、1971年の結成以来、5年ごとに「血液透析患者実態調査」を行っており、無年金障害者問題を含めた障害者の所得保障を調査のポイントにしてきている。そして、「全国精神障害者家族会連合会」（以下、「全家連」と略す）は、1991年に「平成3年度厚生科学研究費『精神障害者の無年金問題に関する研究』」に取り組み、精神障害者の無年金問題の実態と構造を明らかにした。「全家連」は、1985年、1991年、1996年、2005年、4回にわたり「会員ニーズ調査」を行っているが、そのなかでも精神障害者の無年金問題を含めた所得保障の実態を明らかにしている。とりわけ、「無年金障害者の会」（以下、「会」と略す）は、1992年と2005年、2回にわたり「無年金障害者実態調査」を行っている。加えて、「東京・無年金障害者をなくす会」（以下、「東京の会」と略す）は、「会」と関連した調査票を活用し、2006年と2011年、同様に「無年金障害者実態調査」を行っている。

本稿では、障害者政策、とりわけ障害年金の発展過程において、障害当事者運動がどのような役割を果たしてきたのかという経緯を概観する。そして、そこに無年金障害者問題がどのように位置づけられてきたのかを確認することをとおして、無年金障害者問題の解決に向けての今後の課題を提起する。

本稿における時期区分は、障害年金の制度的な編成過程を主な基準にして行っている。しかし、その展開に何が影響したのかに関して、官公庁の説明ではなく、障害当事者運動の影響を重視している点が本稿の特徴である。とりわけ、公的年金の未加入と保険料の未納問題に焦点を当てている。

具体的には、国民年金法が制定されるまでを1期、基礎年金制度が導入されるまでを2期、「特

定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律」（以下、「特別障害給付金法」と略す）が制定されるまでを3期、そして、現在に至るまでを4期にする。

1期は、国民年金法の制定により、障害福祉年金が制度化され、その対象が拡大された時期である。この時期には、障害当事者団体が無年金障害者問題を課題にしていたが、無年金障害者の救済は行われなかった。

2期は、基礎年金制度が導入され、障害基礎年金が障害者の所得保障の礎になっていった時期である。また、国際障害者年から「国連・障害者の10年」を経て、日本の障害者政策の充実が図られた時期である。この時期には、「会」が結成され、障害当事者団体が、無年金障害者の救済と、普遍的な障害者の所得保障の制度化のための運動を本格的に繰り広げて行った。

3期は、公的年金が部分的に改正されることにより、一部の無年金障害者は救済されたが、無年金障害者問題の根本的な解決は先送りされた時期である。この時期には、障害当事者団体が、訴訟をとおした無年金障害者問題の解決を求めていった。そして、学生無年金障害者訴訟の地裁レベルでの勝訴を受け、議員立法によって「特別障害給付金法」が制定された。

4期は、社会福祉基礎構造改革の波が障害者政策にも押し寄せ、予算抑制のための自己負担の増額や利用するサービスの総量抑制などが制度化されたため、障害者自立支援法違憲訴訟が提訴された時期である。障害者自立支援法違憲訴訟は、政権交代により、「障害者自立支援法違憲訴訟原告団・弁護士と国（厚生労働省）との基本合意文書」（以下、「基本合意文書」と略す）を取り交わすに至り、和解を果たした。この「基本合意文書」の実現と「障害者の権利に関する条約」（以下、「権利条約」と略す）の批准に向けての国内法の整備のために設置された「障がい者制度改革推進会議」（以下、「推進会議」と略す）は、障害当事者が参画しながら、今後の障害者施策の具体的な方向を示していった。この時期には、「推進会議」、「そ

の議論を引き継いだ「障害者政策委員会」（以下、「政策委員会」と略す）において、今後の障害年金のあり方とともに無年金障害者問題の解決も重点課題のひとつとして位置づけられ、障害当事者団体は、その実現に向けた運動を繰り広げていった。

## 第1章 国民年金法の制定と国民皆年金体制の設立（1期）

障害者に対する所得保障は、極めて限定的・選別的ではあるが、既に明治期に傷痍軍人対策として制度化されていた。また、1939年には船員保険法、1942年には労働者年金保険法が制定され、はじめて障害年金が制度化された。そして、1944年には厚生年金保険法が制定され、現業員以外の被用者も障害年金の給付対象になった。しかし、これらは、民間労働者であっても、船員や炭鉱労働者といった戦時体制に資する労働者を優遇したものであったり、広範な国民から、保険料の名目により新たな戦費を調達する手段に活用されたものであった。そのため、戦後、傷痍軍人に限定しないすべての障害者を対象にした普遍的な障害者政策の創設を求める運動が広がっていった。

1948年に結成された日本盲人会連合は、会長の岩橋と親睦の深かったヘレンケラーを日本に招待し、戦闘員、非戦闘員を問わないすべての障害者を対象にした障害者施策を創設する運動を全国に繰り広げていった。この障害当事者運動は国民からの共感を集め、1949年の身体障害者福祉法の制定に結びついている。

公的年金では、1959年に国民年金法が制定され、農林漁業従事者、小規模自営業者、零細企業の経営者と従業員などが公的年金の給付対象になった。これにより、各種共済組合の加入者、被用者年金保険の被保険者、そして国民年金の被保険者という分立型の国民皆年金体制が設立された。しかし、当時は、専業主婦や学生、在外邦人は国民年金に任意加入であり、日本に居住する韓国・朝鮮人や中国人などの外国人は、国籍要件によって

国民年金の被保険者になることはできなかった。この任意加入制度は、その後の無年金障害者問題の要因のひとつとして大きく影響している。

国民年金には、保険料の拠出を受給要件にする障害年金とともに、全額租税によってまかなわれる無拠出の障害福祉年金が制度化されていた。障害福祉年金は、障害の原因である傷病の初診日が20歳以前にあったり、法施行以前にある障害者に対して、経過的・補完的に給付されるものであった。所得制限はあるが、保険料の納付要件はない。そして、拠出年金である障害年金の受給額とは格差が設けられ、給付対象は障害等級1級のみであった。この障害福祉年金は、一種の社会手当ともいえるものである。このように、国民年金には、保険原理に基づく拠出制年金と、社会扶助原理に基づく無拠出製年金が並存しており、国民皆体制を基本にした日本の公的年金の特徴のひとつになっていった。

1960年代、1970年代には、「障害は老齢という状態が早く発生したもの」という障害観に基づき、老齢年金の改正と並行して、障害年金と障害福祉年金の受給要件、受給額の改正が行われた。給付対象も、視覚障害、聴覚障害、肢体不自由といった外部障害に加え、精神障害、知的障害、内部障害が給付対象になり、一応、すべての障害が給付対象になった。1974年には、障害福祉年金の給付対象に障害等級2級が加わり、他の国民年金に基づく障害年金と同等になった。このように、国民皆年金体制に基づき障害年金が改正されているなか、いち早く無年金障害者問題に取り組んだのは「脊損連」である<sup>1)</sup>。

「脊損連」は、1975年にわずか19ケースではあるがアンケート調査を実施した。その結果、9ケースが「制度のことを知らなかった」、4ケースが「任意加入だから入らなくても良いと思った」であることがわかり、一層の制度の周知徹底が必要であることを強調している。1976年、「脊損連」は、厚生省に対する陳情においてはじめて無年金障害者問題を取りあげ、無年金障害者にも障害福祉年金と同額の年金が受給できるよう求めている。

る。この陳情に対して、厚生省は「年金もしくは社会手当により、無年金障害者に対する保障はしなくてはならない」と返答している。

1978年には、自らも無年金障害者であった八代英太が参議院に趣意書を提出し、はじめて無年金障害者の実態調査の必要性が確認された。同年の衆参両議長に対する「脊損連」の請願書では、はじめて学生無年金障害者問題に焦点が当てられている。これは、大学への進学率が高まる一方、学生の国民年金への任意加入率は2%程度と低く、学生無年金障害者が増加することが予測されたからである。具体的な無年金障害者問題の解決策としては、スウェーデンなどと同様に障害年金を社会手当化することや、1980年から1985年にかけて老齢年金において施行されていた特例納付制度を適用することを訴えている<sup>2)</sup>。しかし、厚生省は、障害年金に特例納付制度を適用することには懐疑的であった。

1971年には「全腎協」が結成され、「血液透析患者実態調査」を行っており、その後も無年金障害者問題を含めた障害者の所得保障を調査のポイントにしてきている。

これら、「脊損連」の活動と「全腎協」の活動は、国民年金法制定当初から、無年金障害者問題は、公的年金の編成過程の移行期における制度的な矛盾として発生しており、問題解決のための障害当事者運動が継続的に取り組まれてきたことを示しているといえる。

## 第2章 障害基礎年金の制度化と無年金障害者問題の顕在化（2期）

このような1970年代の障害当事者運動の高まりとともに、日本は1981年の国際障害者年を迎えた。国際障害者年は、国連憲章を踏まえ、1971年に採択された知的障害者の権利宣言、1975年に採択された障害者の権利宣言を各国において具現化するため、「完全参加と平等」という理念に基づき、国連総会において採択されたものである。日本でも、1983年から1992年の「国連・障害者の10

年」では、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法など、各種の制度改正が行われ、重度の障害者施策により重点が置かれるようになった。

国際障害者年を前年に控えた1980年、「完全参加と平等」とノーマライゼーションの理念を具体的に実現することを目的にした「国際障害者年日本推進協議会」が結成された。これは、障害の種別や立場、考えの違いなどを乗り越え、障害当事者や家族、施設、そして専門職や研究者などの障害関係の機関・団体が全国規模で連帯した日本発の障害者NGOであり、普遍的な障害者運動を推しすすめる原動力になっていった。「国際障害者年日本推進協議会」は、1993年に日本障害者協議会と改称されている。

同年、国際障害者年の理念を踏まえた障害者施策を日本でも展開する土台になる障害者基本法が制定された。同法では、障害者基本計画の策定による基盤整備が国に義務づけられており、第1期の障害者基本計画には、無年金障害者問題の解消も謳われていた。

一方、公的年金では、1985年に抜本改正が行われ、基礎年金制度が導入された。これにより、20歳以上の国民（住民）全員が強制加入する国民年金が土台になり、報酬比例の被用者年金である厚生年金保険、各種共済組合が基礎年金に上乘せられるという二階建ての国民皆年金体制が設立された。この改正により、公的年金の制度間格差や重複給付、過剰給付の問題の一定の解決が図られた。同時に障害年金に関しても大きな改正が行われた。

1点目は、障害の原因である傷病の初診日が20歳以前にある障害者が、障害福祉年金から障害基礎年金の給付対象に加えられ、受給額の格差も撤廃されたことである。引きつづき所得制限はあるが、保険料の納付要件はない。この改正の背景には、すべての障害年金の受給者の約半数が障害福祉年金の受給者であり、既に「経過的・補助的な障害福祉年金」という趣旨が現実合わなくなっていたことがある。

この無拠出の障害基礎年金は約60%が租税に

よってまかなわれており、当時の老齢基礎年金の倍の租税が財源として投入された。高藤（2009）は、無拠出の障害基礎年金が制度化されたことにより、障害基礎年金は老齢基礎年金とは異なる社会手当として位置づけられたことを主張している。一方、財源の約40％は国民年金と厚生年金保険、各種共済組合の保険料によってまかなわれており、全額租税によってまかなわれていた障害福祉年金の社会扶助原理に基づく機能が曖昧にされたという批判もある。

2点目は、障害基礎年金の受給要件である保険料の納付期間が、免除期間を含め、加入期間の2/3以上になったことである。この要件を満たしていない場合も、初診日以前の1年間に保険料の滞納がなければ受給要件を満たすことが、10年間の経過的特例措置として設けられた。この厳格な保険料の納付期間要件は、その後の無年金障害者問題の要因として大きく影響している。

ところで、「脊損連」は、障害基礎年金の導入を目前に控えた1983年と1984年の厚生省に対する陳情において、無拠出制の障害福祉年金と拠出制の障害年金を同額にすることや、障害者の所得保障を諸外国並にすることとともに、無年金障害者問題の解決、とりわけ学生無年金障害者問題の解決を強く求めている。しかし、障害基礎年金の制度化に当たっては、学生無年金障害者問題を含めた多くの無年金障害者問題の解決は先送りされたままであった。たとえば在日外国人無年金問題である。

1982年、ベトナム難民を受け入れたことを契機にして、日本は、遅ればせながら、1954年に発効されていた「難民の地位に関する条約」（以下、「難民条約」と略す）を批准した。そこで、「難民条約」にある「内外人平等」の原則に基づき、生活保護法を除く日本の社会保障から国籍要件が撤廃された。

国民年金法からも国籍要件が撤廃されたが、特別永住者であった在日韓国・朝鮮人を中心にして、既に無年金者であった在日外国人高齢者や、既に20歳以上であり、1982年以前に初診日がある

在日外国人障害者には、何らの救済措置も遡及措置も採られることはなかった。また、国籍要件が撤廃されても、既に高齢に達しており、その時点から保険料を支払いつづけたとしても、わずかな老齢年金しか受給できない高齢者にも、何らの救済措置は採られなかったため、在日外国人無年金問題が顕在化することになった。

そのようななか、1989年、兵庫県下の無年金障害者3人が中心になり、無年金障害者の救済と無年金障害者を生み出さない制度の構築を目的にして「会」が結成された。「会」では、結成当初より、潜在化している当事者を発掘することに努めるとともに、当事者の声をまとめた手記集を発行し、無年金障害者問題の多様性を世論に訴えている。また、国や地方自治体に対して、無年金障害者の実態の解明と早急な問題解決の必要性を訴えるとともに、1992年と2005年に公的年金への未加入、保険料の滞納問題に焦点を当てた「無年金障害者実態調査」を行っている

「全家連」は、1991年に「平成3年度厚生科学研究費『精神障害者の無年金問題に関する研究』」に取り組み、精神障害者の無年金問題の実態と構造を明らかにしている。

これらの障害当事者運動は、多様な無年金障害者問題が学生や在日外国人といった社会的弱者に顕在化しており、問題の要因が私的責任として片付けられないことを示しているといえる。

### 第3章 無年金障害者問題の深刻化と訴訟による問題解決（3期）

1991年には、国民年金に任意加入であった学生が強制加入になるとともに、学生の保険料の減免措置が導入された。しかし、減免の対象になる収入が主に親の収入であったため、減免措置の対象にならず、引きつづき国民年金への未加入、保険料の滞納による学生無年金障害者が生み出されていた。この問題は、2000年に学生納付特例制度が導入され、学生の保険料の納付が猶予されたため、現在は一定の改善が見られている。

1994年には、無拠出の障害基礎年金の所得制限が2段階に緩和された。また、厚生年金保険のいわゆる「6ヶ月条項」の撤廃の遡及措置がなされ、一部の無年金障害者が救済された<sup>3)</sup>。

2004年には、10年間の特例経過措置として、若年者納付猶予制度が創設された。これは、30歳未満の第1号被保険者であり、本人および配偶者の前年所得が保険料の全額免除基準以下の所得水準に該当した場合、保険料の納付を猶予するものである。この改正の背景には、若者の雇用の流動化・非正規化による国民年金への未加入、保険料の滞納が深刻になっていたことがある。無年金障害者問題の要因としても、若者の雇用の流動化・非正規化は見逃せないものになっており、この特例経過措置はこの種の無年金障害者の発生を防止する一定の効果はあった。しかし、問題の本質を先送りする対処療法でしかなかったともいえる。

このように、無年金障害者問題の根本解決が先送りされるなか、「会」は審査請求による問題解決を検討しはじめていた。前述のように、当時は、学生が国民年金に強制加入にはなったものの、学生の国民年金への未加入、保険料の滞納は引きつづき減っておらず、新たに学生納付特例制度の導入が浮上していた時期であった。そこで、世論を反映して、学生無年金障害者問題に焦点を絞り込んだのであった。これが学生無年金障害者訴訟である。

その後、1998年に第一次裁定請求が行われるが、不支給決定がされ、即座に審査請求を行う。引きつづき第二次裁定請求、1999年には第3次裁定請求と続くが、すべての裁定請求は不至急決定がされ、審査請求も棄却される。そこで、社会保険審査会に対する再審査請求に至る。2000年に社会保険審査会に対する2回にわたる公開審議が開催され、本人や家族、弁護士や社会保険労務士の意見陳述が行われた。しかし、2001年には再審査請求も棄却され、同年、全国8地裁において26名の学生無年金障害者が、国と社会保険庁に対する一斉提訴を行った。

その結果、2002年に坂口試案が示され、厚生労

働大臣の私的な提案ではあるが、政府により、はじめて無年金障害者が以下の4累計に分類された。

- ①1982年、国民年金法から国籍要件が撤廃される以前に障害が発生した在日外国人（推定5千人）
- ②1985年、第3号被保険者制度が制定される以前に国民年金に任意加入せず、その期間中に障害事故が発生した専業主婦」（推定2万人）
- ③1991年、学生が国民年金への強制適用される以前に国民年金に任意加入せず、その期間中に障害の発生した20歳以上の学生（推定4千人）
- ④国民年金への強制適用の対象になっていながら、未加入もしくは保険料を滞納しており、障害の発生した者（推定9.1万人）

あわせて坂口試案では、「現在の成熟した年金制度の下では発生しない無年金障害者が、学生など政策的移行期であったが故に発生した側面も否定できない」と、全ての無年金障害者を福祉的措置としての社会手当によって救済する必要性を訴えている。

同年、衆参両議院約100名による「無年金障害者問題を考える議員連盟」（以下、「議連」と略す）が結成され、坂口試案を基にした救済策の立法化が模索された。そして、2004年、学生無年金障害者訴訟に対して東京、新潟両地裁が示した違憲判決を受け、同年、「特別障害給付金法」が議員立法によって制定された。

「特別障害給付金法」は、坂口試案が示した②と③の類型を対象にしている。しかし、附則第2条において①の類型の早急な救済の必要性を明記しており、議連は、この附則の実施を立法課題として優先課題にしている。

学生無年金障害者訴訟のもうひとつの成果は、障害年金の障害認定における初診日要件の問題点を明確にしたことである。これは、福岡、東京、盛岡各地裁、東京、仙台各高裁、そして最高裁においても指摘されている。2008年、最高裁第2小法廷は、精神障害者学生無年金障害者訴訟に対して原告らの主張を退ける判決を行っているが、そ

の判決において、今井功判事は、精神疾患、とりわけ統合失調症に対して、初診日要件を一義的に適用させる障害認定の問題点を指摘している。

同時期、京都において、在日外国人無年金問題に関してもはじめての集団訴訟が提訴された。原告らの主張は、現在に至っても国籍要件によって障害基礎年金が受給できない状況が継続されていることは、憲法第14条「法の下での平等」、社会権規約第2条第2項「内外人平等待遇条項」および自由権規約第26条「差別禁止条項」に反するというものである。この訴訟の特徴は、憲法以上に国際人権規約の遵守義務を争点にしているところである。

原告らは、1997年に京都府知事に対して障害基礎年金の裁定請求を行うが、1998年に不至急決定がされた。この行政処分を不服とした原告らは、同年、京都府社会保険審査官に対して審査請求を行うが棄却された。引きつづき、1999年に社会保険審査会に対して再審査請求を行うがやはり棄却された。そこで、原告らは、2000年、京都府知事と国に対して、障害基礎年金不支給決定の取り消しと国家賠償を求める訴訟を京都地裁に提訴した。そして、2003年、京都地裁は原告らの主張を退ける判決を行った。

その後、関連した在日外国人無年金高齢者訴訟を含め、すべての在日外国人無年金訴訟の判決は原告らの主張を退けている。しかし、2008年、自由権規約委員会が日本政府に対して行った総括所見、パラグラフ30では、1982年に既に無年金者であった在日外国人高齢者や、国籍要件が撤廃されても、既に高齢に達しており、その時点から保険料を支払いつづけたとしても、わずかな老齢年金しか受給できない在日外国人高齢者、また、国籍要件が撤廃された時に既に20歳以上であり、1982年以前に初診日がある在日外国人障害者に対して、何らの救済措置も遡及措置も採られないことに強い懸念を示している。そして、日本政府に対して、これらの在日外国人無年金者に経過措置を採ることを勧告している<sup>4)</sup>。

これは、在日外国人無年金訴訟の原告らの主張

を反映したものであり、原告らの主張の特徴である国際人権規約の提起審査において、日本政府に対して勧告が示されたことは大きな意味があるといえる。

これらの障害当事者運動は、無年金障害者問題の解決のためには行政訴訟という手段を採らざるをえず、この運動を障害当事者団体が支えることによって問題解決に向けての一定の方向性が見えてきたことを示しているといえる。

#### 第4章 障害当事者の参画と「推進会議」の成果（4期）

2003年には、一連の社会福祉基礎構造改革の潮流が障害者施策にも及び、支援費制度を経て、2005年に障害者自立支援法が制定された。

障害者自立支援法の特徴は、以下の5点にまとめることができる。

- ①基礎自治体である市町村が実施主体になり、身体障害、知的障害、精神障害の三つの障害を統合した新たなサービス体系を構築する。
- ②全国一律の障害程度区分認定により、市町村審査会が、サービスの利用の可否、サービスの利用区分を決定する。
- ③就労支援を重視し、一般就労への移行により障害者の自立を促す。
- ④国の義務的経費と地方自治体の裁量的経費により給付を行い、障害福祉計画を策定し、サービスの基盤整備を進める。
- ⑤応益負担による1割の利用者負担を導入する。

数々の矛盾をはらんだ障害者自立支援法のうち、「応益負担反対」で障害当事者団体は一致し、全国的な運動を展開した。あわせて、2008年、全国8地裁に対して、29名の原告が、「障害者自立支援法に基づき、障害を理由として支援サービスの1割を強要する応益負担は、生存権や幸福追求権の侵害であり、憲法に違反する」と障害者自立支援法違憲訴訟を一斉提訴した。この訴訟は、その後、第二次提訴、第三時提訴が行われ、最終的には原告は71名になった。

民主党を中心にした政権は、2010年、障害者自立支援法違憲訴訟原告団、弁護団と「基本合意文書」を取り交わし、障害者自立支援法違憲訴訟の終結を宣言した。

この基本合意文書にも大きく影響され、政府は、障害者自立支援法を廃止し、「権利条約」を反映した新たな総合的な福祉法制を構築するため、内閣府に「推進会議」を設置し、2010年、第1回会議が開催された。

「推進会議」は、24人の委員の約6割、14人が障害当事者と家族で占められており、「権利条約」のモットーである「Nothing about us Without us! (私たち抜きに私たちのことを決めるな!)」を具現化する期待が持たれていた。

「推進会議」において無年金障害者問題は、第1回会議に示された「論点たたき台」のなかで論点のひとつとして明記され、第7回会議において議論された。第8回会議では、関係団体として、「年金制度の国籍条項を完全撤廃させる全国連絡会」と「学生無年金障害者訴訟全国連絡会」がヒアリング対象になり、無年金障害者問題の実態が報告された。そして、第14回会議において、『障害者制度改革の推進のための基本的な方向』（以下、「第一次意見」と略す）が取りまとめられた。「第一次意見」を踏まえ、6月29日、政府は『障害者制度改革の推進のための基本的な方向について』を閣議決定している<sup>5)</sup>。

「第一次意見」では、「4. 個別分野における基本的方向と今後の進め方」の「3) 所得保障等」において、「障害者が地域で自立した生活を営むためには、一定水準の所得を保障することが不可欠である」ことを明記している。そして、無年金障害者を「国民年金制度の発展過程において生じた特別な事情等により、障害基礎年金の支給対象から除外されている」と定義し、「無年金障害者の困窮状態の改善を図る措置を早急に講ずるべきである」と提言している。具体的には、一部の無年金障害者を救済するために制定された特別障害給付金法の附則の実施を挙げている。

これらは、障害者の所得保障が障害者政策の中

心的な課題であること、無年金障害者問題が国民年金制度の発展過程において生じた構造的な問題であること、無年金障害者を早急に救済する必要があることを明記している点では画期的である。しかし、具体的な救済策としては、特別障害給付金法の範囲内での対称の拡大に留まっており、無年金障害者問題の根本的な解決に言及していない点に限界がある。

「政策委員会」では、第2回会議において、障害者基本計画の具体的な内容を協議するため、3つの小委員会が設置された。小委員会は3回開催され、集中的な協議が行われた。障害年金を含めた障害者の所得保障に関しては、第2小委員会において、障害者の就労・雇用の問題とあわせて協議された。

第2小委員会では、障害者の就労・雇用に関する意見や提言が多かったが、障害年金、そして無年金障害者問題に関する意見や提言も出されている<sup>6)</sup>。たとえば、川崎洋子委員（全国精神保健福祉会連合会）は、精神障害者に無年金障害者が多いことを述べたうえで、「身体、知的障害者に適用されている諸手当等を精神障害者も対象とすべきである」と提言している。また、佐藤久夫委員（日本社会事業大学）は、「第一次意見」と同様に、特別障害給付金法の附則の実施による同法の対象の拡大を提言している。

しかし、第2小委員会において専門委員として任命された百瀬優委員（高千穂大学 当時）は、「根幹的で全体に関わる政策課題」として、「障害者の所得保障（年金・手当等）の充実と見直し」を強調している。そして、障害者基本計画に欠いてはならない政策要素として、「障害年金の現行制度改善の検討規定」と「年金を受給していない障害者に対する所得保障の検討規定」を挙げている。これは、「推進会議」の提言に反して、公的年金の議論には障害年金の改正はまったく盛り込まれていないため、公的年金の議論と切り離し、「政策委員会」において、障害年金の「認定基準・方法、給付水準、加算制度、制度間格差などの面での改善を検討する必要がある」からである。

また、無年金障害者の救済策として、「本人も含めて家族の困窮をもたらす可能性が高いため、生活保護の見直しや特別障害給付金の拡大も含めて、年金以外の方策での救済措置を検討する必要がある」と述べている。そして、「障害ゆえに就労が困難であっても、年金の認定基準を満たせずに無年金となっている障害者に対して、認定基準・方法の見直しや労働政策との連携も含めて、所得保障のための施策を検討する余地がある」と述べている。加えて、無年金障害者数の推計の更新と、「無年金になった理由」、「経済状況」、「就労状況」、「居住状況」、「生活上の不安」などに関する実態調査の必要性も述べている。

これらは、無年金障害者問題の解決を含めた今後の障害年金のあり方を検討するうえで、体系的で具体的な提言であるといえる。百瀬委員の提言のポイントをまとめると、以下の4点になると考える。

- ①最新のデータに基づく無年金障害者数の推計の更新に加え、世帯を単位にした無年金障害者の貧困状態を念頭に置きながら、「無年金になった理由」、「経済状況」、「就労状況」、「居住状況」、「生活上の不安」などの実態を明らかにする必要がある。
- ②無年金障害者問題の今日の特徴を就労との関連からとらえる必要がある。
- ③障害年金の制度改正と無年金障害者の救済策の検討をともにすすめるためには、障害年金の受給要件、給付水準などに加え、制度間格差の課題がある。
- ④障害者の所得保障の充実のためには、障害年金が、生活保護、社会手当などと一体になったセイフティーネットとして機能する必要がある。

## むすびにかえて

本稿では、障害者政策、とりわけ障害年金の発展過程において、障害当事者運動がどのような役割を果たしてきたのかという経緯を概観し、そして、そこに無年金障害者問題がどのように位置づ

けられてきたのかを確認してきた。その結果、無年金障害者問題は、公的年金の編成過程の移行期における制度的な矛盾として発生してきたことが明らかになった。そして、この問題は、学生や在日外国人といった社会的弱者に顕在化しており、問題の要因が私的責任として片付けられないことも明らかになった。そのため、問題解決のためには行政訴訟という手段を採らざるをえず、この運動を障害当事者団体が支えることをとおして問題解決に向けての一定の方向性が見えてきたことも明らかになっている。

むすびにあたって、無年金障害者問題の解決に向けての今後の課題を3点提起する。

1点目は、障害当事者団体が調査活動、相談活動として行ってきた実態調査を横断的に比較することとおして、無年金障害者の実態を明らかにすることである。とりわけ、類似した調査票を活用しながら継続的に行ってきた「会」と「東京なくす会」がそれぞれ2回にわたって行っている「無年金障害者実態調査」はより精査する必要がある。

2点目は、これらの実態調査の分析を踏まえ、無年金障害者の実態を質的にも明確にすることである。事例として顕在化している無年金障害者の数は少ないが、詳細な質的な分析が可能な事例は少数ではあるが存在する。これらの事例に関して、生活歴分析法などを活用した質的な分析に取り組んでいきたい。

3点目は、障害年金を中心にした障害者の所得保障の課題を、日本のセイフティーネットの課題と関連させ、一層明確にすることである。この命題に取り組むためには、国際比較や障害者政策以外の先行研究のレビューがより必要であり、共同研究の必要性もでてくるであろう。

以上の課題を念頭に置きながら、今後も障害当事者の視点・指標・視座を重視した研究に取り組んでいきたい。

## 【注】

- 1) 以下は、学生無年金障害者訴訟、岡山地裁に

---

において、2003年11月25日に行われた「脊損連」理事長、妻や明証人に対する調書を参照したものである。

2) これは、老齢年金の受給が本格化する1985年の前に、保険料を短期間遡って支払うことにより、無年金者をなくそうとした特例制度である。「5年年金」、「10年年金」とも呼ばれているが、低年金者を生みだす弊害があったともいわれている。

3) これは、厚生年金保険の加入機関中に初診日があったとしても、初診日以前の厚生年金保険への加入期間が6ヶ月未満の場合、障害年金の給付対象にならないというものである。

4) この総括所見には、日本弁護士連合会のホームページ  
[www.nichibenren.or.jp/.../Alt\\_Rep\\_JPRep5\\_ICCPR\\_ja.pdf](http://www.nichibenren.or.jp/.../Alt_Rep_JPRep5_ICCPR_ja.pdf) からアクセスできる。

5) 「推進会議」の議論の経緯、資料などには、内閣府のホームページ  
[www8.cao.go.jp/shougai/suishin/kaikaku/](http://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/kaikaku/)

[kaikaku.html](http://kaikaku.html) からアクセスできる。

6) 「政策委員会」の議論の経緯、資料などには、内閣府のホームページ  
[www8.cao.go.jp/shougai/suishin/seisaku\\_iinkai/](http://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/seisaku_iinkai/) からアクセスできる。

#### 【参考文献】

- 小山進次郎（1959）『国民年金法の解説』時事通信社
- 百瀬優（2010）『障害年金の制度設計』光生館
- 無年金障害者の会（2006）『第2回無年金障害者実態調査報告書』
- 仲村優一・板山賢治 編（1981）『自立生活への道』全国社会福祉協議会
- 精神障害年金研究会 編（2013）『障害年金請求援助・実践マニュアル』中央法規出版
- 社会保険庁 年金保険部 編（1980）『国民年金二十年のあゆみ』
- 高藤昭（2009）『障害をもつ人と社会保障法』明石書店

磯野 博（静岡福祉医療専門学校 総合福祉学科長）

論文

# 「いじめ」当事者のソーシャル・インクルージョンに関する考察

— ニュージーランドの学校・地域・スクールソーシャルワークからの示唆 —

中部学院大学

宮 嶋 淳

## Suggestion about Social Inclusion on “Bullying”

— Interview investigation to school, community and school social work in New Zealand —

### Abstract

This paper investigates how a school community in which the victims of bullying are not excluded and the ideals of Social inclusion are implemented would be developed from the point of view of Social work.

To investigate, the author examined the bullying countermeasures of New Zealand, a formerly advanced country in child well-being that bullying situation was one of the worst in the world.

As a result, it was observed that the characteristics of New Zealand's bullying countermeasures were the coordination of education and social services in: the construction of a positive school environment through the development of a positive relationship between the people and schools and a theoretical framework of "school clusters".

Our country has studied these ideas and realized that it is necessary to train for the highly specialized Social worker to be able to develop “Educational community work practice”.

### Key words

Bullying, Social inclusion, New Zealand, School social work, Interview investigation

## I. はじめに

2011年10月、滋賀県大津市で発生した「いじめ自殺」事件は、わが国の学校のあり方を問う大きな事件として報道された。一連の報道の特徴を列記してみれば、①いじめの特徴、②学校のあり方、③加害者への処遇、④いじめ自殺の防止などである。筆者が注目するのは、わが国の「いじ

め」加害者への対応である。世論は「厳罰か・教育か」という二分法により、加害者への対応を議論している。一連の報道のあり様や社会的潮流を背景に国は法制定へと突き進んだ。このような社会的諸情勢を踏まえ、本稿では今後、わが国が進むべき「いじめ」問題対応についてソーシャルワークの視点から考察していく。考察のために筆者は、子どもの福祉先進国であるニュージーラン

ド（以下「NZ」と略す。）の「いじめ」対策について現地調査を行った。この調査の結果を踏まえ、「いじめ」加害者を厳罰に処し、社会的に排除するのではなく、被害者・加害者の双方並びに関係者のすべてがwell-beingを維持し続けられる、居場所の確保にかかる検討を進めるものである。すなわち、「いじめ」当事者のソーシャル・インクルージョンが具現化された居場所の確保のための方策を探索する。

ここでいう被害者・加害者並びにすべての関係者のwell-beingの達成とは、ソーシャルワークにおける根幹的価値「人権と社会正義」に拠って立つ視座によるものである。それは「いじめ」当事者の居場所の創造と確保に関するソーシャルワーク（以下「SW」と略す。）プラクティスの提供により到達することができる目的と一致するものである。

## Ⅱ．研究の背景と視点

2012年9月5日、文部科学省はいじめ問題で学校や児童生徒を支援する専門家の組織を全国200地域に設置することを柱とする「総合的ないじめ対策」を発表した。対策は天津市の中2自殺などを受け「国が受け身の対応だった反省を踏まえ、積極的な役割を果たす」と強調されている。教育委員会や学校への関与を密にするため、国の体制を強化するとされている。これまでいじめ問題は個別の教育課題とされ、原則、学校にその対応が任せられてきた。しかし、今般の国の動きは国の主体的な関与で問題の深刻化に歯止めをかけようとしていると解釈できる。そして「いじめ対策」の柱の一つに「学校の相談機能の強化」があり、スクールソーシャルワーカー（以下「SSW」と略す。）等の大幅な配置増が計画された。「学校の相談機能の強化」の方策として、2004（平成16）年にスタートした、コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）が該当する。コミュニティ・スクールという制度は、保護者や地域住民が学校運営へ参画し、学校を支援していく仕組

みである。しかしながら、平成22年10月の文部科学省初等中等教育局長決定における「学校運営の改善のあり方等に関する調査研究協力者会議の開催について」の中で、コミュニティ・スクールの課題として、①取り組みの地域差が大きい、②学校評価については実施に伴う負担感の軽減等が求められている、③保護者や地域住民から学校に期待される役割の増大等により教職員の多忙感が増大しているが指摘された。そして、文部科学省のホームページにある「コミュニティ・スクールQ&A」において、コミュニティ・スクールは「法律に基づき、学校運営、教職員人事について関与する一定の権限が付与」されており、学校長に対する圧力機関の色彩が強いという課題がある。

2013（平成25）年6月28日、国は「いじめ防止対策推進法」を成立させた。同法第1条（目的）において、いじめ防止に対する国や地方公共団体等の責務を明らかにし、学校内外でのいじめ防止への取り組みを推進させると規定された。まず同法の枠組みを本稿の目的に照らしてみてみると、第4条で「いじめの禁止」が明記され、「地域（第12条）」並びに「学校（第13条）」において、学校におけるいじめ防止等のために心理、福祉等の専門知識を有する者が参画した対策組織を置くこと（第22条）が規定されている。すなわち、いじめ予防対策は、学校内のみで完結されるものではなく、学校内外での対応が求められている。そして同法可決時、衆議院文部科学委員会による附帯決議は、いじめへの適切な措置に関して、適切な情報提供や事例検討を今後、積み上げていかなければならないと指摘している。つまり、法律が制定され、わが国のいじめ予防対策にかかる枠組みは示されたが、いじめ予防に関する具体的で有効な措置は今後、エビデンスを蓄積する中で見出していかなければならない課題とされているわけである。

わが国で提示された、法的いじめ防止対策に関する枠組みと現状の課題をこのように理解すると、筆者は高橋（2013：17）が指摘するように、コミュニティワークの視点と展開方法を再度、福

祉サイドが点検し、福祉と教育をリンクさせ、説得力あるエビデンスを提示し、蓄積していけるよう理論的な高度化が求められていると考える。これまでのコミュニティワークに欠如しがちであった「教育力」という視点からの実効性を、教育サイドにエビデンス・ベースで提示していくことができれば、両者の協働の機会はより一層具体的な展開を見せると考えるのである。これは高橋の言葉を借りれば「コミュニティワークの教育的実践をロジック化」し、エビデンスを提示していくことといえる。つまり、筆者は、コミュニティ・ベースの福祉と教育の「いじめ予防対策」としての協働とは、次のように定義できると考える。子どもたちは健全な環境において、適切な経験を積むことにより、人間として変化（成長）する可能性を有している。この可能性は、「いじめ」の被害者でも加害者でも有している。この変化（成長）の可能性は、学校や地域（コミュニティ）の関わりによって生じるのであるから、「いじめ」当事者を学校や地域（コミュニティ）から排除しないことが重要である。すなわち、当事者を社会的に排除しない理念であるソーシャル・インクルージョンの理念を、エビデンスをもって具現化していくことで、福祉サイドは教育サイドとの信頼関係を構築することができるであろう。なお本稿で用いる「コミュニティワークの教育的実践」と全国社会福祉協議会（http; 2013: 2）のいう「福祉教育」とは、上記したとおり一線を画する。

「いじめ」当事者を社会的に排除せず、学校と地域（コミュニティ）で関わりをもちながら、個の成長並びに人間関係の変化をもたらす取り組みとして、筆者はわが国の子どもSWにこれまで多大な影響を与えてきた、福祉先進国としてのNZに着目する。小松（1983: 22）は、NZが児童手当制（1926年）を世界で最初に導入した国であり、世界で最も早く子ども福祉の体系を確立した国として、国際福祉研究史の中で福祉先進国に位置づけられていると紹介している。また、わが国にスクールソーシャルワーク（以下「SSW」と略す。）を紹介した山下（2012: 14）は、「いじめ」加害

者と被害者の関係を修復していく方法論として「修復的対話」を紹介し、そのアプローチの普及・実践に取り組んでいる。そして、決定的に重要なことは、NZが2009年3月に、自国ウェリントン市で開催された教育省サミットで「いじめ発生率が世界で最悪のレベルにある国」と報告された苦い経緯をもつ国であることである（NZ総合情報: http）。これを克服しようとする取り組みから得られる示唆は計り知れないものがあると考ええる。

本稿は、「いじめ」当事者として、直接的には「いじめ」の被害者と加害者を念頭に置く。また、間接的には学校内外の関係者を射程に入れている。そして、根幹的な認識として、ソーシャルワークにいうソーシャル・インクルージョンの理念を地域（コミュニティ）で具現化していくことを目指す論考である。また、それを具現化していくために求められることは、福祉サイドの認識を教育サイドにエビデンスに基づき明確に示すことであると考ええる。その提示の方法として「コミュニティワークの教育的実践」という枠組みが活用できるという仮定に基づき論考をすすめる。つまり、本稿の仮説は、「いじめ」当事者のwell-beingを高めるソーシャル・インクルージョンを地域（コミュニティ）で具現化していくためには、福祉と教育の協働によるコミュニティワークの教育的実践を、ニーズに即して展開していく必要があるのではないか。その担い手として「エデュケーション・コミュニティワーク・プラクティス」を実践できるソーシャルワーカー（以下「SWr」と略す。）の養成が欠かせないのではないだろうか、というものである。

こうした論考を進めるに当たり、本稿では、上記の理由により子ども福祉の先進国NZに焦点をあて、現地調査を行った。その調査の結果、得られた知見を以下に詳述していく。

### Ⅲ. 調査の概要

#### (1) 調査の方法

本調査は、NZへの訪問調査により得られた

資料を翻訳し整理・分析するという文献調査法と、NZ現地の教育・福祉・SSWの関係者に対する半構造化面接法によるインタビュー調査法を用いた。得られた資料とデータの分析は、北島(2008)の見解や岩間(2000)によるソーシャルワークの理論的枠組みを活用した。とりわけ、人と環境と専門職の関係をトライアングル・モデルで構造化し、具体的事案についてはエコロジカル・モデルで関係づけを行った。また、筆者のパーソナル・バイアスに関する恣意性を吟味する理論として、西條(2007:109, 2008:49)が提唱する構造構成的質的研究法(SCQRM)における関心相関的視点を用いて内的チェックを行った。さらに得られたデータを意味論並びにコンテキスト上の整合性から分析し、考察を行ったうえで結論を導いた。

## (2) 倫理的配慮

NZ現地調査のアポイントの際に、本研究の趣旨・目的並びに以下のインタビュー項目及びインタビュー内容の研究上での活用について依頼し、了解の上で訪問した。また、インタビュー当日においても事前に示した文書を示し、再確認を行っている。調査内容並びに一連の手続きについては了解を得て、ICレコーダーに録音し、データをテープ起し、データ並びに活字レベルで保管している。

## (3) インタビュー調査の概要

インタビュー調査は、時期をまたいで2度にわたり実施した。

[1度目のNZ現地調査(以下「第1調査」とする。)の概要]

1) 対象者: NZ・ウェリントン市にあるChild, youth and family (政府・社会開発省の付属機関;「CYF<sup>5)</sup>」と略す。)スタッフ。Social work in Schools (以下「SWiS」と略す。)の主担当者: Eileen Preston。

2) 日 時: 2012年3月8日(木)午後2~4時及び9日(金)同時刻

3) 場 所: CYF本部内の会議室

4) 項 目: Q 1. CYFの概要。 Q 2. CYFの子ども支援ソーシャルワークの方法。 Q 3. ソーシャルワーカーのトレーニング方法とスーパービジョン。 Q 4. ソーシャルワークの質の保証と評価の仕組み。

[2度目のNZ現地調査(以下「第2調査」とする。)の概要]

1) 対象者: Kiri Alexander, Advisor, Care and protection Support, National Office Mark Brown, Chief Advisor, School & Community Engagement, Ministry of Education

Tina May Wilkins, BSW, SWRB Reg, Grad Dip Supervision, Social Work Manager, Child and Youth center

2) 日 時: 2013年3月11日(月)午後2時~5時及び12日(火)午前10時~12時

3) 場 所: ウェリントン市にある National Officeの会議室

4) 項 目: Q 1. 「いじめ」対策のうち、教育省と社会開発省が共同で取り組んだ政策・施策の概要。 Q 2. 「いじめを行った少年」の処遇。 ソーシャルワークの役割 Q 3. 「いじめが原因で自殺する少年・少女」の問題の取り扱い。 Q 4. 「いじめにより自殺した少年・少女の両親・兄弟姉妹のケア」のあり方。 Q 5. 「いじめの早期発見」の方法と考え方。 Q 6. 「いじめ防止」に係るNZの考え方と実際の動向

## (4) インタビュー調査の結果

第1調査で得られた知見の概要は次のとおりである。

1999年に設立したSWiSは、社会と家族に関する積極的な教育的・社会的・健康的状態を達成しリスクを減らすため、子どもと家族への素早い介入を行う。SWiSの目的は、①子どもたちが学校に出席し、つながりをもっていることを促進し、②アイデンティティの感覚を強め、安全で社会性のある子どもたちを育てる、すなわち③健康な子ども達の成長を擁護することである。このため、

次のようなモデル事業を展開してきたという。

＜2006年：スタッフのマニュアルづくり＞：スタッフの訓練期間中、オリエンテーションを含め、4つの段階を踏み、現場に赴くことになっている。

＜2007年：マニュアルの見直しとデータベース化＞：前年度のマニュアルの内容を網羅した、SWrの活動を記録するデータベースが完成している。

＜2008年：モニタリングとコスト管理＞：データベースをモニタリングするためのマニュアルが作成され、コスト意識を醸成するためのコスト管理の項目が追加されている。

＜2009年：符号化と効率化＞：マニュアルの完成。各項目に番号が振られ、「〇〇番の業務」と共通理解を生み、効率化が促進されている。

＜2011年：政府の公認＞：政府公認のサービスマニュアルが作成される。「クラスター・ミーティング」の項が設けられ、その目的とプロセスが明記された。

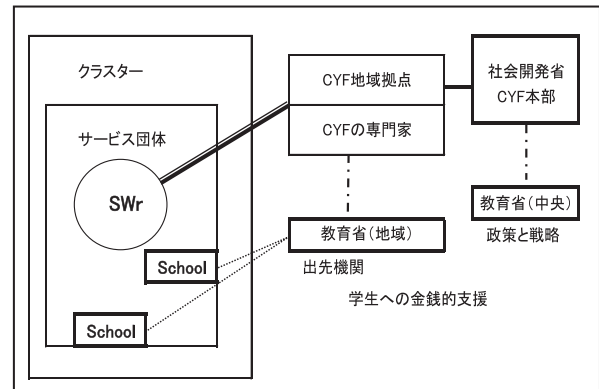
＜2012年：スーパーバイザートレーニングカリキュラム＞：CYFによる「学びと開発プログラム2012」が作成され、スーパーバイザーのためのカリキュラムが公表された。

SWiSは、このようなモデル事業を展開し、支援が必要な地域への重点的なスタッフ配置を実現させている。SWiSのSWrは、NGOに籍を置き、学校コミュニティのスタッフのパートナーとして働き、子どもたちの安全と幸せのため、子どもとその家族をサポートする。SWrは、一つの、あるいは多くの学校で働き、子ども400～700人程度を1つのクラスターとして学校間連携を構築するということであった。

なお、この段階で「学校コミュニティのクラスター化」など、わが国とは異なる概念・理念・枠組みが提示されたので、追調査を行うこととした。

第2調査で得られた知見の概要は次のとおりである。なお、インタビュー調査の概要は巻末資料

として掲載した。SWrが学校コミュニティを支える仕組みのイメージは図1のとおりである。



出典：Child, youth and family, 2008, “Multi Agency Support Services in Secondary Schools”

図1 SWiSのソーシャルワーカーの学校支援関係図

教育省と社会開発省の連携は、CYFとSWiSとの連携、そして学校コミュニティとしてのクラスター内におけるサービス提供団体と学校のパートナーシップとして展開される。学校を支援するSWrの役割は、子ども達と家族・集団のサポート・調整を行なうことである。とくにSWiSのマネージャーは、SWrと地域の教育行政との間で専門的な知識を共有して働くことを調整する。つまり、より良い学校コミュニティを達成するために、①コミュニティをベースとした戦略的なグループ活動、②SWiSのワーカーとCYFのスタッフの連携したトレーニングやスーパービジョンの実施、③チーム・サポート、④業務と情報の共有機会の提供。①の戦略的なグループには、オペレーター・マネージャー・業者・実践家・教育省の地域責任者が含まれるとされている。また、当該地域グループは定期的に会合を開き、①コミュニティにおけるSWiSのサービスに関する優先順位を決め、②コミュニティのニーズをアセスメントしレビューする。そして、③サービスに関する認識のギャップを埋め、連携し、④関係機関が専門的知識を共有し、如何にしてニーズに接近し共に働くかを考える。つまり、図1にいう「クラスター」とは、理論的に構築された上記の①～④の機能を有する学校を中心としたコミュニティで

ある。すなわちNZにおける学校コミュニティとは、「クラスター」と呼ばれ、わが国でいう「地域（コミュニティ）」とは異なる。NZの学校コミュニティは、子ども達がどの学校に通うのかを、子どもとその家族等が自由に選択できる「選択的コミュニティ」である。子どもとその家族等は、評判のよい＝学校風土が良好で、ランクの高い学校を選択し、家族等が子どもの送り迎えを行う責任を果たしている。このことからわが国の学校制度のように、「今、住んでいるところ」を優先した区割りはNZでは通用しないと考えられる。つまり、人の集まりと土地柄、地縁を優先的に考慮したコミュニティという概念が用いられるのではなく、学校を拠点として新たに構築された集まりを援助の対象とするという枠組みを「クラスター」と呼んで「学校コミュニティ」の支援構造と機能を明記しているのである。以下、この意味で「学校コミュニティ」を「学校クラスター」と表記する。

#### IV. 考 察

資料解読とインタビュー調査から得られた、子どもたちを排除しない「学校クラスター」づくりの特徴は次のとおりであると考えられる。

NZ教育省は、非行に至った子どもたちを排除するのではなく、肯定的な学校風土を形成することを優先的に実践している。健全さも非行も今ここで生じている事象・事案（行為）であり、文化の表出である。したがって、行為者である子ども

を全体として否定し、排除しなければならないことではない。このことを背景として、教育省は3つのコアを示し、「学校風土の改善」を目指している。NZの学校施策において、各学校は1～10までのランキング付けがされる。上位（10が最上）のランキングに入る学校は、地域から認められ、寄付金も増え、成績の良い、健全な子どもたちが集まる。親もランキングをみて、学校を選択するのである。「高いレベル」とは、このことを指している。また「生徒間格差」は、学校のランキングによって、当然に学力差が生じるし、課外活動の内容も左右され、生活体験全体としても格差が生じる。これは相矛盾するようであるが、公平さよりも地域の力を信じることにプライオリティをおいている、NZ政府の教育行政施策上の意図と読み取れよう。そう読み取ってみると、第3のコアはより明確となる。権限を持つ学校が学校としての努力をし、保護者や市民、地域を巻き込もうとしたにもかかわらず、市民からの信頼を得られなければ、政府が支援するというものである。このことは次に示すNZ教育省の階層的な子ども支援施策（図2）にも顕著であり、教育的介入の裾野はすべての子どもたちを対象としており、「リスク予防」に焦点が当てられている。一方、ハイリスクを生起している子どもたちの数は限定され、集中的早急的専門的に教育省自らが介入して進められていることがわかる。3つの階層にいう中位階層の援助者欄をみると、教職員やNGO、地域の参画が想定されており、「学校風

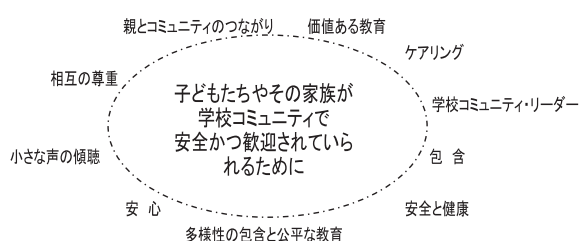
| プログラム／介入方法／サービス                                                                    | 介入のタイプ                     | 対象となる子どもたち                                                       | 援助者                                                 |
|------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------|------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------|
| ・最終段階にある集中的なサービス<br>・危機的行動に対抗するサービス                                                | ハイリスクな場合<br>個人への介入         | 緊急に支援が必要な子どもたち<br>＝年220ケース程度                                     | 教育省                                                 |
| ・学校教育外教育－親プログラム<br>・学校教育外教育－教師プログラム<br>・回復のための実践<br>・チェック&接続プログラム<br>～民族重視のパイロット事業 | 少しリスクがある場合<br>目標を明示し、予防する  | 5年間以上親プログラムを利用した子どもたち＝35,000人<br>5年間以上教師プログラムを利用した子どもたち＝253,000人 | 教育省<br>NGO<br>Iwi<br>学習支援教員<br>子ども早期教育協会<br>地区健康協議会 |
| ・学校－拡大枠組み<br>・wellbeingウェブツール<br>・マイ・フレンド・パイロット事業<br>・オンライン相談事業                    | すべての学校で<br>リスクが発生することを予防する | 5年以上学校－拡大枠組みを活用した子どもたち＝346,000人                                  | 教育省<br>学校内支援チーム                                     |

出典：ministry of Education, 2012, “positive Behavior for Learning” p 23

図2 学齢期の子どもたちへの介入類型

土」形成に焦点があてられていることがわかる。

NZ教育省がいう「肯定的な学校風土（巻末資料）」とは、人と人との関係が肯定的で、相互承認がなされ、ソーシャル・インクルーシブな認識がスタンダードであるとされている。そこには身体的・心理的・社会的・スピリチャルな側面での健康が維持された関係があり、一人ひとりが解放されているという特徴がある。そして、ここでも「すべての文化は尊重され価値がある」と、文化の尊重を価値づけている。これがNZの教育省が目指す「肯定的な学校風土」であり、「学校クラスター」と言い換えられている概念である。学校コミュニティ（クラスター）（図3）とは、場所ではない。学校を介して出会う人と人との関係である。つまり、学校コミュニティの肯定的な学校風土とは、人間関係的健康が保持された状態が学校を介する人々の間で持続されている状態ということができるだろう。ゆえに、「学校+well-being」が包括的に成り立つと示唆されていると考えるものである。



出典：Ministry of Education, 2012, “Positive School Climate in all New Zealand Schools and Kura”

図3 学校コミュニティ（クラスター）の概要

NZにおいては、上記したように「肯定的な学校風土」を形成するとともに、その風土を育てていく「学校クラスター」を、クラスターの住人の参画によって、主体的に形成していこうとする教育上の施策が展開されている。これによっていじめや非行の当事者である子どもたちを排除しないよう対応していると考えられる。これは教育省と社会開発省との連携により展開された施策的成果であり、NZでいうクラスターにおけるSWが展

開できる仕組みの特徴であると認識しておきたい。NZにおける「学校クラスター」における肯定的な学校風土の構造と機能を上記のように理解し、これがNZにおける「いじめ」等不適切な人間関係の問題への対応であり、ソーシャル・インクルーシブな方策であると考えられるものである。これらのことから、かつて子どもの福祉先進国と呼ばれたNZのSWを展開する仕組みについて学ぶことは、わが国の子どもを取り巻く福祉施策の向上にとって重要であると考えられる。とくにNZの施策づくりにおいては、実践面が重視され、帰納的方法によるエビデンスの蓄積がデータベースを構築し、かつその後も継続して活用されようとしている。このことはSW実践にとっての効果測定にもつながる。業務遂行上の厳しさが指摘できる一方、SWの専門性の向上が的確に評価される仕組みが施策に位置づけられていると評価できる。

## V. 結 論

NZの教育の根底には多文化尊重の思想があることである。それはマオリとパケハの文化を常に対等に扱おうとする各種法律や諸制度の整備状況から顕著な特徴として確認しておくことが重要である。これを踏まえて教育省が考える肯定的な学校とは、①子どもたちが高いレベルの課題を達成し、②子どもたちの達成レベルに格差が小さく、③市民から信頼される教育がなされている学校である。このような学校を形成するためには、学校が単体としてではなく、学校クラスターとして十分に機能していけるための、肯定的な学校風土を高められることが期待されている。学校クラスターが、求められる本来の機能を発揮しているならば、子どもも親も教職員も、敬意のある包含的な居場所で、人間関係的健康のもとでwell-beingし続けられると考えられている。すなわち、これは「いじめ」を行った加害者である子どもも学校クラスターという枠組みの中で、適切な対話やカンファレンスを経て居場所を確保できる

という考え方であり、ソーシャル・インクルージョンの理念を実現しようとする試みである。NZにおける教育と福祉の連携による学校クラスターは、高度に専門化されたSWiSのSWrを媒介役として、本稿でいう「エデュケーション・コミュニティワーク・プラクティス」が展開できる場を、クラスターの住人の主体性のもと、構造化し、機能させるための工夫がなされている。

わが国とNZの間には、「学校コミュニティ（クラスター）」の捉え方に大きな隔たりがある。すなわち、第1に「学校コミュニティ（クラスター）」の理論的成熟性である。そして第2に、住民主体と当事者主体にかかる理論的整理とエビデンスの蓄積である。第3に「いじめ」当事者の主体性とエンパワメント（権限委譲）についてである。わが国の学校選択は「受動的」である一方、「特権的」でもある。したがって、「特権」を有さない者は、排除されないために親も子も必死に学校に執着しつつ「主張しない」態度をとらざるを得ない。これを克服し、「学校を私たちのもの」に取り戻すために、教育サイドと福祉サイドは主体性と権限を、すべての子どもとその家族等に引き渡し、子どもと親、並びに関係者が各々の役割と責任を持って協働していくことが必要なのである。その意味からもNZの「学校クラスター」の理念と体制、その枠組みと展開の試み・方法を学ぶ必要性は高く、教育的実践のロジック化が求められる。学校クラスターのすべての住人は、NZ教育省が掲げる肯定的な学校風土の理想像に向かい、同クラスターの主体性にかかるランクの向上をめざす。そうしたロジカルな教育的実践は、主体的な学びとして実を結ぶ。そのプロセスを住民とともに実践するコーディネーター、あるいはクラスター・エデュケーターとしてSWrが機能しなければならないのではないかと。

わが国が「いじめ」当事者のソーシャル・インクルージョンをめざし、NZの現状から学ぶべきことは、わが国におけるコミュニティ・スクールという施策やわが国の地域福祉で提唱されているコミュニティの概念、これまでのコミュニティ

ワークの限界を超えて、教育的実践としてのコミュニティワークを展開できる仕組みを、ソーシャル・キャピタルの視点で構築し機能させる工夫とプランニングを高度化していくことだろう。それは、NZの教育省と社会開発省が共同で構想する、学校と人々を結びつける関係性に着目した学校クラスターという着想による学校風土の改善という枠組みにヒントがあるだろう。そして、それを実現させていくために、筆者は「エデュケーション・ソーシャルワーク・プラクティス」を実践できる人材を養成していくことがカギとなるのではないかと考える。

今後、NZにおける第3の現地調査を行い、本稿で述べた理念や仕組みが如何に運用されているのかを追調査していく予定であり、それによりNZにおける「いじめ」当事者のソーシャル・インクルージョンの実現への課題と到達点を明らかにし、本研究の目的関心に迫っていきたい。

## 文献

- Aotearoa New Zealand Association of Social Workers, 2008, “Code of Ethics - Second Revision”
- Child, youth and family, 2008, “Multi Agency Support Service in secondary Schools”
- 岩間伸之（2000）『ソーシャルワークにおける媒介実践論研究』中央法規
- 小松隆二（1983）『理想郷の子供たち ニュージーランドの児童福祉』論創社
- 北島英治（2008）『ソーシャルワーク論』ミネルヴァ書房
- Ministry of Education, NZ, 2012, “Positive Behavior for Learning”
- Ministry of Education, NZ, 2012, “Promoting a positive school climate in all New Zealand Schools and Kura”
- 文部科学省 ([http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/community/index.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/community/index.htm)) . 検索：2011.8.1.
- ニュージーランド総合情報 (<http://nzdaisuki.com/news/news.php?id=4083>) 検索：2011.8.2.

西條剛史 (2007)『ライブ講義 質的研究とは何か ベーシック編』新曜社

西條剛史 (2008)『ライブ講義 質的研究とは何か アドバンス編』新曜社

高橋 満 (2013)『コミュニティワークの教育的実践 教育と福祉とを結ぶ』東信堂

山下英三郎 (2012)『修復的アプローチとソーシャルワークー調和的な関係構築への手がかりー』明石書店

山下英三郎 (2010)『いじめ・損なわれた関係を築きなおすー修復的対話というアプローチ』学苑社

全国社会福祉協議会 (2013)「社会的包摂にむけた福祉教育～共感を軸にした地域福祉の創造～」

全国社会福祉協議会「福祉教育・ボランティア学習について」(<http://www.zcwvc.net/>) 検索：2013.1.23.

#### (注)

1) 例えば、中日新聞では「いじめで学校捜査 (2012.7.12.)」「大津の中学校に強制捜査 (2012.8.19.)」「目撃生徒集め 実況見分 (2012.8.21.)」「弥富いじめ争う姿勢 (2012.9.15.)」など、「いじめは犯罪である」という認識の報道が続いた。

2) ここで想定しているのは、国際ソーシャルワーカー連盟が2000年に採択したソーシャルワークの定義や、それを解釈した北島 (2008：47) の見解である。

3) 地域住民や保護者等が学校づくりに参画するコミュニティ・スクールの指定校数は、2012 (平成24) 年4月1日現在で1,183校であるが、未導入県が9県 (青森、山形、栃木、富山、石川、福井、静岡、愛媛、鹿児島) にも及ぶ。

4) 同法成立直後の2013年7月10日、名古屋市で中学2年生が転落死している。中日新聞 (2013.7.13.) の社説では「“大津の教訓” はどこに」と警笛を鳴らしている。

5) CYFは、NZで最も大きなSWrの雇用先であ

り、その数は1,300人を越える。CYFの役割は、①子ども・若者及びその家族が被っている虐待やネグレクトなどの問題から子どもを保護し助けるために法的な権限を有して介入する、②青少年に関する裁判制度のもとで、犯罪若者をケアし、生活の場とサービスを提供する、③養子縁組を家庭裁判所に申し立て、生みの親と育ての親をマッチングさせるとともに評価する。また、過去の養子縁組者の情報を管理する、そして④コミュニティにおける子どもを保護し助け、資金を提供する。

(CYFのホームページ参照 (<http://www.cyf.govt.nz/>) 2011.2.2.検索)

6) NZの各法には、必ずマオリの文化を尊重する旨の規定が条文化されている。SW関連では、NZソーシャルワーカー協会 (1993) の倫理綱領は2つの言語で作られている。

#### 参考資料

##### 資料1：“Promoting a positive school climate in all New Zealand Schools and Kura”

NZにおける肯定的な学校風土の形成のための優先事項  
NZの教育省の考える3つのコア

1. 生徒の高いレベルの課題の達成
2. 生徒間達成レベルの格差の縮小
3. 公教育に関する市民の信頼の増進

教育省は、これらに課題を抱える場所に対し、優先的に支援を与える。

支援は、学校を大きな枠組みで捉え、学生も親も地域も、SWiS (スクールソーシャルワーク管轄部局) も、安全なケアと学びの環境を提供できるように調整を行う。

「肯定的な学校風土」とは何か？

学校における人間関係のすべてが肯定的である。こうした関係は、相互承認と包含的認識で成り立っている。

それはすべてのモデルとなり、尊敬の文化が標準となる。

「肯定的な学校風土」の特性とは何か？

子ども・親・スタッフが安心・快適・受容されていると感じられること。

健康的で敬意のある関係は、学校コミュニティのすべてのメンバーの中で促進される

子どもたちはリーダーシップを発揮し、よきロールモデルに成長する

親とコミュニティ・メンバーは、活動的である。積極的な活動は強化され、子どもたちは深い関係形成の機会を得る。

それは人種的な差別・偏見・ハラスメントのない機会である。

すべての子どもたちの学びの結果は、高度な文化的理解として強調される。

すべての文化は尊重され価値があるとされる。

#### 実践上のガイドライン

- すべての関係者が、肯定的で排除しない、肯定的な学校風土を構築するための役割を持っている。それは、リーダーやスタッフ、学生、親、地域の人々の解決に向けた行動が安全とケア、サポーターな学校コミュニティに関するより深い展望を共有しているかにかかっている。
- 良い学校風土の構築は、学校コミュニティにおける健康的で互いを尊重する関係による。それは学生同士もあれば、親同士、親と子どもたちの間にも存在しなければならない。
- 良い学校風土の構築は、公正さの実践とウェルビーイングをサポートする教育環境を整えることに関連するので、すべての子どもたちに整えなければならない。
- 単一ではない解決方法は、良い学校風土の創造とメンテナンスを保証する。成功は、すべての人々を含めた部門で絶え間なく進行し、包括的で協力的な努力を要求しているだろう。

## 資料2：第2調査の概要

Q 1. 「いじめ」対策のうち、教育省と社会開発省が共同で取り組んだ政策・施策の概要。

「いじめ」や「暴力」など学校が荒れてきたので、教育省の立場から積極的な対応を行うことにした。教育省は、子どもを取り巻く環境が改善すると教育効果も向上すると認識している。不正な行動を取る子どもたちを、罰するというよりもポジティブなアプローチを目指している。75万人の学齢期の子どもたちを、3つのレベルに分けて対応できるプログラムがある。通常の対応でよい子ども。次に少し悪い子ども。そして複雑なケース。一人ひとりに対応する。指導の仕組みが必要になる子どもがいる。3段階すべてのレベルを学校の先生が担当するのではなく、どの子どもにどのようなケアが必要なのかをつきとめていく。その後、社会開発省に協力を求める

こともある。

「問題が多い学校」から「思いやりのある学校」に転換する。一人の人間を育てるためには、村全体が子どもを育てるという「意識をもつ」「行動をする」ことが大切である。学校は、村の一部である。理想の村の中では、理想の倫理観を育てることができる。

学校にソーシャルワーカーを配置していくという施策は、NZの各地域の経済状況によって異なる。貧しい地域では、置けないところも多い。しかし、学校が選択すれば、配置できる。ソーシャルワーカーがいることの大切さは、地域や両親が働いてほしいという感覚を主体的に持つことが必要である。準備ができていない学校とは、必要としている家族がいるかどうかに関わる。

Q 2. 「いじめを行った少年」の処遇。ソーシャルワークの役割は。

いじめ事案に出会ったとき、相手との問題を解消するために建設的な関係修復的な、「わかるだろう」を捨てて、友だち関係を創ることを教えるようにしている。学校に回復プログラムがある。専門的技術が必要である。事態が深刻化することを防ぐ。家族・地域社会を含めたミーティングを行い、話し合いによっていじめの深刻化を未然に防ぐ。当事者が自覚して、納得して参加するミーティングであり、問題があるということを認識することが大事である。つまり、加害者が阻害されず、参加することが大事。加害者が自ら考えていくこと、孤立させないことが大事。

Q 3. 「いじめが原因で自殺する少年・少女」の問題の取り扱い。

大変なエネルギーが必要であったが、コミュニティが変化してきているところもある。

Q 4. 「いじめにより自殺した少年・少女の両親・兄弟姉妹のケア」のあり方。

「スクールボード（学校運営委員会）」があり、複雑な事案の場合、学校が退学処分を行

うこともある。学校個々の権限が強いので、具体的機能はさまざまである。青少年犯罪法のシステムで、暴力が重度の場合は起訴される。カンファレンスに、被害者の家族や関係機関、関係者が集まる。カンファレンスの目標は、加害者に自分の罪を認めさせること。教育的対応により効果を上げること。被害者の家族が情報を得る機会となる。

Q 5. 「いじめの早期発見」の方法と考え方。

小学校では、いじめ・トラブルのときに、いかに対応するのかを教育する。いじめをした子も被害者であるといえる。なぜ、いじめなければならなかったのかと、背景を考慮する。より早い時期に見立てられれば、早い時期に修復することができる。大人になる前に、対応が完了することを目指す。

Q 6. 「いじめ防止」のNZの考え方と実際の動向

子どもには学校に残ってほしい。学校が安全な環境に変化していくことを考える。Well-beingスケールを用いて調査する。転校は自由にできる。転校は問題の先送りにしか過ぎない。転校は問題の解決にならない。加害者は退学になるが、心の傷として残る。加害者と被害者の両方を助けたい。加害者の支援を重視している。学校やリーダーのトレーニングを行っている。警察や健康関係者も。被害者が加害者になることも当然ある。いじめを容認することで、いじめが助長される。生まれた時からいじめをする子どもはいない。であれば、いじめという行為をどこかで学んだはずだ。年齢差のある集団、強いグループ、兄弟、流動的で一対一ではないかもしれない。この観点は、国を超えて同じではないか。

宮嶋 淳（中部学院大学人間福祉学部准教授）



論文

# 現代の大都市下層シングルマザーに関する研究

— 地域社会における子どもの貧困対策に向けて —

金沢大学大学院

成 田 隆 人

## Study on modern single mother in the big city lower class

— For poverty measures of the child in community —

### Abstract

From this investigation, the real image of the mother and child household of the big city lower class surfaced. The first cannot understand various systems that family nurturer complicated. Therefore preparations for the independence of the household are placed under the situation that is not begun. Family nurturer has some kind of mental problems of the second. Therefore it is in a difficult state to get the working income that a household is only required to a minimum.

### Key words

Poverty of the child, the big city lower class, mother and child household, community, wellbeing

## I. はじめに—研究の背景と目的

### 1. 研究の背景

『子どもの貧困対策の推進に関する法律』が2013年6月の参議院本会議で可決され成立した。同法の中身をみると、自治体には国と協力して子どもの貧困排除に向けた施策の策定および実施の責務が課せられている。あくまでも政府において「子どもの貧困対策に関する大綱（案）」が閣議決定されたあとの事柄ではあるが、基礎自治体は現在のカテゴリー化された社会福祉制度のもとで「教育支援」、「就労支援」および「経済支援」なども射程となる同責務に対して、どのようにして当該地域の状況に応じた施策を策定し実施していけばよいのだろうか。

子どもの貧困<sup>1)</sup> 問題の背後には、ひとり親家

庭の貧困問題が存在する。2011年度の『全国母子世帯等調査報告』によれば、実家での同居なども含む母子世帯の総数は、約124万世帯で前回の2006年度調査から約9万世帯増加し、児童のいる世帯の約1割を占めている。母子世帯<sup>2)</sup> の母の就業率は、約80%で前回調査から4ポイント下降している。就業している母子世帯の母のうち約47%がパートタイム労働などの不安定就労で前回調査から4ポイント上昇している。第1表のとおり、母子世帯の平均年収は291万円、その内の就労収入平均は181万円と前回調査から10万円増加している。養育費の取り決めをしている世帯は約38%、養育費を受給している世帯は約20%で月額平均は約4.3万円と横ばいの状況である。一方で、児童のいる世帯の平均所得は、2010年で658万円であった。

第1表 ひとり親家庭の状況

| 区 分  | 世帯数    | 就業率   | 常用雇用    | 臨時・パート  | 平均収入  |
|------|--------|-------|---------|---------|-------|
| 母子世帯 | 76万世帯  | 80.6% | (39.4%) | (47.4%) | 291万円 |
| 父子世帯 | 8.8万世帯 | 91.3% | (67.2%) | (8.0%)  | 455万円 |

出所：平成23年度全国母子世帯等調査報告を基に筆者作成

さらに、児童扶養手当の受給者数は右肩上がりの傾向が続いており、2010年3月末現在の受給者数は制度発足以来最多の約98.6万人であった。また、厚生労働省の『被保護者調査』によれば、2010年度の母子世帯数は10万2000世帯であった。

上記を整理すると、母子世帯の7割程度が児童扶養手当を受給しているものの、生活保護を受給している母子世帯は1割程度にとどまっている現状にあることがみえてくる。

母子世帯の7割が児童扶養手当を受給しているにもかかわらず生活保護を受給する母子世帯が1割にとどまっているということは、所得の再分配機能が有効に機能しているということなのだろうか。これを検証するために、「所得再分配後の貧困がどのくらい存在するのか」をみしてみる。国立社会保障・人口問題研究所は、2010年の「国民生活基礎調査」を基にした推計で19歳以下の子どもがいる母子世帯の貧困率を48%と公表している。厚生労働省が2009年に公表した『子どもがい

る現役世帯の世帯員の相対的貧困率の公表について』によれば、日本のひとり親世帯の貧困率は、OECD加盟国中で最下位の58.7%であった。また、OECDが2008年に公表した『政府の再分配によるひとり親家庭の貧困削減率』によれば、日本は最下位の2%であった。

次に、貧困・低所得階層にある母子世帯で育った子どもたちは、その後貧困から脱却できているのだろうか。道中隆（2009）は、被保護母子世帯における生活保護（貧困）の世代間継承<sup>2)</sup>について、B府C市の2006年4月1日現在の生活保護受給世帯3924世帯から、ランダム抽出した390世帯を類型・項目別に調査している。その調査結果によれば、貧困の背景には、第2表のとおり「最終学歴の低位性」が深く関与していることが読み取れる。そして何よりも「貧困状態にある母子世帯で育った子どもたちは、その貧困を継承している」実態が浮上してくる。

第2表 貧困（生活保護）の連鎖の状況

| 区 分<br>(学 歴) | 被保護母子世帯 |      | 世代間継承 |      | 10代での出産 |      |
|--------------|---------|------|-------|------|---------|------|
|              | 実数      | 構成割合 | 実数    | 構成割合 | 実数      | 構成割合 |
| 中 卒          | 41      | 38.7 | 18    | 41.9 | 13      | 46.4 |
| 高校中退         | 29      | 27.4 | 13    | 30.2 | 11      | 38.3 |
| 高卒以上         | 36      | 34.0 | 12    | 27.8 | 4       | 14.3 |
| 計            | 106     | 100  | 43    | 100  | 28      | 100  |

出所：出所：道中隆（2009）を基に筆者が一部修正

以上を整理すると、言うまでもなく子どもは親を選ぶことができない。にもかかわらず、親の置かれた社会環境を子どもが全面的に引き受けると

するならば、あまりにも不条理ではないだろうか。「子どもの貧困対策」には、「貧困の世代間連鎖」を視野に入れた解決が求められる。とりわ

け、相対的貧困率の高い「母子家庭」に対する支援のあり方を根本的に見直す必要がある。このことは、本研究が「大都市部における被保護母子世帯」に焦点をあてた調査を実施する理由でもある。

現代の大都市下層の母子世帯は、そもそもどのような支援を求めているのだろうか。本稿では、筆者が実施したA区福祉事務所における被保護母子世帯に対する全件調査結果を元にして、望ましい子どもの貧困対策のあり方を探っていくことにする。

## 2. 研究目的

前述の問いに答えるためには、貧困の渦中にある当事者から直接学ぶことが重要であると考えている。したがって、本研究では当事者の声に耳を傾けるために、2011年度の調査時点において当事者である被保護母子世帯に対する調査を実施した。

あらためて上記を踏まえた本研究の主目的は、大都市下層の母子世帯が抱えている生活問題を可視化したうえで貧困問題に対する望ましい支援施策のあり方を探っていくことにある。なお、本調査は政令指定都市の協力を得て実施し、A区管内における生活保護受給中の全母子世帯を調査対象としている。

## II. 研究方法

今回の調査は、大都市下層の母子世帯が抱えている課題を探るために、自計式のアンケート調査を用いた。

A区のある大都市は、生活保護を始めとする厚生労働行政においては全国的な動向を示す縮図ともいわれている。そのために、同市はサンプルデータの収集を目的とした国のモデル事業を実施することがある。

そのなかでもA区を選定した理由は、大都市の特徴がより強く反映されているからである。具体的に言えば、A区は四方を同市の他区に囲まれて

おり、他市町村との境界線を有していない。

### 1. 調査対象

調査対象者は、2011年7月1日時点における大都市A区管内の全被保護母子世帯の世帯主とした。なお、A区管内の全被保護母子世帯（24世帯、有効回収率37.5%）であり、調査は2011年7月1日から2011年12月31日の間に実施した。

### 2. 調査方法

自計式の郵送方式によるアンケート調査は、A区福祉事務所職員が依頼文書、質問用紙および大学院宛返信用封筒を対象者に配布し、大学院内の正規職員が送られてきた同封筒を学内に保管する方法で実施した。

### 3. 調査内容

調査項目は、「生活保護受給期間」、「世帯人員」、「国籍」、「年齢」、「最終学歴」、「現在の就労収入月額」および「自由記述欄」などである。

### 4. 分析方法

アンケート調査により回収したデータは、単純集計で全体の状況を把握したうえで、第一に、被保護母子世帯の世帯主の学歴と就労率にはどのような関係があるのかを分析した。第二には、不就業の同世帯主を分析することによって学歴以外の就業を阻害する要因を分析した。第三には、大都市下層の母子世帯が必要としている支援のあり方を探るために「自由記述欄」の分析を行った。

### 5. 倫理的配慮

アンケート調査の対象者には、倫理的な配慮として個人が特定される内容を調査票から除外したうえで、調査目的および個人情報の保護等を明記した協力依頼に関する文書を調査票に添えた。加えて、A区福祉事務所およびA区の上級監督官庁には、調査の趣旨および個人情報保護の遵守を口頭説明したうえで文書を提出し研究協力への同意を得た。さらに、調査結果の分析の際には、調査

対象者の人権を最優先するよう細心の注意を払った。

### Ⅲ. 研究結果

#### 1. 大都市A区における被保護母子世帯の調査結果

今回の調査結果によれば、第3表のとおり、

高・専門学校卒の被保護母子世帯の世帯主の就労者は、5人中3人(60%)で、小・中卒者の就労者は、4人中1人(25%)となっている。さらに、日本国籍の同世帯主に焦点を当ててみると、高・専門学校卒者の就労者は、4人中2人(50%)に対して、小・中卒者の就労者はいなかった。

第3表 大都市下層のシングルマザーの学歴と就労状況

(単位：人)

| 区 分 | 小卒 | 中卒    | 高卒    | 専門学校卒 | 計     |
|-----|----|-------|-------|-------|-------|
| 不就労 | —  | 3     | 2     | —     | 5     |
| 就労中 | —  | 1 (1) | 1 (1) | 1     | 4 (2) |
| 計   | —  | 4 (1) | 4 (1) | 1     | 9 (2) |

注：括弧内は外国籍の人数を再掲

(筆者作成資料)

次に、第4表のとおり健康保険証の所持者は、日本国籍の1人のみであった。

第4表 被保護母子世帯の健康保険証所持状況

(単位：人)

| 区 分 | 小卒 | 中卒    | 高卒    | 専門学校卒 | 計     |
|-----|----|-------|-------|-------|-------|
| 有   | —  | —     | 1     | —     | 1     |
| 無   | —  | 4 (1) | 3 (1) | 1     | 8 (1) |
| 計   | —  | 4 (1) | 4 (1) | 1     | 9 (2) |

注：括弧内は外国籍の人数を再掲

(筆者作成資料)

更に、第5表のとおり全9人中4人(44.4%)が、健康保険証の不所持を起因とする不都合を抱えていることが明らかとなった。さらに、日本国籍の母子世帯に焦点を当ててみると、7人中4人(57.1%)が同問題を抱えていることが明らかと

なった。

また、第3表の「不就労」5人は全員日本国籍であった。また、精神疾患を抱えている同世帯主も存在した。

第5表 健康保険証の不所持を起因とする生活問題の発生状況

(単位：人)

| 区 分 | 小卒 | 中卒    | 高卒    | 専門学校卒 | 計     |
|-----|----|-------|-------|-------|-------|
| 有   | —  | 1     | 2     | 1     | 4     |
| 無   | —  | 3 (1) | 2 (1) | —     | 5 (2) |
| 計   | —  | 4 (1) | 4 (1) | 1     | 9 (2) |

注：括弧内は外国籍の人数を再掲

(筆者作成資料)

そして、第5表の生活問題において「有」に区分されていた母子世帯に着目してみると、該当する同世帯主の全4人中3人（75%）が、第6表に

ある9歳以下の末子を抱えていることが明らかとなった。

第6表 末子年齢と大都市下層のシングルマザーの就労状況

（単位：人）

| 年 齢 | 0 | 1 | 2 | 3 | 4～6 | 7～9 | 10～12 | 13以上 | 計    |
|-----|---|---|---|---|-----|-----|-------|------|------|
| 不就労 | — | — | — | 1 | 1   | —   | 1     | 2    | 5    |
| 就労中 | — | — | — | — | 1   | 1   | 1（1）  | 1（1） | 4（2） |
| 計   | — | — | — | 1 | 2   | 1   | 2（1）  | 3（1） | 9（2） |

注：括弧内は外国籍の母親数を再掲掲

（筆者作成資料）

## 2. 大都市に在住する被保護母子世帯からの訴え

大都市A区管内で実施した生活保護受給母子世帯に対するアンケート調査において、調査票を回収することができた9件の自由記述欄を見てみると、「記載あり」が4件〔44.4%〕、「記載なし」が5件〔55.6%〕であった。なお、回収した9件のシングルマザーの国籍は、日本7件〔77.8%〕、フィリピン2件〔22.2%〕であった。また、日本国籍に限定すると、回収した7件中「記載あり」が4件〔57.1%〕であった。

次に、「記載あり」の4件について分類した結果は、何らかの意見が記載されていたものが3件で、「特になし」が1件であった。

一方で、自由記述欄におけるシングルマザーB・C・Dからの訴えは、やむを得ず生活保護を受給しているシングルマザーからの切なる願いであると言える。実際のシングルマザーB・C・Dからの訴えは、以下のとおりである。なお、記載にあたっては、原文のまま記述することとする。」

シングルマザーBは、生活保護に関する自由記述欄において、次のように訴えている。

今まで母子家庭でしたが、生活保護が優先の手当なのか、母子はどうしたらいいのかアドバイスがほしい。区役所の人に聞いてもわからない。〔大都市A区在住40代・高卒・同居の子2人・就労収入なし・受給期間1年未満〕。

次に、シングルマザーCは同記述欄において次のように訴えている。

医療機関に行きたい場合に、わざわざ医療証を制作してもらう為に区役所に行かなくてはならない事が不便です。以前みたいに（国保）手元にあれば便利だと思うのですが？〔大都市A区在住50歳以上・中卒・同居の子1人・就労収入10～15万円未満/月・受給期間1年未満〕。

さらに、シングルマザーDは同記述欄において次のように訴えている。

毎回受け取りに行くのが、病気の為つらいです。ひどいうつ病の為、人と会いたくないのにたくさん人がいる所に行くのがかなりつらい。〔大都市A区在住30代・専門学校卒・同居の子1人・就労収入3万円未満/月・受給期間1年未満〕。

## 3. 小括

今回の大都市A区における被保護母子世帯を対象とした調査によって、次の2点について明らかにすることができた。

- ① 高卒者（専門学校を含む）である被保護母子世帯の世帯主の就労率は、中卒者よりも高い。
- ② 健康保険証の不所持は、被保護母子世帯の自

立を妨げている可能性が高い。

#### IV. 考 察

本章では、前述のシングルマザーからの個別の訴えについて考察する。

シングルマザーBの「今まで母子家庭でしたが、生活保護が優先の手当なのか、母子はどうしたらいいのかアドバイスがほしい。」からは、複雑化した社会福祉・社会保障制度に関する知識を習得した支援者が求められていると言い換えることができるだろう。次に、シングルマザーCの「医療機関に行きたい場合に、わざわざ医療証を制作してもらう為に区役所に行かなくてはならない事が不便です。」からは、ワーク・ライフ・バランスにも配慮した新たな医療扶助制度が求められていると言えるのではないだろうか。そして、シングルマザーDの「毎回受け取りに行くのが、病気の為つらいです。」からは、スティグマの伴わない新たな生活保障制度を必要としていると言えるのではないだろうか。さらに、シングルマザーC・Dの訴えからは、子どもを守るために生活保護申請を決意し当初想定されるスティグマに対する覚悟をしたうえで生活保護を受給したものの、受給後には想定外のスティグマが訪れていることが推察される。

上記3点の大都市下層のシングルマザーからの訴えは、「地域で子どもの貧困問題に取り組む必要があることを示唆している」と言えるのではないだろうか。

#### V. 結 論

最後に、今回の大都市A区における調査結果について総括的に論ずる。

本調査からは、次のような大都市下層の母子世帯の実像が浮かび上がってくる。その第一は、世帯主が複雑化した各種制度などが理解できないために、自立に向けた準備が始められない状況下に置かれている母子世帯の姿である。第二は、世帯主が何らかのメンタル問題を抱えているために、

最低限必要とされるだけの就労収入を得ることが困難な状態にある同世帯の姿である。これらの実像のように、ひとりでは消化しきれない問題を抱えながらも未受診の状態が続いている同世帯の世帯主が、地方からの転入者を含め大都市には多数存在しているものと推察される。さらに、大都市下層の母子世帯に対する支援には、カテゴリー化された部門別の一般職員による支援ではなく、社会福祉・社会保障をはじめとする関連制度を理解した社会福祉専門職によるソーシャルワーク<sup>3)</sup>が求められていると言えるのではないだろうか。

なお、本稿の意義はリーマンショック後の厳しい経済環境のなかにある大都市下層の母子世帯の実像を浮上させた点にあるものと考えている。

#### VI. おわりにー今後の課題

本研究結果からは、今後論点を深めるべき課題もみえてきている。それは、大都市下層のシングルマザーの訴えから導出された「地域で子どもの貧困問題に取り組むこと」である。

筆者は、地域社会と職域社会が分離して以降、特定非営利活動法人などの新たな地域主体が従来の職域社会が担っていた活動を補填しきれていないため、地域福祉活動に陰りがみえてきていると考えている。その一方で、地域福祉システムの構築は行政主導ではなく公民協働で実施すべきであると考えている。したがって、地域福祉システムは、行政依存型から脱却した新たな公民協働を構築したうえで「社会福祉協議会や社会福祉法人施設および地域住民組織を主にした従来型の地域福祉を選択するのか」、あるいは「特定非営利活動法人をはじめとする新たな主体（公共）を中心にして開拓的に新たな地域福祉のあり方を構築していくのか」を選択することが望ましいと考えている。それゆえに、地域社会に即した地域福祉システムのあり方を公民協働で構築できる仕組み作りが大切であると考えている。また、地域毎に異なる福祉ニーズに対しては、地域の実情を把握することができる基礎自治体がコーディネートしていくことが重要なのではないだろう

か。さらには、社会福祉協議会が基礎自治体と連携して支援者・被支援者双方からの多様な地域ニーズを的確に捉えていくことが、地域福祉の更なる増進につながるのではないだろうか。

最後に、子どもの貧困対策には「地域産業の活力」が重要なのではないだろうか。なぜならば、筆者は貧困の渦中にある子どもたちが貧困の連鎖を断ち切り貧困の罠から抜け出すためには、文武両面からの保障・支援が必要であると考えているからである。確かに、奨学金制度、就学援助および教育扶助などの充実により、学習の機会を保障・支援することは大切なことである。その一方で、子どものスポーツや芸術分野における保障・支援策は、あまりにも脆弱なのではないだろうか。

本調査は、A区福祉事務所のご協力をなくしては成立しなかった。A区の監督官庁含めご協力頂いた職員の方々に心から感謝を申し上げたい。

## 注

- 1) 子どもの貧困とは、「子どもが経済的困難と社会生活に必要なものの欠乏状態におかれ、発達の諸段階におけるさまざまな機会が奪われた結果、人生全体に影響を与えるほどの多くの不利を負ってしまうことです。これは、本来、社会全体で保障すべき子どもの成長・発達を、個々の親や家庭の“責任”とし、過度な負担を負わせている現状では解決が難しい重大な社会問題です（子どもの貧困白書編集委員会編 2009：10）」。
- 2) この世代間継承とは、生活保護を親子二代に渡って受給している場合のことを指している。
- 3) ソーシャルワークとは、「狭義では、病気や障害、加齢などによって働けなくなった人たちや、失業、劣悪な住宅状況など、貧困がもたらすさまざまな生活問題を対象に、相談やサービスを提供することをいい、これを体系的に整理し、大学での専門職業養成に必要な教育体系を

まとめる過程で形成されてきた。また、広義では、社会的ケアシステムの形成とその実施を担い、ソーシャルワーカーの養成・教育を進めるなかで公的資源や政策に対する働きかけをすることまで含めて体系化された（中央法規出版編集部2012：382）」。

## 文 献

- 阿部彩（2008）『子どもの貧困－日本の不公平を考える』岩波書店。
- 秋山智久（2007）『社会福祉専門職の研究』ミネルヴァ書房。
- 岩田正美監修、山縣文治編（2010）『リーディングス日本の社会福祉第8巻 子ども家庭福祉』日本図書センター。
- 川村匡由・亀井節子（1998）『産業福祉論 シリーズ・21世紀の社会福祉』ミネルヴァ書房。
- 神原文子（2010）『子づれシングルーひとり親家族の自立と社会的支援』明石書店。
- 子どもの貧困白書編集委員会編（2009）『子どもの貧困白書』明石書店。
- 厚生労働省（2012）『平成23年度全国母子世帯等調査結果報告』
- 道中隆（2009）『生活保護と日本型ワーキングプア－貧困の固定化と世代間継承』ミネルヴァ書房。
- 小川利夫（1985）『教育福祉の基本問題』勁草書房。
- 柴田譲治（2007）『貧困と地域福祉活動－セツルメントと社会福祉協議会の記録』みらい。
- 神野直彦・牧里毎治編（2012）『社会起業入門－社会を変えるという仕事』ミネルヴァ書房。
- 杉本貴代栄（2012）『福祉社会の行方とジェンダー』勁草書房。
- 橘木俊詔（2010）『日本の教育格差』岩波書店。
- 中央法規出版編集部（2012）『六訂 社会福祉用語辞典』中央法規出版。
- 山野良一（2008）『子どもの最貧国・日本－無学力・心身・社会におよぶ諸影響』光文社。

成田 隆人（金沢大学大学院人間社会環境研究科 博士後期課程大学院生（2013年9月30日 退学））



論文

# 自立生活センターの日米の差異

— 介助者とコーディネートを中心に —

中京大学

伊 藤 葉 子

## Difference in Center for Independent Living in Japan and the United States

— Focusing on coordination and assistants —

### Abstract

This paper discusses an overview of the process of populating the independent living movement in Japan, and compares the functions of Center for Independent Living(CIL) in Japan and the United States, especially focusing on coordination and assistants. The differences are in two points. First, in Japan, CIL has provided assistants by organized preparation. Secondly CIL has conducted coordination of assistants. This difference is due to the social conditions of people with disabilities in the 1980's in Japan.

### Key words

Independent Living Movement, Center for Independent Living, assistants, coordination

## I. はじめに

障害者を主体として運営される自立生活センター（Center for Independent Living: 以下、CIL）は、現在、地域移行、地域生活支援の中心的組織の1つとして、大きな役割を果たし、そのうちの多くが相談支援事業や居宅介護指定事業を展開している<sup>1)</sup>。こうしたCILは、国際障害者年や1980年代に日本国内で開催された各種の自立生活セミナーで来日したアメリカのCILを運営する障害者リーダーらにより日本に移入されたと理解されることが多い。

しかしながら、日本における自立生活運動の生成と自立生活の理念は、1980年代にバークレー自立生活センター（Center for Independent Living Berkeley：以下、バークレー CIL）を代表とするアメリカ型のCILが影響を与えたとする立場があ

る一方、日本の障害者による自立生活運動は1970年代より存在し、その成り立ちによっても、アメリカの自立生活運動とは質的に異なる立場があることも指摘されている<sup>2)</sup>。

さらに、1980年代以降、設立が活発化する日本のCILは、アメリカ型のCILが行うピア・カウンセリング（peer counseling）や自立生活プログラム（Independent Living Program）により障害者をエンパワメントすることを積極的に取り入れる一方で、障害者自らが介助者を直接雇い、対価を支払うという介助システムをそのまま移入することはできなかった。それは、1970年代から80年代当時の日本の障害者に対する所得保障、居住サービスや介助サービスなどの在宅福祉サービス、交通や物理的環境のアクセスの問題など、地域生活の支援基盤が不足していたことに加え、日本の障害者が介助者との対等な関係を構築しにく

かったことにある。

日本のCILは、設立当初より、日常生活に不可欠な介助者の確保と介助のコーディネートについて組織的な対応を展開した。介助者の確保と提供をピア・カウンセリングや自立生活プログラムなどの自立生活支援と一体的に提供することは、アメリカ型のCILにはない日本のCILの差異の1つである。こうした展開が、今日の日本のCILによる障害者運動と事業体の両輪的運営を特徴づけてもいる。

だが、こうしたサービス提供が1980年代当初より取り組まれていたこと、その理由が当時の障害者自身が置かれた社会環境を背景とし、CILを運営する障害者自身の視点によるサービス事業展開であったことは、一部の研究者を除きあまり知られてはいない。

## II. 研究の目的と方法

本稿は、日本に自立生活の理念を積極的に移入したアメリカ型のCILと日本のCILとで、どのような差異があるかについて整理する。特に、日本のCILが設立当初、自立生活の理念を移入し、具体的なサービス提供をするにあたって、どのような具体的方策を取ったのかに注目する。なかでも、全身性の重度身体障害者の自立生活にとって必要不可欠である「介助者の確保」と「コーディネート」を中心に論ずる。

本稿では、1986年に設立されたヒューマンケア協会が発行した文献などを主な分析素材とする（ヒューマンケア協会1995、1996、1999）。その理由は、第1に、日本のなかでも最も早く設立された自立生活センターの1つであること<sup>3)</sup>。第2に、アメリカのCILで積極的に学んだメンバーにより「自立生活センター研究会」を1984年に立ち上げ、1986年のCIL設立に際しても、またその後もアメリカ型のCILと積極的に交流し、障害者運動とCIL事業をヒューマンケア協会が展開してきたことによる<sup>4)</sup>。なお、障害者主体の生活に提供される直接的ケアを本稿では「介助」とするが、

引用文中に「介護」とある場合や文脈の中で「介護」という表現が適切な場合は「介護」を使用する。

## III. 自立生活運動の日本への移入と自立生活センターの設立

### 1. 日本への自立生活運動の移入

三ツ木によれば、アメリカの自立生活運動の日本への移入は、丸山一郎が1977年に『働く広場』で障害者運動について紹介したことが始まりではないかという（丸山1977）<sup>5)</sup>。

丸山は大分の太陽の家、東京都心身障害者福祉センターを経て、1972年より結核患者運動により設立された東京コロニーに勤務していた。東京コロニーは、アメリカの障害者福祉情報を発信する『リハビリテーション・ギャゼット』を翻訳し、1973年より発刊していた。その後、丸山は、リハビリテーション交流セミナーの事務局を担当し、1981年に開催された「国際リハビリテーション交流セミナー・リハビリテーション交流セミナー'81（第5回）」開催にも尽力している。本セミナーでは、すでに当時、カリフォルニア州リハビリテーション局長であったエド・ロバーツを招き、「障害者の自立生活」と題する講演を実施している。

また、同年から始まったミスタードーナツの「障害者リーダー米国留学研修事業」に参加した研修生らにより、バークレーCILをはじめとするアメリカ型のCILの実践が障害当事者の実体験に基づき報告された。

同研修事業の第1期研修生である土屋健造は、研修報告書『自立へのはばたき』のなかで、障害者が介助者を直接雇用することへの驚きを以下のように記している。

（アメリカでは：筆者追記）介護者にお手伝い願うというようなことは言いません。「介護者を雇うのだ」と言います。どうして雇うなんていうことを言えるかと申します

と、介護者もみんなプロフェッショナルなのです。ボランティアではございません。全部一時間単位でお金を払って、労働契約の下に介護の援助を受けるわけです。ですから、私も介護者を雇っていたわけです。向こうではそういう言い方が通常の言い方なので、非常に私自身びっくりいたしました。(土屋 1983: 20)

当時のパークレー CILでは、介助者であるアテンダント (attendant) を希望する人のリストを用意し、介助はあくまでもお金を得るための仕事として存在していた<sup>6)</sup>。

その後、本格的な自立生活運動と理念の移入は、1982年の3回にわたる「障害者自立生活セミナー」と1983年3月から始まった東京、神奈川、愛知、京都、北九州で開催された「日米障害者自立生活セミナー」といえる(障害者自立生活セミナー実行委員会1982a、1982b、1983、日米障害者自立生活セミナー中央実行委員会1983)<sup>7)</sup>。

1983年の「日米障害者自立生活セミナー」では、7名のアメリカCILの障害者リーダーが来日した。彼らは、職業的リハビリテーションにとどまらず、自立生活の理念が社会を揺り動かす力を持ち、社会制度の条件整備なくして障害者運動は実を結ぶことはなく、それは障害者自身の手によって推進されるものでなければならないということを強く主張した。

## 2. 日本における自立生活センターの設立

「日米障害者自立生活セミナー」の開催以降、日本国内でもCILを名乗って活動する障害者による当事者組織が出てき始める(樋口2001: 15)。日本国内のCILには、いくつかの系譜があるとされ、三ツ木は札幌いちご会(1977年)、京都の日本自立生活センター(1984年)、静岡障害者自立生活センター(1984年)、八王子のヒューマンケア協会(1986年)などをその先駆けとしている。さらに、これらのCILを「長年にわたる地域での障害者運動の実践を基盤に新たな事業として自立

生活センターを取り入れた例」として、ヒューマンケア協会、名古屋のAJU車いすセンター、静岡障害者自立生活センター、日本自立生活センターをあげる。その他、「障害者運動を通して自立生活センターに移行していった例」として、札幌いちご会などを、さらに、「当初から自立生活センターとしてスタートした例」として、町田ヒューマンネットワーク、西宮のメインストリーム協会などをあげ、分類を試みている(三ツ木 1994: 117)。

1970年代からあった日本の障害者運動は、アメリカ型の自立生活運動およびCILへの理解が深まるにつれ、多様な形で影響を受けた。次第に、日本国内でもCILが設立され、1991年には全国組織である全国自立生活センター協議会の設立に至っている。

## IV. 自立生活センターの日米の差異

### 1. 介助者の確保と2つのコーディネート

障害者運動と自立生活の理念が、社会を変え、障害者自身に力を与え、その実践は障害者自身の手によって推進されるべきであり、その拠点はCILであるとする考えによって、日本国内でもCILは増加していった。とはいえ、当時の障害者福祉制度や介助事情から考えると、アメリカ型のCILをそのまま移入することは困難であった。

CILの日米の差異を介助者の確保とコーディネートに焦点を当てて整理すると、図表1にあるように、大きく2点があげられる。第1に介助者の確保についてである。アメリカでは障害者が介助者を直接雇うのに対し、日本は組織的に介助者を確保し、派遣する介助システムを構築してきたという点がある。第2に、コーディネートについては、2つの機能がある。ひとつには、ピア・カウンセリング、自立生活プログラムを実施し、自立生活そのものの実現を同じ障害者がサービスとして提供する自立生活全般に関わるコーディネートである。これは日米に共通するものである。しかし、日本の場合、ピア・カウンセリング、自立

生活プログラムとともに、一人の障害者に複数の介助者を派遣したり、ひとりの介助者が複数人の障害者の介助を担当するようローテーションを組んだり、障害者と介助者との関係を調整するという介助のコーディネートというもうひとつの機能

も必要に応じて提供した。さらに付け加えるならば、日本のCILは、自立生活全般のコーディネートと介助者の確保や介助のコーディネートとを両輪とし、同時に提供している点にその特徴がある<sup>8)</sup>。

図表 1

自立生活センターの日米の差異

|                   | アメリカ                                | 日 本                                  |
|-------------------|-------------------------------------|--------------------------------------|
| 介助者の確保            | 障害者本人が介助者を直接雇用                      | CIL が組織的に介助者を確保し派遣                   |
| コーディネート<br>(自立生活) | CIL がピア・カウンセリングや自立生活プログラムをサービスとして提供 |                                      |
| コーディネート<br>(介助)   | 障害者本人が介助のスケジュールを組み人間関係調整を自らが実施      | 組織的に介助のローテーションを組みコーディネーターが介助関係の調整を図る |

筆者作成

1980年前後の日本においても、「重度脳性マヒ者介護人派遣事業」や生活保護法における他人介護加算を利用して、「障害者が介助者に介助費用を支払う関係」は部分的にはあるが存在した。とはいえ、当時、多くの全身性の重度障害者は、家族に頼るか、入所施設での生活が大半であった。事実、1975年から始まった他人介護加算特別基準支給開始に先駆けて、1日4時間以上の要介護者は「むしろその処遇等を施設によって画くことをすべきである」との厚生省通知(社保第35号)が出され、1978年には運輸省の通達で車いす利用者の乗合バス乗車について、「乗降に必要な介護人が同伴していること」「運転手への必要な合図等は介護人が行う」等の条件が付され、1999年までの21年間これらの項目や指示は削除されることがなく、単独での乗車が認められていなかった。

したがって、当時の全身性重度障害者による自立生活は、わずかな公的ヘルパーと無償のボランティアによる介助者の確保なくして実現は不可能であった。「消費者」として介助を「サービス」として買い、介助の担い手を「雇う」、そしてなによりも生き方を自分自身で管理していけることこそが真の自立だというアメリカ型のCILの自立

生活は、「障害者リーダー米国留学研修」の研修生らに大きな衝撃を与えたことは、当然のことといえよう。

## 2. 介助者を直接雇用するアメリカ型の自立生活センター

アメリカ型のCILは当初より、介助者を組織として養成し、登録、派遣するのではなく、いわゆるダイレクト・ペイメント (Direct Payment) によるパーソナル・アシスタント (Personal Assistant) のように、障害者による介助者の直接雇用を前提としていた。これは、CILの認定基準からもわかる。図表2は、1985年の全米障害者評議会によるCILの基準と全国自立生活センター協議会の加盟条件の比較である。全国自立生活センター協議会では、CILが提供する4つのサービスに介助サービスが含まれているのに対し、全米障害者評議会によるCILの基準では、中心となるサービスに介助サービスは含まれていない。

アメリカ型のCILの多くが実施する介助サービスは、障害者が自ら介助者を選び、自らの介助のスケジュールを調整し、本人が満足する介助を介助者に習得させ、給与を支払い、不都合があれば

図表 2

アメリカの自立生活センターの基準と日本の全国自立生活センター協議会加盟条件

| アメリカ<br>(全米障害者評議会によるCILの基準1985)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | 日本<br>(全国自立生活センター協議会加盟条件)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>①理事会の51%は障害者でなくてはならない。<br/>                 ②重要な決定をくだす幹部のすくなくとも一人は障害者でなくてはならない。<br/>                 ③職員の1名は少なくとも障害者でなければならない。<br/>                 ④多様なサービスの1つ以上を行っている。<br/>                 上記に加え、<br/>                 ⑤4つの中心となるサービスを提供しなければならない。<br/>                 ・情報提供と照会<br/>                 ・ピア・カウンセリング<br/>                 ・自立生活技術訓練<br/>                 ・アドボカシー（権利擁護）<br/>                 ⑥2つ以上の種類の障害者にサービスを提供しなければならない。</p> | <p>①意思決定機関の責任および実施機関の責任者が障害者であること。<br/>                 ②意思決定機関の構成員の過半数が障害者であること。<br/>                 ③権利擁護と情報提供を基本サービスとし、且つ次の4つのサービスのうち2つ以上を不特定多数に提供していること。<br/>                 ・介助サービス<br/>                 ・ピア・カウンセリング<br/>                 ・住宅サービス<br/>                 ・自立生活プログラム<br/>                 ④会費の納入が可能なこと。<br/>                 ⑤障害種別を問わずサービスを提供していること。</p> |

ヒューマンケア協会（1995）及び全国自立生活センター協議会ホームページを参考に筆者作成

雇用関係を解消する、といった雇用主となるための方法をサービスとして障害者に提供していた。したがって、障害者と介助者は雇用関係にあり、介助の主体は障害者自身ということになる。

### 3. 日本における住民参加による介助者の確保とコーディネート

直接雇用のアメリカ型のCILに対して、ヒューマンケア協会はCIL設立当初より「神戸ライフケア協会」の高齢者ヘルパー派遣制度を参考にして、コーディネーターによる派遣方式を採用した。コーディネーターを介助サービスに組み込んだ理由は、地域住民が参加することを通して、互いが支え合う社会をめざすという理念と、当時の障害者がすぐさま自分で介助者を確保し、管理する力量が不足していたこともあるだろう<sup>9)</sup>。ヒューマンケア協会代表の中西は、コーディネーター方式の介助システムの採用について、当時の日本の障害者が置かれた文化的、社会的背景について以下のように記している。

（アメリカ型のCILは：筆者追記）介助者のリストを見せて本人が選択するという方式を取っており、「神戸ライフケア」のコーディネーター方式とは異なっていた。これは

国情の違いがあり、日本人に介助者と給料、勤務内容、解雇通告を自分でやれといっても、障害者でなくても自己表現の苦手な民族にはかなり難しいなと感じた。しかし、ゆくゆくはそうあるべきだとも感じた。（ヒューマンケア協会1996：8）

ヒューマンケア協会のコーディネーターは、当初は、既に自立生活をしている障害者が担当した。このため、精神的なフォローとしてのピア・カウンセリングも兼ねながら、自立生活に何が必要かを具体的に本人と一緒に考えることもできた。ピアであることによって説得力をもって業務にあたることもできた。また、コーディネーターは、介助者からの相談にも対応し、双方の関係調整や時には障害者の代弁的役割を果たした。

後に、中西はコーディネーターを入れて行う介助サービスシステムについて、スウェーデン、ストックホルム自立生活協同組合議長や自立生活研究所所長を歴任したアドルフ・ラツカから批判されたことを踏まえ、当時の日本においてはやむを得なかったと述べている。

（ラツカが：筆者追記）「障害者と介助者の間にコーディネーターのような中間媒体が

入ると障害者の声が届きにくくなる」と批判したシステムであるが、契約関係になれない日本人のなかで、特に社会経験が乏しい障害者の場合、自立の一步目から給料の契約をするのは困難だろうという思いでこのシステムを選択した。いまでは、確かにアドルフのいうことも一部当たっていると思える。(中西 2001: 35)

介助内容の当事者管理というアメリカ型のCILや障害者による直接雇用のパーソナル・アシスタントを採用するスウェーデンのラツカの理念からみると、日本のCILが実施する介助のコーディネート方式は障害者主体の組織が実施するとはいえ、当事者管理の原則からは距離のあるものだった。しかしながら、自己選択、自己決定による自立生活の実現と、その結果を自己責任という形で引き受けるアメリカ型のCILの自立生活とは異なり、家族や専門家に日々の生活を長く委ねてきた日本の多くの障害者にとって、障害者自らが雇用主になる必要性を感じつつも、人間関係づくりや社会経験が乏しい当時の日本の障害者には、ピア・カウンセリングや自立生活プログラムといったピア・サポートとあわせて、コーディネートを通じた介助サービスの組織的な提供は必要な配慮であったといえよう。

## V. 自立生活センターのめざすもの — 介助は手段であり、目的はその人らしい生活の実現と社会変革 —

日本のCILの設立は、介助の担い手の絶対的な不足から住民参加型の介助者確保とそれに伴う介助のコーディネートをその特徴とするが、介助は自立生活のための手段に過ぎず、最も重要なことは、障害者自身が自らの可能性に気づき、主体的な生活を実現し、社会を変えることであった。

ヒューマンケア協会は、アメリカ型のCILのように、介助者を管理するためのトレーニングを実施するには、その前段階として、障害者が自己を肯定的に捉え、地域生活の技能を獲得する取り組

みが日本では必要だと考えていた。その手だてが、ピア・カウンセリングや自立生活プログラムであった。真に障害者が地域で自立生活を果たすには、ピア・カウンセリング、自立生活プログラムと介助サービスは常に一体として提供されなければならない。

ヒューマンケアでは、介助サービスと自立生活プログラムを二本柱と考えています。これはたとえば、自立生活プログラムだけを提供した場合を想定してみればわかるのですが、自立のための技能、知識を得ても、それを地域社会のなかで活用して生きる基盤となる介助サービスが存在しなければ、いったい何のための勉強だったのかということになりますし、そのような先の見通しのないところで学習意欲が湧くはずありません。その逆に介助サービスだけが行われた場合には、生活技能の未熟な障害者は介助者とのトラブルや経済上の問題が生じた時、それを解決し抜け出す手段も方法も持ち合わせないという状況に陥りかねません。またそれ以上に危険なことは、介助者に介助を依頼するだけでなく、精神的にも依存してしまうことです。こうなってしまうのは、何のために介助サービスを提供したのか、わけのわからないことになってしまいます。つまり自立の阻害要因を提供することになってしまうのです。(中西 1988: 127-128)

このように、自立生活プログラムと介助サービスの一体提供という考え方の背景には、障害者が自らの可能性に気づき、介助サービスのセルフ・コーディネートを行い、主体的な地域生活を営み、社会参加するという自立生活運動の理念があった。さらに、自らの生活のためだけでなく、自立生活での経験を社会に活かすという自己実現と社会変革が最も重視され、このことは、その後のアジアや南米における日本のCILによる海外支援、自立生活運動およびCIL設立支援に進展

することとなった。

## VI. おわりに

組織的に介助者を確保し、必要に応じて介助のローテーションや介助関係の調整を第三者がコーディネートするという日本の特徴は、現在の日本の障害者の自立生活にどのような変化をもたらしているだろうか。

最も大きな変化は、介助関係にあるといえるだろう。

これは、村田が指摘する事業受託に伴うジレンマと自律性の維持とも関連する(村田2009)。従来のCILにおける介助サービスは、障害者と介助者の対等な関係を重視し、介助者は障害者の生活課題を自らの課題として共に取り組む傾向にあった。しかし、介助の仕事が副業とする短時間労働者を中心とした派遣事業を展開するCILでは、共に取り組む関係ではなく、一時的な介助関係により介助者の障害者運動への参加もまた一時的で、介助者にとって運動は他人事になっているという指摘もある(新田2009:118)。CIL設立の背景やどのような立場をとるかによって介助労働を専従とする人の生活保障の安定をめざす派遣事業の取り組みもあり(自立生活センター立川2000)、近年では、介助者の立場から全ての人の所得保障をめざす動きも生まれている(渡邊2011)。

2003年の支援費支給制度以降、多くのCILの介助サービス部門は、行政から指定された事業所になった。CILが運営する事業所から介助者の派遣を受けていても、障害者自らがケアのスケジュールを組み、自分にあった介助の提供ができる介助者を育てることもあるが、事業所のコーディネーターに介助のローテーション、介助関係調整を任せるようになってきた当事者も少なくない。このことにより、CILが運営する介助派遣といえども、時に、事業所の都合が優先されることもあり、障害者主導から事業所主導に変化していると指摘されることがある(AJU自立の家2011)。

他方で、2014年度より重度訪問介護が対象拡大し、知的障害や精神障害当事者に対する意思決定支援に対し、CILの権利擁護機能、当事者主体の事業展開に期待が寄せられている(岡部2006、2010)。

CILが障害者主体、利用者中心の自立生活を実現するサービス提供には、CILの原点である権利擁護やセルフ・アドボカシーの機能を制度・政策の変遷に応じて、より鮮明に位置づけていくことが不可欠である。

\* 本研究は、科学研究費補助金 基盤研究B(課題番号:22330177)「障害者運動とソーシャルワークの協働と葛藤—国際比較による実証的研究」(研究代表者・杉野昭博)の助成を受けたものである。また本稿は、2012年12月16日の「日韓シンポジウム『障害学の日韓交流』」で発表したものを加筆・修正したものである。

### <注>

- 1) 全国自立生活センター協議会(Japan Council on Independent Living Centers; JIL)に加盟するCILは2013年7月24日現在、128か所である。
- 2) 日本の自立生活運動の起源をアメリカに求める代表的な立場としては、定藤丈弘や北野誠一(定藤・岡本・北野1993)、1970年代の青い芝の会などを先駆けとする立場としては、立岩真也(立岩1990、1999、2013)、また、廣野俊輔は、障害者による自立生活運動といっても、自立生活の意味や求める制度、介助関係のとらえ方によって異なる立場があることを指摘している(廣野2011)。
- 3) 自立生活を目的とした障害者主体の活動やセンターの設立は、後述するようにヒューマンケア協会よりも早く存在している。京都の日本自立生活センターはヒューマンケア協会よりも以前に設立されたとされるが、アメリカ型のCILに学びながら日本のCILとして最も早く設立されたのは、ヒューマンケア協会と言えるだろう。

- う。
- 4) 1984年の「自立生活センター研究会」には、ハワイ自立生活センターに設立時から関わり、スタッフも務め、「日米障害者自立生活セミナー」でも登壇した高嶺豊、『リハビリテーション・ギャゼット』の翻訳をしていた斎藤明子など、アメリカ型のCILやアメリカの障害者情報に熟知したメンバーが加わった。(ヒューマンケア協会1996、中西2001) CIL設立時の事務局員であった樋口恵子、安積純子、阿部司らも「障害者リーダー米国留学研修」を経たスタッフであった。
- 5) 2011年5月29日ステーションコンファレンス東京にて実施した三ツ木任一への聞き取りによる。本聞き取りは、筆者が別途参加した科学研究費補助金基盤研究B(課題番号:22330177)「障害者運動とソーシャルワークの協働と葛藤—国際比較による実証的研究」(2010年度～2012年度、代表者:杉野昭博、研究分担者:伊藤葉子、岩隈美穂、小川喜道、小山聡子、河口尚子、松岡克尚)との関連で実施したものである。なお、小山聡子は三ツ木への聞き取りをもとに障害者運動と社会福祉専門職の関係についてまとめるとともに(小山2012a)、専門職の視点から自立生活運動の移入過程について報告している(小山2012b)。本聞き取りに同席した廣野俊輔もまた、自立生活運動に関連する海外情報をどのように受容したかの系譜について更なる整理を行っている(廣野2012)。
- 6) 当時、パークレー CILは、障害者により雇用され、介助関係を管理された介助者をアテンダントと呼称していた。また、1982年発行の「脳性マヒ者等全身性障害者問題研究会」の「脳性マヒ者等全身性障害者問題に関する報告」のなかで、「欧米視察記」が書かれている。その中のアメリカのボストンCILの概要部分にも、個人介護人サービス(Personal Care Attendant, PCA)についての表記がある。
- 7) 1982年から1983年に実施された「障害者自立生活セミナー」は1983年の「日米障害者自立生

活セミナー」の事前セミナーとして開催された。

- 8) ヒューマンケア協会は、設立当初から住民参加型のスタイルをとり、短時間の介助労働者を確保するスタイルを採用した。だが、一方的に組織が派遣をするのではなく、利用者と介助者の面談による契約による利用者主導を重視した。また、組織的に介助者を確保し、登録、派遣するスタイルをすべてのCILが当初からとったわけではない。当事者主導の介助関係を重視し、あくまでも介助者は本人が探し、指導するという形をとることもあった。その他、新田のように、短時間の介護労働ではなく、介護業務を専従とする介護者との人間関係を重視し、公的な介護保障を要求する組合を共に結成する動きも存在した(新田1982、2009)。ただし、2003年の支援費支給制度以降、多くのCILが介助派遣の事業所として委託を受け、派遣事業を行い、障害者福祉サービスの利用に伴い、サービス利用計画が求められつつある現在、多くのCILが介助者の確保と介助のコーディネート組織として実施しつつある。また、介助のローテーション調整と介助指導といった側面についても、次第に、障害のないコーディネーターが担うようになってきている。
- 9) ヒューマンケア協会は、設立以降、組織的な介助者の確保と介助のコーディネートを支持し続けているわけではない。カナダ、アメリカ、スウェーデン等における直接雇用の仕組みを踏まえ、1999年には日本における「自己管理型介助サービス試行モデル」の提案を行っている(ヒューマンケア協会1999)。

#### <参考文献>

- ・AJU自立の家編(2011)『当事者主体を貫く不可能を可能に—重度障害者、地域移行への20年の軌跡』中央法規
- ・樋口恵子(2001)「日本の自立生活運動史」全国自立生活センター協議会編『自立生活運動と

- 障害文化 当事者からの福祉論』現代書館、12-32。
- ・廣野俊輔（2011）「自立生活の意味をめぐる3つの立場について－1970年代の議論を中心に－」同志社大学社会学会『評論・社会科学』No.96,63-86。
  - ・廣野俊輔（2012）「自立生活運動における海外情報受容の系譜－1970年代前半から1980年代前半の素描－」『大分大学大学院福祉社会科学研究科紀要』17、1-19。
  - ・ヒューマンケア協会（1995）『自立生活への衝撃 アメリカ自立生活センターの組織・運営・財務（第2版）』
  - ・ヒューマンケア協会（1996）『自立生活センターの誕生－ヒューマンケアの10年と八王子の当事者運動』
  - ・ヒューマンケア協会（1999）『当事者主体の介助サービスシステム』
  - ・自立生活センター・立川（2000）『ともに生きる地域社会をめざして CIL・立川 10周年記念誌』
  - ・丸山一郎（1977）「海外レポート③アメリカの障害者運動と企業協力」『働く広場』No.3,32-35。
  - ・三ツ木任一（1994）「障害者自立生活運動の動向と展望」鉄道弘済会『社会福祉研究』No.60,114-119。
  - ・村田文世（2009）『福祉多元化における障害当事者組織と「委託関係」』ミネルヴァ書房
  - ・中西正司（1988）「第二部 第五章 介助サービスと自立生活プログラムの充実をめざして－ヒューマンケア協会－」仲村優一、板山賢治監修『続 自立生活への道－障害者福祉の新しい展開－』全国社会福祉協議会
  - ・中西正司（2001）「ヒューマンケア協会 自立生活センターの誕生」全国自立生活センター協議会編『自立生活運動と障害文化 当事者からの福祉論』現代書館、33-40。
  - ・日米障害者自立生活セミナー中央実行委員会（1983）『日米障害者自立生活セミナー報告書』
  - ・新田 勲（1982）「特集 介護の危機－障害者は訴える 専従介護者にたくす介護保障」現代書館『福祉労働』17、17-25。
  - ・新田 勲編著（2009）『足文字は叫ぶ！全身性重度障害者のいのちの保障を』現代書館
  - ・脳性マヒ者等全身性障害者問題研究会（1982）『脳性マヒ者等全身性障害者問題に関する報告』
  - ・岡部耕典（2006）『障害者自立支援法とケアの自律』明石書店
  - ・岡部耕典（2010）『ポスト障害者自立支援法の福祉政策』明石書店
  - ・小山聡子（2012a）「社会福祉分野からみた福祉のまちづくり」『福祉のまちづくり研究』14（1）、3-11。
  - ・小山聡子（2012b）「自立生活運動の移入過程－専門職の視点から－」日韓シンポジウム『障害学の日韓交流』資料39-48。
  - ・定藤丈弘、岡本栄一、北野誠一編（1993）『自立生活の思想と展望 福祉のまちづくりと新しい地域福祉の創造をめざして』ミネルヴァ書房
  - ・障害者自立生活セミナー実行委員会（1982a）『第1回障害者自立生活セミナー報告書』
  - ・障害者自立生活セミナー実行委員会（1982b）『第2回障害者自立生活セミナー報告書』
  - ・障害者自立生活セミナー実行委員会（1983）『第3回障害者自立生活セミナー報告書』
  - ・立岩真也（1990）「はやく・ゆっくり－自立生活運動の生成と展開」安積純子・岡原正幸・尾中文哉・立岩真也『増補改訂版 生の技法』藤原書店、165-226
  - ・立岩真也（1999）「自己決定する自立－なにより、ではないが、とても、大切なもの」石川准・長瀬修編『障害学への招待』明石書店、79-107。
  - ・立岩真也（2013）「障害者の自立生活運動」藤村正之編『シリーズ福祉社会学3 協働性の福祉社会学 個人化社会の連帯』東京大学出版会、29-48。

- 
- 土屋健造（1983）「バークレイでの生活と介護者制度」日本障害者リハビリテーション協会『自立へのはばたき 障害者リーダー米国留学研修派遣報告1981』、20-25.
  - 渡邊 琢（2011）『介助者たちはどう生きているのか 障害者の地域自立生活と介助という営み』生活書院
  - 全国自立生活センター協議会（1998）「自立生活センターとは」  
(<http://www.j-il.jp/about/ilc.html#content>、2013.8.23)。

伊藤 葉子（中京大学現代社会学部准教授）

論文

# 特別養護老人ホームにおけるユニットケアと職務満足度の関係

岐阜大学

小木曾 加奈子

岐阜経済大学

佐 藤 八千子

中部学院大学

今 井 七 重

## Relation between Unit Care System and Job Satisfaction in Special Nursing Home for the Elderly

### Abstract

本研究の目的は、特別養護老人ホームにおけるユニットケアと職務満足度の関連を検討することである。

対象者433名中、有効回答は366名（84.5%）であった。分析は、主にロジスティック回帰分析とpearsonの相関係数を用いた。その結果、ユニットケアは、「職員の気づきを促す」効果が最も高いと認識していた。また、ユニットケアの有無とユニットケアの効果・9つの領域別職務満足度・仕事への継続意識には、関連がみられなかった。一方、ユニットケアの効果と9つの領域別職務満足度はすべてに関係がみられた。「職員のアセスメント能力が増す」という効果があると認識している職員は「職場における管理」に対する満足度も高かった。ユニットケアを取り入れていることだけでは、認知症ケアの質の向上や職務満足度が高まることはないが、ユニットケアの質の向上を図れば職務満足度が高まることが明らかになった。

### Key words

ユニットケア 職務満足度 特別養護老人ホーム

## I. はじめに

### 1. 研究の背景

我が国においては、平成24（2012）年10月1日現在、65歳以上の高齢者人口は、過去最高となり、高齢化率は24.1%となった。総人口が減少する中で、高齢化率は上昇を続け、平成47（2035）年には、33.4%で3人に一人は高齢者であることが予測されている（内閣府 2013：1-3）。高齢者

の増加に伴い、要介護者等も多くなっており、平成22（2010）年厚生労働省の「介護保険事業状況報告（年報）」によると、75歳以上では要支援は7.8%、要介護は22.1%の方が認定を受けている。平成25（2013）年1月審査分の介護サービスの利用実態として施設サービスの利用は、要介護1では5.6%、要介護2は11.2%、要介護3は25.1%、要介護4は40.9%、要介護5は50.4%と介護の重度化に伴い施設サービス利用の割合が高くなって

いる。このように、介護が必要な高齢者の重度化により、施設ニーズが高まり、施設における生活も個人の尊厳を厳守したあり方が求められるようになり、小規模な家庭的な環境の元実施されるユニットケアが介護保険上にも取り入れられるようになった。平成14（2002）年度から、ユニットケア型の特別養護老人ホーム（小規模生活単位型特別養護老人ホーム）に対応した施設整備費補助金が設けられた（高齢者介護研究会報告 2003）。また、ユニットケア型の特別養護老人ホームは、従来型よりも高い介護報酬が設定されており、新設の特別養護老人ホームの多くは、ユニットケアを取り入れている。

## 2. 本研究におけるユニットケアの用語の定義

厚生労働省は、ユニットケアの運営基準を省令と通知で示しており、ユニットケアを「居宅に近い居住環境の下で、居宅における生活に近い日常生活の中でケアを行うこと、すなわち、生活単位と介護単位を一致させたケア」と定義している。そして、ユニットケアを提供するに当たっては「入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援」する、すなわち、「入居者が、その有する能力に応じて、自らの生活様式及び生活習慣に沿って自律的な日常生活を営むことができるようにするため入居者の日常生活を支援」し、「各ユニットにおいて入居者がそれぞれの役割を持って生活を営むことができるよう配慮」することを求めている。また、「特別養護老人ホームなどにおいて、居室をいくつかのグループに分けて一つの生活単位とし、少人数の家庭的な雰囲気の中でケアを行うもの（中央法規出版編集部編 2004：375）」や「特別養護老人ホームや老人保健施設などで、入居者をひとまとめにしてケアするのではなく、少人数に分けてケアをしようとする取り組み（山縣 2003：339-440）」という定義がある。

そこで、上記の定義を鑑み、本研究におけるユニットケアは、「少人数の利用者を一つの生活単位とし、ユニット毎に食堂や談話スペースなどの

共有スペースがあり、また、そこで働く職員もユニット毎に配置され、家庭的な環境の中ケアを行うこと」と用語の定義を行う。

## 3. ユニットケアのソフトケアを支える体制

「2015年の高齢者介護－高齢者の尊厳を支えるケアの確立に向けて－」においては、「ユニットケアにおいては、スタッフは少人数の単位で行動するため、スタッフ間の情報共有・意見交換の機会を意識的に設けなければ、一人ひとりのスタッフが孤立してしまう危険がある。こうした事態を防ぐためには、施設長や各ユニットのリーダーがまずユニットケアの理念をよく理解した上で、常に相互のコミュニケーションを図り、スタッフ同士の連携や、スタッフの意識・技術を高める研修などの機会を充実させる必要がある」と提言している。また、福田（2007：183-202）は「ユニットケアは建物の構造や職員配置等の整備がなされていれば完成というものではない」と述べている。ハード面のユニットケアの整備に対しては、補助金の活用の対象になるが、それを支えるソフト面への政策は不十分であり、ユニットケアのための職員教育・研修プログラムの開発などは希薄な状況である。ユニットケアの実践（長井 2011：61-74）では、「介護職者間のケアの統一の困難」「人員不足による安全保障の困難」「ユニット構造による安全保障の困難」「入居者の重症化への対応困難」「家族との連携困難」があることが明らかになっている。また、従来型からユニット型へ改修を行った場合には施設で働く職員のストレス反応があることも明らかになっている（杉山 2011：99-109）。そのため、ユニットケアの実践が職員にどのような影響を与えているのかを把握することが求められる。

## 3. 研究目的

本研究の目的は、特別養護老人ホームにおけるユニットケアと職務満足度や仕事への継続意識に関連を検討することである。特別養護老人ホームの介護職が認識しているユニットケアの効果の現

状を知り、職務満足度の関係性を検証することにより、仮説1「ユニットケアを取り入れているフロアで働く介護職は、ユニットケアの効果を認識している」、仮説2「ユニットケアを取り入れているフロアで働く介護職は、職務満足度も高い」、仮説3「ユニットケアを取り入れているフロアで働く介護職は、仕事への継続意向が高い」を検証する。

## II. 研究方法

### 1. 調査対象施設・調査対象者・調査期間

対象施設は、研究の同意が得られたA県の特別養護老人ホーム10施設であり、当該施設で勤務している全介護職に対する悉皆調査として実施した。調査期間は平成24年2月～平成25年6月であり、当該施設の看護介護課長（それに類似する職位）の協力を得て、留め置き調査として実施した。

### 2. 調査内容

対象者の属性は、年齢、性別、資格、採用形態、当該施設勤務年数、通算勤務年数とした。ユニットケアの効果は、武田（2010：22-26）の介護老人保健施設におけるユニットケアの意義と効果を参考にし、「利用者の生活リズムの構築に役立つ」「職員の気づきを促す」「職員のアセスメント能力が増す」の3質問とし、各質問項目は、「役立つ：1」「少し役立つ：2」「あまり役立たない：3」「役立たない：4」の4段階で評価する。職務満足度は、職務満足を「仕事に伴って生ずる喜ばしい、肯定的な主観的感情」と定義した阿部（2010：31-34、早川2012：59-60）が作成した9つの領域別職務満足度尺度を用いた。9項目27質問（1項目3質問）から成っており、各質問は、「非常にそう思う：5点」「ややそう思う：4点」「どちらともいえない：3点」「ややそう思わない：2点」「全然そう思わない：1点」の5段階で評価する。先行研究（小木曾2010：103-118）においても尺度の一元性と信頼性は確保されている。また、仕事全体の満足度は、「全体として、私は自分の仕事に満足していると思う」、転

職は、「高齢者ケア以外の仕事がしたい」、離職は、「他の高齢者施設へ移りたい」とする。各質問は、「非常にそう思う：5点」「ややそう思う：4点」「どちらともいえない：3点」「ややそう思わない：2点」「全然そう思わない：1点」の5段階で評価する。

### 3. データの分析方法

データの統計処理は、PASW STATISTICS 18.0 for Windowsを用いて行い、対象者の属性・ユニットケアの効果・9つの領域別満足度などは主に単純集計を行った。ユニットケアの効果は、尺度の信頼性を確認するためにcronbachの $\alpha$ 係数（以下、 $\alpha$ ）を算出した。

ユニットケアを取り入れていることとユニットケアの効果及び9つの領域別満足度の関係は、重回帰分析としてロジスティック回帰分析を用いた。「あなたが働いているフロアはユニットケアを取り入れていますか」という質問項目に対し、「いいえ」と回答したユニットケアを取り入れていないグループ(0)とし、「はい」と回答したユニットケアを取り入れているグループ(1)とし、ユニットケアの有無を従属変数として、ユニットケアの効果及び9つの領域別満足度を独立変数として、2項間のロジスティック回帰分析により、オッズ比を検討した。有意水準は5%未満とした。また、ユニットケアの効果と9つの領域別満足度は、pearsonの相関係数を求めた。なお、本研究においては間隔変数タイプの独立変数のオッズ比を評価するため、1単位の変化に伴うオッズ比の値が非常に1に近い数値となることが想定される。そのため、9%以上95%以下を信頼区間とし、オッズ比の値が取り得る範囲により、それらの値の定度（精度）を知り（木原2010：133-134）、同時に有意確率を算出することにより、関係性を明らかにした。

### 4. 倫理的配慮

事務局長または看護介護課長に目的及び調査内容を口頭と文書にて説明をし、施設で調査を行う

ことの了解を得た。介護職に対しては、文書にて説明をし、本研究に賛同をしなくとも業務上の不利益がないこと、個人名が特定されないこと、得られた結果は学会などで発表することを説明し、研究協力を依頼した。アンケートの提出をもって研究同意の意思確認を行った。なお、本研究は岐阜大学大学院医学系研究等倫理審査委員会の承認を受けて実施した。

### Ⅲ. 結果

#### 1. 対象者の属性

対象者433名中、回収した有効回答は366名

(84.5%)であった。平均年齢±SDは、38.7±12.4、女性は263名(71.9%)であった。専門職としての資格(複数回答)は、介護福祉士は221名(60.4%)であり、ホームヘルパーは164(44.8%)であり、介護支援専門員は31(8.5%)であり、資格なしは23名(6.3%)などであった。採用形態は、常勤は270名(73.8%)であり、非常勤は38名(10.4%)であり、パートは56名(15.3%)であった。当該施設における勤務年数は、5-10年は105名(28.7%)と最も多く、次いで1-3年は88名(24.0%)などであった。通算勤務年数の平均±SDは、7.1±5.4であった。

表 1 基本属性と勤務状況

| n=366       |                |          |             |      |             |                  |                 |
|-------------|----------------|----------|-------------|------|-------------|------------------|-----------------|
| 年齢：<br>M±SD | 性 別            | 資格(複数回答) |             | 採用形態 |             | 当該施設勤務年数         | 通算勤務年数：<br>M±SD |
| 38.7±12.4   | 女性 263 (71.9%) | 介護福祉士    | 221 (60.4%) | 常 勤  | 270 (73.8%) | ～ 1 60 (16.4%)   | 7.1±5.4         |
|             | 男性 103 (28.1%) | ホームヘルパー  | 164 (44.8%) | 非常勤  | 38 (10.4%)  | 1-3 88 (24.0%)   |                 |
|             |                | 介護支援専門員  | 31 (8.5%)   | パート  | 56 (15.3%)  | 3-5 77 (21.0%)   |                 |
|             |                | 社会福祉士    | 14 (3.8%)   | 無回答  | 2 (0.5%)    | 5-10 105 (28.7%) |                 |
|             |                | 資格なし     | 23 (6.3%)   |      |             | 10～ 35 (9.6%)    |                 |
|             |                | 無回答      | 7 (1.9%)    |      |             | 無回答 1 (0.3%)     |                 |

#### 2. ユニットケアの効果の平均値と標準偏差

ユニットケアの効果の3質問項目の $\alpha$ は.903であり、内的整合性は高いことが示された。

各質問項目の平均値±SDは、「利用者の生活リズムの構築に役立つ」は1.94±SDは0.71であり、「職員の気づきを促す」は1.93±0.69であり、「職員のアセスメント能力が増す」は1.98±SDは0.69であり、「職員の気づきを促す」効果は高いが、「職員のアセスメント能力が増す」効果は低いことが示された。

表 2 ユニットケアの効果の M ± SD

|                  | M    | SD    | $\alpha$ |
|------------------|------|-------|----------|
| 利用者の生活リズムの構築に役立つ | 1.94 | ± .71 | .903     |
| 職員の気づきを促す        | 1.93 | ± .69 |          |
| 職員のアセスメント能力が増す   | 1.98 | ± .69 |          |

$\alpha$  : 標準化された項目に基づいた Cronbach のアルファ

#### 3. 9つの領域別職務満足度の平均値と標準偏差

最も満足度が低い領域は、「給料」であり平均値±SDは7.41±2.85であり、次いで「労働条件」の8.39±2.73であった。一方、最も満足度が高い領域は、「職業に対する誇り」であり平均値±SDは11.18±2.63であり、次いで「業務の内容」の10.71±2.03であった。

表 3 9つの領域別満足度の M ± SD

|              | M     | SD     | t 値      |
|--------------|-------|--------|----------|
| 給料           | 7.41  | ± 2.85 | 49.55**  |
| 職員間相互の影響     | 10.56 | ± 2.68 | 75.11**  |
| 専門職としての自律    | 9.90  | ± 2.12 | 88.19**  |
| 職業に対する誇り     | 11.18 | ± 2.63 | 81.29**  |
| 職場における管理     | 9.40  | ± 2.36 | 75.81**  |
| 職種の業務        | 8.58  | ± 2.59 | 63.43**  |
| 制度・法律の変化への対応 | 9.07  | ± 2.39 | 72.48**  |
| 業務の内容        | 10.71 | ± 2.03 | 100.62** |
| 労働条件         | 8.39  | ± 2.73 | 58.73**  |

\*\*p < .01

#### 4. 仕事全体の満足度・転職・離職の平均値と標準偏差

「仕事全体の満足度」の平均値±SDは3.12±1.00であり、「高齢者以外の仕事がしたい」は2.87±1.19であり、「他の高齢者施設へ移りたい」は2.75±1.009であり、「高齢者以外の仕事がしたい」の方が高いことが明らかになった。

表4 仕事全体の満足度・転職・離職の M ± SD

|              | M           | SD      | t 値 |
|--------------|-------------|---------|-----|
| 仕事全体の満足度     | 3.12 ± 1.00 | 59.10** |     |
| 高齢者以外の仕事をしたい | 2.87 ± 1.19 | 46.07** |     |
| 他の高齢者施設へ移りたい | 2.75 ± 1.09 | 48.00** |     |

\*\*p < .01

#### 5. ユニットケアを取り入れていることとユニットケアの効果のロジスティック回帰分析 ユニットケアを取り入れていることとユニット

ケアの効果の各質問項目は、いずれもオッズ比は、1.00未満であり関連は全くみられなかった。

表5 ユニットケアを取り入れていることとユニットケアの効果のロジスティック回帰分析

|                  | B     | 有意確率 | Exp(B) | 95% 信頼区間<br>上限から下限 |   |       |
|------------------|-------|------|--------|--------------------|---|-------|
| 利用者の生活リズムの構築に役立つ | -.293 | .463 | .746   | .342               | — | 1.630 |
| 職員の気づきを促す        | -.495 | .347 | .610   | .217               | — | 1.711 |
| 職員のアセスメント能力が増す   | -.216 | .697 | .806   | .271               | — | 2.393 |

#### 6. ユニットケアを取り入れていることと9つの領域別職務満足度のロジスティック回帰分析

ユニットケアを取り入れていることと9つの領域別職務満足度の各下位尺度において、オッズ

比が最も高値であったのは、「制度・法律の変化への対応」であり、オッズ比1.075（95% =.936-1.235、p=.305）であり、有意確率は低く関連はみられなかった。

表6 ユニットケアを取り入れていることと9つの領域別満足度のロジスティック回帰分析

|              | B     | 有意確率 | Exp(B) | 95% 信頼区間<br>上限から下限 |   |       |
|--------------|-------|------|--------|--------------------|---|-------|
| 給料           | .020  | .666 | 1.020  | .932               | — | 1.116 |
| 職員間相互の影響     | .062  | .264 | 1.064  | .954               | — | 1.187 |
| 専門職としての自律    | -.004 | .962 | .996   | .860               | — | 1.154 |
| 職業に対する誇り     | .025  | .686 | 1.025  | .909               | — | 1.157 |
| 職場における管理     | -.081 | .308 | .922   | .788               | — | 1.078 |
| 職種の業務        | .059  | .390 | 1.061  | .927               | — | 1.214 |
| 制度・法律の変化への対応 | .073  | .305 | 1.075  | .936               | — | 1.235 |
| 業務の内容        | -.046 | .588 | .955   | .810               | — | 1.127 |
| 労働条件         | .023  | .725 | 1.023  | .901               | — | 1.163 |

7. ユニットケアを取り入れていることと仕事全体の満足度・転職・離職のロジスティック回帰分析  
 ユニットケアを取り入れていることとユニットケアの効果の各質問項目は、いずれもオッズ比

は1.00以上であり、最も高値は、「高齢者以外の仕事をしたい」は、オッズ比1.077（95% = .797-1.454、 $p = .630$ ）であり、有意確率は低く関連はみられなかった。

表7 ユニットケアを取り入れていることと仕事全体の満足度・転職・離職のロジスティック回帰分析

|              | B    | 有意確率 | Exp(B) | 95% 信頼区間<br>上限から下限 |   |       |
|--------------|------|------|--------|--------------------|---|-------|
| 仕事全体の満足度     | .034 | .834 | 1.035  | .752               | — | 1.424 |
| 高齢者以外の仕事をしたい | .074 | .630 | 1.077  | .797               | — | 1.454 |
| 他の高齢者施設へ移りたい | .002 | .988 | 1.002  | .729               | — | 1.379 |

## 8. ユニットケアの効果と9つの領域別職務満足度の相関関係

「利用者の生活リズムの構築に役立つ」「職員の気づきを促す」「職員のアセスメント能力が増す」は、すべての領域の職務満足度と1%水準で

有意であった。そのなかでも、「職場における管理」がいずれも高い数値を示し、「利用者の生活リズムの構築に役立つ」とは-.374であり、「職員の気づきを促す」とは-.330であり、「職員のアセスメント能力が増す」とは-.382であった。

表8 ユニットケアの効果と9つの領域別満足度の相関関係（pearson）

|              | 利用者の生活リズム<br>の構築に役立つ | 職員の気づきを促す | 職員のアセスメント<br>能力が増す |
|--------------|----------------------|-----------|--------------------|
| 給料           | -.206**              | -.151**   | -.149**            |
| 職員間相互の影響     | -.214**              | -.265**   | -.280**            |
| 専門職としての自律    | -.168**              | -.251**   | -.265**            |
| 職業に対する誇り     | -.202**              | -.274**   | -.272**            |
| 職場における管理     | -.374**              | -.330**   | -.382**            |
| 職種の業務        | -.290**              | -.287**   | -.313**            |
| 制度・法律の変化への対応 | -.367**              | -.337**   | -.371**            |
| 業務の内容        | -.275**              | -.270**   | -.279**            |
| 労働条件         | -.302**              | -.253**   | -.292**            |

\* $p < .05$  \*\* $p < .01$

## IV. 考察

### 1. ユニットケアの効果について

ユニットケアの効果としては、「職員の気づきを促す」効果は高いが、「職員のアセスメント能

力が増す」は低いと認識していることが明らかになった。特別養護老人ホームの多くの利用者は認知症や認知力の低下を伴うことが多い。認知症においては、BPSDである不眠・妄想・幻覚・不穏・徘徊・異食・昼夜逆転・暴力・弄便・放

尿・抑うつ状態・帰宅願望・ケアの拒否なども多くなり、ケアにおいては、情報収集やアセスメントといった事柄は非常に重要な位置を占めるがその実践は難しい（小木曾ら2009：108-110）。そのため、いつもと違う様子を気づくことはできるがアセスメントには至らないことが多い傾向が伺える。ユニットケアは、職員の勤務体制もユニット毎に組まれており、少人数と小規模の関わりにより、馴染みの関係が構築しやすくなり、職員の利用者一人ひとりへの理解が深まり、普段の暮らしの様子を知ることができ、本人自身が体調の不良などを訴えることがない場合でも、それを敏感に察知することが可能となり、職員の気づきを促すことに関連すると考える。山田ら（2008：60）は認知症高齢者の日常生活の看護のポイントとして、①認知症高齢者自身が、受け入れられ、認められていると感じることのできるコミュニケーションをつくる、②食べ、排泄し、動き、眠れる快適な日常生活の再構築に向けて援助する、③身体的不調が早期に発見され、速やかに改善されるよう援助する、と述べており、認知症高齢者に留まらず、すべての利用者に共通することであると考える。

## 2. 9つの領域別職務満足度と仕事全体の満足度・転職・離職について

9つの領域別職務満足度のうち、「給料」に対する満足度が最も低く、「職業に対する誇り」が最も高く、本調査では悉皆調査であるが小木曾ら（2013：37-46）の特別養護老人ホームにおける調査と比べるといずれも満足度はやや高い結果となっている。介護老人保健施設における小木曾ら（2009：108-110）の調査では、介護労働者の離職意向は、介護職では賃金の安さに関することが多いことを指摘している。そのため、給料や労働条件などの改善が必要である。一方、仕事全体の満足度は、先行研究と比べ同程度であり、転職・離職意向はやや低いことが明らかになった。

## 3. ユニットケアを取り入れていることとユニットケアの効果・9つの領域別職務満足度・仕事全体の満足度・転職・離職との関係

ユニットケアを取り入れていても、それがユニットケアの効果として機能することには繋がらないことが明らかになった。ユニットケアが介護保険上にも取り入れられ、施設整備費補助金などの制度も後押しとなり、ユニットケア型の特別養護老人ホームの建設が進められている。また、従来型の施設においても、既存の施設を個室化し、ユニットケアが可能になるよう改築することもある。物的環境においては、少人数の利用者を一つの生活単位とし、ユニット毎に食堂や談話スペースなどの共有スペースがあり、また、そこで働く職員もユニット毎に配置するということは満たしているが、「生活をともにするケア」の実践は岐路半ばであると考えられる。福田（2007：183-202）は生活をともにするケアとは、利用者のペースに職員が合わせるなかで職員が利用者に一方的に何かを与えるというケアではなく、利用者から何かを得たり・与えられたりするという双方向の密接な関係性のなかから生まれるケアを意味すると述べている。薛（2010：40-43）はユニット型施設の「人員に関する基準（この基準は従来型と同じ）」「設備に関する基準」が守られていれば、食費、居住費を含めたユニット型の利用料を徴収し、「運営に関する基準」の中身の理解がされていないために、従来型と何も変わらない「介護」が行われている実態があると述べている。また、上田（2010：12-17）は、ユニットケアは、利用者の生活に合わせて職員が配置され、特に夜勤では介護職の負担は大きく、より高い専門性が求められる。そのため、ユニットケアでは職員の教育やストレス発散が従来型ケアよりもさらに必要で、組織としてもそれらへの取り組みが大切になると述べている。このように、ソフトケアとして、利用者一人ひとりの生活を大切にし、利用者の持てる力を生かすことができるケアの実践がなければ、画一的な従来のケアからの脱却が望めず、ユニットケアを取り入れているからといって、職務

満足度が向上することにも、転職・離職意向が低減することにも影響を与えないことが明らかになっている。つまり、ユニットケアにおいては、物的環境を整えるだけでなく、ケアする側の人的環境を整えることが非常に重要であり、現段階のユニットケアでは、人的環境を整えるための後押しが不十分であるといえる。

#### 4. ユニットケアの効果と9つの領域別職務満足度の相関関係

ユニットケアの効果と9つの領域別職務満足度はすべてに関係がみられた。なかでも、「職員のアセスメント能力が増す」という効果があると認識している職員は、ユニットケアという新しいケアのあり方に関する管理ができていているという「職場における管理」に対する満足度も高かった。ユニットケアの効果を認識している職員は職務満足度が高く、ユニットケアの効果を認識していない職員は職務満足度が低い傾向にあり、ユニットケアの質の向上を図れば職務満足度が高まることが明らかになった。これらの視点をもってユニットケアを実践する意義が高いことが示唆される。利用者の生活リズムを整えるためには、今までの生活歴を知り、よりQOLが高まるように生活全体を考えて、それぞれの利用者が持てる力を発揮できるよう、さまざまな方面から環境を整えることが重要となる。そのためには、生命活動を営む生理的ホメオスタシス維持である食事や排泄などへのケアに留まらず、自己実現の欲求に対する支援・援助も視野に入れる必要がある。利用者と個別に深く関わる機会が多くなれば、利用者の持てる力を発見できることも多く、持てる力を伸ばし、できないことだけを援助するケアに繋がる。持てる力を生かすことができれば、生活が豊かになり、行動範囲も広がり、生活リズムの構築にも役立つ。ユニットケアでは、空間が狭いため、職員と利用者の関係が密になれば、言動や仕草などから排泄のサインなどを察知しやすくなり、予測を持ったケアの実践が可能になり、安心できる生活空間の創設にも役立つ。また、認知症高齢者

のアセスメントの留意点として、山田ら（2008：61）は、時間軸をもつこと（生活歴、経時的变化への注目）、言葉と行為・行動の意味を深く掘り下げること、チーム内でアセスメントに関して繰り返し話し合うことを述べている。新しい認知症ケアとして、Kitwood（1997：880-883、1990：177-196、1993：51-67）は、「その人らしさ」を大切にすることとして、人が生きていく上で、他の人との関係や社会的な存在として認識して、敬意を持ちながら関わることを重要であることを示しており、認知症の有無に関わらず、それらの実践がユニットケアに求められる。

#### V. 結語

本研究の目的は、特別養護老人ホームにおけるユニットケアと職務満足度や仕事への継続意向の関連を検討することである。特別養護老人ホームの介護職が認識しているユニットケアの効果の現状を知り、職務満足度の関係性を検証することを目的として、仮説1「ユニットケアを取り入れているフロアで働く介護職は、ユニットケアの効果を認識している」、仮説2「ユニットケアを取り入れているフロアで働く介護職は、職務満足度も高い」、仮説3「ユニットケアを取り入れているフロアで働く介護職は、仕事への継続意向が高い」について、以下の結論を得ることができた。

- (1) ユニットケアは、「職員の気づきを促す」効果が最も高いと認識していた。
- (2) ユニットケアを取り入れていることと、ユニットケアの効果は関連がなかった。
- (3) ユニットケアを取り入れていることと、9つの領域別職務満足度の各下位尺度は関連がなかった。
- (4) ユニットケアを取り入れていることと、仕事への継続意識は関係がなかった。

ユニットケアの効果を認識している職員は職務満足度が高く、ユニットケアの質の向上を図れば職務満足度が高まることが示され、ユニットケアを取り入れていることだけでは、ユニットケアの

質の向上や職務満足度が高まることはないことが明らかになった。原（2011：39-52）はユニットケアで働く介護職員は認知症ケアの困難があると職務満足度が低くなることを明らかにしている。そのため、専門性をもって職員が利用者のケアを行うことが必要である。福田（2007 183-202）は、ユニットケアは2つの方向性があると指摘しており、1つは「所得に向けてのユニットケア」であり、もう1つは「目的にむけてのユニットケア」であり、目的に向かって利用者と職員等がともに生活を創りあげていくなかでともに成長・発展することができる」と述べている。その実践のためにも、ユニットケアの人的環境であるソフトケアを支える体制を充実させていくことが求められる。

## VI. 本研究の限界と課題

本研究は、有意確率で施設を抽出したため、結果に影響を与えている可能性があるが、当該施設の介護職に対しての悉皆調査であるため、現状により近い状況を把握できたと考える。今後の研究の方向性としては、ユニットケアの実践に対するフィールド調査なども視野に入れ、本研究で得られた知見を基にユニットケアの質の向上を目指し、具体的な方策を検討・実施することが課題である。

## 文 献

- 阿部隆春（2010）「最重度・重度知的障害者更生施設（入所）職員の職務満足度と職務環境との相関関係について—福祉専門職の職務環境改善を考える—」『人間福祉学会』9（1）、31-34。
- 中央法規出版編集部編（2004）「三訂介護福祉用語辞典」『中央法規』375。
- 福田明（2007）「ユニットケアの意味・あり方への考察-福祉関係の辞典等を手がかりとして-」『松本短期大学紀要』16、183-220。
- 原祥子・寛金栄・太陽好子・中嶋和夫「ユニットケア型老人保健施設で働く介護職員の認知症ケア実践と仕事満足度の関係」『日本認知症ケア学会誌』10（1）、39-52。
- 早川己誉・橋川健祐・小木曾加奈子（2012）「介護人材の確保と定着への実践-人材育成の取り組みからの視点-」『社会福祉法人三重県社会福祉協議会三重県福祉人材センター』59-60。
- 高齢者介護研究会報告（2003）「2015年の高齢者介護-高齢者の尊厳を支えるケアの確立に向けて-」法研。
- 木原雅子・木原正博（2010）『医学的研究のための多変量解析-一般回帰モデルからマルチレベル解析まで』メディカル・サイエンスインターナショナル、133-134。
- Kitwood, T. (1990) : *The Dialectics of dementia with particular reference to Alzheimers disease*. Ageing and Society10, 177-196.
- Kitwood, T. (1993) : *Towards a Theory of dementia care:the interpersonal process*. Ageing and Society13, 51-67.
- Kitwood T. (1997) : *Dementia reconsidered:the person comes first*. Open University Press, Buckingham, 880-883.
- 厚生労働省「2015年の高齢者介護～高齢者の尊厳を支えるケアの確立に向けて～」  
<http://www.mhlw.go.jp/topics/kaigo/kentou/15kourei/3.html> 2013.6.30
- 長井栄子・井上映子（2011）「ユニットケアを実施している介護老人保健施設における認知症高齢者への安全なケア提供の困難と工夫-ケアスタッフへのインタビュー調査より-」『自治医科大学看護学ジャーナル』8, 61-74。
- 内閣府「平成25年度版高齢者白書」  
[http://www8.cao.go.jp/kourei/whitepaper/w-2013/zenbun/25pdf\\_index.html](http://www8.cao.go.jp/kourei/whitepaper/w-2013/zenbun/25pdf_index.html) 2013.6.30
- 小木曾加奈子・佐藤八千子・今井七重（2013）「介護事業所における介護職員の職務満足・転職・離職に関する探索的研究」『ソーシャルワークぎふ』19, 37-46。
- 小木曾加奈子・安藤邑恵・阿部隆春・ほか

- 
- (2009)「介護老人保健施設におけるケアスタッフの離職意向～看護職と介護職の認識の違い～」『第39回日本看護学会論文集-看護管理-』108-110。
- 小木曾加奈子・阿部隆春・安藤邑恵・ほか (2010a)「介護老人保健施設におけるケアスタッフの仕事全体の満足度・転職・離職の要因；職務における9つの領域別満足度との関連を中心に」『社会福祉学』51-3, 103-118。
- 薛静也 (2010)『ユニットケアの誤解』「おはよう21」4, 40-43。
- 杉山匡・児玉桂子 (2011)「従来型施設のユニットケア化改修に伴う特別養護老人ホーム職員のストレス反応の変化-改修前と改修3カ月後の比較」『日本社会事業大学研究紀要』57, 99-109。
- 武田和典 (2010)「ユニットケアの教え方」『おはよう21』2010年4月号、22-26。
- 上田正治 (2010)『今さら聞けないユニットケアの素朴な疑問』「おはよう21」4, 12-17。
- 山田律子・井出訓編 (2008)『生活機能からみた老年看護過程』「医学書院」60。
- 山縣文治・柏女霊峰編「社会福祉用語辞典（第3版）」『ミネルヴァ書房』339-440。

小木曾加奈子（岐阜大学准教授）  
佐藤八千子（岐阜経済大学教授）  
今井 七重（中部学院大学教授）

窪田暁子著

## 『福祉援助の臨床 共感する他者として』

愛知淑徳大学

春 見 静 子

これは、50年以上の長きにわたり、福祉臨床と社会福祉教育と研究に従事し、戦後の日本の社会福祉の歴史を共に歩き、日本社会福祉学会の発展のために多大な貢献をされた著者が、生涯をかけて探求し、発見し、納得した事柄のすべてを、同僚や後輩や学生たちに心ゆくまで打ち明けてくれる、著者から読者に向けての心のこもった激励と、叱咤激励の書簡のような書物である。

著者は、冒頭に、この本には特別な理論や、新しいソーシャルワーク論や、実践のためのマニュアルを提供する意図はなく、むしろ、著者の長年にわたる実践を支え続けた夢とその試行錯誤の数々を、多くの人々と分かち合いたいために書いたと述べている。そうはいっても、その内容は決して思い出や感想を述べているというような安易なものではなく、学術的にも十分に評価されうる読み応えのあるものであることは間違いない。記述のいたるところに、著者の暖かいまなざしが感じられるのであるが、しかし、暖かさの中に厳しい一言が加えられると、ああその点が重要なのだとあらためて気づかされることがとても多い。この書物には一貫して、著者がソーシャルワークの理論やその行く末について常に強い関心を持ち、その現状については満足や妥協をせずに批判的な姿勢を保ち、さらに研究心と向上心を持ち続けてきた様子がよく表れている。

内容は、論理的に組み立てられた目次により展開する。

序章、1章、2章では、福祉援助の対象を「生の営みの困難」と規定して。それについて論じている。まず「生の営みの困難」については、従来から言われてきた「生活困難」や「生活問題」を受け継ぎながら、それらに加えて独自の視点としては、本人の人生の歩みのすべてを含ませたものとして理解することと、それらを具体的な課題として取り上げていくということを挙げている。そのような視点に立って、福祉援助臨床に従事するソーシャルワーカーの責任は、質の高い援助助関係を築くことであり、それは、主として各種の面接により実現される。第3章は、福祉援助の臨床の基本技能としての面接について詳しく論じている。

第4章は、筆者の考える専門援助者論についてであり、そこでは、援助者は「共感する他者」でなければならないとし、書物の副題にもなっている「共感する他者」を著者がどのように捉え、理解しているかが述べられる。援助者はクライアントの問題やクライアント自身に同一視しようと努力するが、しかし、究極的にはクライアントと同じ人間ではないし、他者であるという事実クライアントが気づいたとき、クライアントは揺さぶられる思いを体験するが、同時に新しい自分を発見し、そこから自立に向けての一步をふみだすことができるようになるというのである。

5－8章は、福祉援助臨床の技法について論じられていて、第5章では面接の前提となる、コ

---

コミュニケーションスキルについて、第6章から第8章は、いわゆる援助の始まりから終わりまでの援助過程についての著者の考えが述べられている。

序章から最終章までの本文の中に、「寸景」と題された43のコラムがちりばめられている。それらは、歴史的なエピソードであったり、コメントであったり、実践例であったり、アドバイスであったりと内容はバラエティに富んでいるが、いずれも著者の人柄がしのばれる、経験に裏付けされたものであり、本文からふと脱線して、著者と雑談しているようなそんな気分させてくれる場所になっている。この「寸景」が本全体に彩りをあたえている。

この書物の活用法についてであるが、一人でこの本を手にする人は、著者もそれを望んでるように「経験があろうとなかろうと仲間に入ってきてほしい、一緒に考えよう、試してみよう」という呼びかけに応じて、それぞれの立場で、自分の責任を考えながら、著者が提起している小さい、あるいは大きい問題にどのような答えを出せるのかを考えてみることができるのではないだろうか。また、研究会などで複数の人が一緒に読むような

場合には、毎回、発表者を決めて、それぞれが担当する個所についてレポートを行い、その内容を全員でわかちあい、討議を行うならば、各人にとって自分の福祉援助臨床を振り返り、新しい気づきを得て、援助者としてのアイデンティティをより確実なものにする機会になるに違いない。またソーシャルワーク実践の教科書、または参考図書として、専門学校や大学や大学院や職員のための現任訓練などでも十分に活用できるものである。

すべての大学に共通していることであるが、著者も現役の教員であった時には、入試やオープンキャンパスや委員会や教授会などのいわゆる校務に追われて、なかなかまとまった時間を著作に費やすことは困難であったかもしれない。しかし、職を離れてからまだあまり時間が経っていないこのタイミングでこの本が出版されたのは、著者にとってはかねてからの宿題をやり終えて、重荷から解放されたことを意味しているかもしれない。しかし、一方、若い読者らにとっては、ここから自分たちの一歩を進めていくための刺激を与えてくれる貴重な一冊に出会うことになるのかもしれないと考える。

春見 静子（淑徳大学福祉貢献学部教授）

山田昌弘・塚崎公義著

## 『家族の衰退が招く未来』

2012年、東洋経済新報社

華頂短期大学

流 石 智 子

## 1. はじめに

本文献は、序「経済学と家族社会学のコラボレーションが求められる時代へ」という書き出しである。第1章では「右肩上がりだった日本経済―需要と供給がバランスよく伸び、高度成長からバブルへ」、需要の拡大が成長の原動力、経済の変化が家族の変化の原動力に、バブル期には、労働力が有効活用された、などの項目で書かれている。第2章「すべての制度は高度成長期につくられた―典型的な『戦後家族モデル』と経済との関係」、明るい将来見通しが「家族形成力」を増大させた、「戦後家族モデル」が生み出したものの、「既婚社会」を生んだ社会的背景、バブル経済がもたらしたものなどでまとめられている。第3章「長期停滞に陥った日本経済―深刻な需要不足を生み出した複合的要因とは」、バブルの後遺症なども停滞の原因、「豊かではあるが、希望がない」状態、日本には改革に必要な危機感が欠如しているなどである。第4章「変容する家族と噴出する諸問題―少子化、経済停滞はなぜ起こったか」、高度成長期の終わりや家族形態の低下、パラサイト・シングルの増大の背景、パラサイト・シングルの変質と少子化、少子化が止まった国とそうでない国との違い、旧来の家族モデルに依存した社会からなかなか脱却できないなどを述べている。第5章「将来の家族の姿と日本経済―家族の消費需要は回復するのか」、日本で共働き化や

ワーク・ライフ・バランスが進まない理由、オランダ・モデルに学ぶこと、子育て世代の不遇を正すことが、日本経済を活性化させるなどである。第6章は、「10年後、20年後の日本経済―過度な悲観が正しくないこれだけの理由」、財政が破綻するか否かは、政治の意思の問題、高齢社会でも平均的な国民の生活水準は維持可能などがまとめられている。最後に第7章「危機を回避するための処方箋―政府、企業、私たちは何をすべきか」、おわりにで、構成されている。

ここでは、主に家族に焦点をあてて、関係の章を細かくみていくことにする。特に、筆者両氏が対談形式で本文献のまとめともいえる第7章について、詳しくみていきたい。両氏のやりとりは、興味深く「家族」についての視点は家族に関係する日本の制度を検証するうえで、参考になる対談であった。

## 2. この文献のねらいと展開

序では、経済学と家族社会学のコラボレーションが求められる時代ということで、日本の家計について、経済学では、家計中長などで単身世帯の経済状況はよく調査され、分析されるが、日本では成人しても多数が親と同居している以上、親と同居している独身者の経済状況を調べないと、独身者の経済状況を的確に把握したことにはならないと述べている。日本は、結婚までは親と同居す

るのが当然という文化、欧米では成人すれば親元から離れるのが当然という文化が影響している。文化による家族形態の違いに関してあまり「経済学」は得意ではない。既婚女性に関して、夫の収入が少なければ働き、多ければ専業主婦という関係が見られる。これは、自分の損得でもなく、働くべきだから働くというのでもなくて、家のローンや子どもの進学費用の足しに働く、つまり、「家族が得をするために働く」という意識に基づいている。山田氏は経済のあり方と家族のあり方というのは相互に関連し変動しているという。女性が職場進出して、片働き家庭との格差が広がる気配がある。その反面、結婚する人が少なくなり、その結果、子どもの数が減少している。将来の労働力が減少するだけでなく、新たな家族が形成されないから、消費需要が減少する。家族（世帯）数が増えないので、消費が拡大しない、まさに負のスパイラル状態に陥る。

次の章からは、家族のあり方と経済のあり方の相互関係の過去、現在、未来について考察をし、まずは、戦後から現在までを二つの時代に区分して考える。これは、塚崎氏の第1章と第3章の区分に対応している。一つは、戦後から1990年頃までの時期、これは、家族と経済の関係から言うと、豊かな家族生活をつくることが最大の幸福であった「家族消費の時代」であった。1990年頃のバブル経済の時期を境として、家族消費が行き詰まるとともに、「個人消費の時代」がスタートするはずであったが、この転換がうまくいかず、経済的には長期不況に突入し、家族の分野では少子高齢化が進行しているのが現状であると山田氏は言っている。1960年代半ばの流行語「3C」（カラーテレビ・クーラー・カー）に知られるように、家族全員で一緒にこれらのものを消費することが、幸福の基準であった。この時期は「1億総中流の時代」などと言われた。家族は安定しかつ生活様式が画一的であった。ほとんどの人が20代には結婚して離婚せず、多くの女性が専業主婦になった時代であった。

基盤となる家族の経済は安定の時期であったの

で、家族は同じとして扱って構わなかったとしている。ここでの家族は、おおむね経済的に安定している状況であったので、山田氏のいうように、家族の問題も水面下のものとして対応ができたのかもしれない。

1980年代後半のバブル経済と共に、次の「個人消費の時代」へのシフトが始まる。しかし、個人を幸福にする消費を求める人々が出現する一方、それとは反対に家族を豊かにする商品を揃えることが不可能だと諦める人々が現れる。これが、格差の時代の到来としている。夫婦がフルタイムの共働きで、子どもを育てながら豊かな生活を送る人々も出てくる。その一方で、非正規雇用者が増える。男性の非正規雇用者は、収入が不安定なためになかなか結婚相手として選ばれない。その結果、未婚化、晩婚化が生じ、子どもの数が少なくなり始めた。経済状況が大きく転換し、日本では失われた20年という経済停滞の時代が到来した。そのために、家族形成ができる人とできない人に分かれ、マクロ経済的には経済停滞が家族の分野では少子高齢化をもたらし、消費需要の減少となった。経済停滞が負のスパイラルをおこし、バブル経済崩壊以降、現在までの日本社会の状態なのである。山田氏は、現在の日本停滞の大きな原因は、高度経済成長につくられたモデルから離れられないところにあると述べる。経済のモデルのみでなく、家族モデルにも当てはまるという。

エスピン・アンデルセンが、家族政策の再考を提言しているように、時代の変化の中（生活の変化）で制度設計する時に「家族」についての生活の営みの現状を考慮することが少子高齢化対策の基礎になると評者は考える。

### 3. 本文献のまとめになる筆者両氏の考えと提言

「第7章 危機を回避するための処方箋」の対談は魅力的な内容である。この章の副題には、「政府、企業、私たちは何をすべきか」とつけられている。

一つ目のテーマは、「少子化対策は保険方式を導入したフランスへの成功例について学べ」である。

生まれてきた子どもに経済的なことで我慢させるのは可哀想という人が多いと述べ（山田氏）、それを受け、塚崎氏は、お金の問題について、たとえば、「子ども手当」を1人につき月10万円払ったらいいのではないかと提案している。子どもが育つ中での経済的な問題は非常に大切であるのでこの考えには道理があると思えるが、親がその手当を子どものために使うとは限らないところが課題である。これに関して子ども手当を一律（13000円・民主党）に支給することになった時、たとえば、児童養護施設に入所している子どもと、別居している親との関係で、どちらが給付金を受け取るかが取りざたされたことは、記憶に新しい。給付についてもこれを子ども手当とするのか、子どもを育てる家族のためとするのか、給付方法についてと使途の明確化を条件として、なんらかの工夫をする方法が給付体制には必要となる。

塚崎氏は、子ども手当を支払うことで、子どもが増えれば、政府が払った子ども手当が雇用（子ども用品の会社、保育園などで雇用を生む）に直結するので、子ども手当は雇用対策費と考えることもできるとしている。子どもを増加させる必要性の理由として、これから30年経つと労働力が不足するから、日本にとっては両面でありがたいこととし、マクロ経済的にみれば、子どもは「労働力を貯めておく」機能を持つと言えるという。山田氏は、国家的な視点に立てば、子どもは長期的には投資先であると話す。

日本では、高齢者に圧倒的に多くのお金が投じられている。年金、高齢者医療、介護を合わせると60兆円以上のお金が高齢者のために使われている。塚崎氏は、高齢者の消費額は、現役世代よりも多いとしている。

ニッセイ基礎研・REPORT（2008年版社会保障特集号）の「高齢者世帯の経済状況―収入・支出と資産保有」によると、世帯消費額をそれぞれ

の世帯人員である2人（高齢夫婦無職世帯）と4人（4人家族の勤労者世帯）で除した「1人当たり消費」で見ると、高齢夫婦無職世帯の11.9万円に対して4人家族の勤労者世帯は、7.9万円と両者の大小関係は逆転する。よって高齢者の消費支出を子どものために振り向けることも正当化しやすいという。しかし、この現象は、高齢夫婦無職世帯を形成する世帯が、勤労者であった時の就労状況が良く、老後に備えて収入や年金、貯蓄につながる収入があったということを忘れてはならない。政府が孫の教育費のために1500万円までは、贈与税を無税にするとしたことからも今の高齢者の経済状況を伺いしることができる。

政策的に海外でうまくいっている一番の事例は、フランスである。フランスでは、3人目の子どもに対する手当が厚いので、シングルマザーでも子どもを3人産めば生活できる。日本の感覚で言えば、3人産めば月十数万円は手取りでももらえるイメージである。その財源は、「親保険」である。つまり介護保険と一緒に、あらゆる人から公平に集めて子育てをしている人に給付するという仕組みである。全員から徴収するので、保険といいながらも税金に近い。とにかく、社会全体で子どもを育てるという理念が反映されている（山田氏）。

このことを、民意として積極的に理解を示すことができるようになるには、個人のことが優先する社会ではかなりの周知と国民が理解するために国の努力が必要である。フランスの「親保険」の考えは、評者も賛同したい。子どもを社会全体で育てるという考え方は、法律によって確立していることであるが、いざそのための費用を税金のようなシステムで確保するには、国の子育てについての考えを明確にして、「親保険」などの制度を創設することを真剣に考えなければならない。しかし、結婚、出産に関しての社会的理解と方法は、かなりの時間と労力がいるが、今日の家族の現状を知ると、この方向を目指す必要を感じる。これは、日本にとって早急な課題である。

ヨーロッパの大概の国は、この保険制度によっ

て、高校無償化もおこなわれ、日本や韓国のように教育費の負担が大きいために子どもの数を絞るということはない。

塚崎氏は、フランスの「親保険」という制度から、日本の少子化対策の財源について考えてみると2つのアイデアがあるという。一つ目は、子どもというのは親が育てるだけでなく、社会全体で育てるものなので、税金を使って手厚い子ども手当を出してあげようという考え方。もう一つは、子どものいない人から税金をとろうという考え方。後者の場合に、結婚、子どもを産むことなどは自由あるということから、賛否両論の考えが出る可能性があると思われる。しかし、子どもは社会全体の宝であるから社会全体で育てるという発想に立ち、義務教育無償化と同様に、子ども手当支給、高校授業料無償化、保育園無償化、等々の育児支援策を全員に行えば良いと塚崎氏は述べている。その分だけ累進課税を若干厳しくするという手続きのほうが、簡単に行えるとしている。子どものいない金持ちの人から子どものいる人へ所得移転が行われることになる。

塚崎氏の少子化対策の話では、「子どもを産むか産まないかは人々の価値観なので、政府は干渉すべきでないということをする人がいるが、私はそうは思いません」といっている。たとえエコカー減税の話をしている。政府としては子どもを増やしたいので、産んでくれた人にお金を給付するというのはエコカー減税と同じ理由である、別に強制しているわけではなくて誘導しているだけですから、問題はないと述べている。その後、山田氏によると、政府や地方自治体が婚活支援に税金を使うことに強い抵抗があった。恋愛は個人の自由だからこれができない人にお金を使うのは、筋違いであるという意見がある。それならば、就職するかしないかは個人の自由なのだから、雇用助成金はやめた方がよいと山田氏は反論した。

国の施策によって個々人の生き方が侵害させることはさけなければならない。日本社会では自由であるから、そのリスクを個々人は背負うことになる。リスクがあり厳しい生活を強いられる人に

対しては、支援が必要となる。生き方の選択ができるように、国はリスクとなることがある人には、制度の提供や支援を充実していくことが必要となる。選択肢が整っている国では、自分で選択した人生を生きることができるからである。その生活は、満足度が増すにちがいないと言えるのではないかと、評者は考える。

二つ目のテーマは、「草食化する若者と経済的事情との関連性」である。男女が結婚できない理由としてあげているのは、一番は経済的理由であるとしている。最近の若者は、傷つくのが嫌で、断られると自尊心が傷つく。高度経済成長からバブル期までの時代は、男性も自信があったから、若者は当然のように結婚しみんな世帯を持って子どもをつくった。現代は、自分の給料だと断られるかもしれないとか、フリーターで将来が不安だから絶対断られるだろうと考えている。この考え方も、草食化していると述べている。山田氏は、環境さえ整えてあげれば、今以上結婚する若者は増えるといっている。ここではどのような環境にすればよいのかを具体的に述べてもらいたいが、次のようにいっている。欧米のように、女性が経済力を普通に持つようになって、女性と男性が経済力で結婚の相手を選ぶ必要がなくなれば変わってくると思うといっている。やはり経済的な環境については大きなウエイトとなる。

三つ目のテーマは、「一発逆転しかない日本のシステムが若者を追い込んでいる」である。結婚については、今の若者にフリーター同士で結婚して2人で働きなさいということも大切である。この背景には、今の若者で、収入の高い男性と結婚する以外に、自分の状況を改善できる手段はないと思っている人がいるということである。自分が好きな道へ進んでいっても最低限生活できるぐらいのことができればとか、やり直しがきけば大きな問題にはならないのですが、日本社会というのは、大学を出るぐらいの年齢の時にレールに乗れていないと、やり直しが大変難しい社会である。ここでは、山田氏は大学卒業時の格差が固定化されて、一発逆転しかないという日本の社会シ

システムが若者を追い込んでしまっているという。夢はなくて小さくまとまる若者が、夢はあるけれども不安定で一発逆転の可能性しかない若者かに分かれてしまっている。本当は両方の道を行き来できる社会がいいとまとめている。日本社会の学歴、大卒の価値は、今と昔ではまったく違うということを経験した学生も気付かなければならないのである。次代を担う若者たちが、自分の夢に向かう手助けができる社会システムの構築にむけて、固定的な価値判断の修正をすることが今後大きな課題である。

4つ目のテーマは、「企業の新卒偏重、一発採用が多く弊害をもたらしている」で、山田氏は、新卒以外を採用しないという企業の慣習を見直してほしいと述べている。会社は、家族とか共同体とか言っているところは、よそ者がいきなり入ってきては困るという意識が抜けないのだと思う（塚崎氏）。

5つ目のテーマは、「正規・非正規の不当な待遇格差をこれ以上放置することはできない」という視点である。非正規の働き方がいいという人もいる。問題は、日本は正規と非正規の待遇格差があまりにもひど過ぎることである。正社員には失業保険は出るけれども、非正規の社員には原則でない。年金も同様です。ひとたび非正規になってしまうと正規に戻れないという二重の格差がある。雇用の流動性を高めた上で社会保障等の処遇の格差をなくすることが必要である。オランダは格差がない。オランダは正規と非正規の区別がなくなったので、短期間正社員と長時間正社員の差しかない。時間については個人で自由に選択できる。オランダにも派遣社員制度はあるが、派遣先の企業での処遇格差がつかない。日本は待遇の格差が大き過ぎる。

評者は以下のように考えている。もし、日本でこの時間差による正社員との待遇差がなくなれば、ひとり親、特に母子家庭の母親の仕事の獲得については、大きな力になり、また、子育て家庭の母親の就労の機会を広げることに繋がると思われる。今後労働力の確保についても、この働き方

と就労条件の検討は家族をささえるネックになるに違いない。

6つ目のテーマは、「女性の就労率と経済成長には相関関係がある」である。日本企業は相変わらず男性社会である。高学歴な女性が仕事を続けてバリバリと働くような社会にしなければいけない（塚崎氏）。そのためには、保育園の待機時ゼロとか、育児休暇制度も大切であるが、子育て期間終了後に復職できるような会社のシステムの充実の必要性を述べている。山田氏は、高学歴の女性が働き続ける上で障害となっているものは、3つあると述べている。

1つは、新卒一括採用、年功なので横入りができない。2つ目は働きながらうまく子育てができない。3つ目はナニー（ベビーシッター）制度がない、と述べている。ベビーシッターの制度はアジアやアメリカのような形態ではなく、企業によるものが中心であるから、山田氏の考えているようなものは日本にはないということなのであろう。以前は地域の中で、子育て文化があり共同での子育てが行われていたことも、十分にこの制度が日本で成熟した原因のひとつである。日本では個人的にベビーシッターを利用すると、非常に高額な保育料を支払わなければならない。この制度の利点は、個々のニーズに合わせて保育の時間や内容を親が選択できることである。しかし、子どもの命にかかわる保育の問題であるので、しっかりと専門的な知識をもった保育の人材養成とそのシステムづくりを急ぐことが必要である。社会的保育の場の質の保障を見落とすことがないようにして、制度の充実に期待したい。

最後に「年金の信頼回復が日本経済の再生に直結する」と述べる。今の制度では、夫の失業や離婚などで、問題が生じてしまう。自営業者、自由業といっても、裕福な人ばかりではない。まして、夫が非正規雇用者の主婦や成人した学生も支払う義務があるということを考えると、現在の仕組みは公平の観点から非常におかしいと述べている。贅沢な存在である専業主婦が優遇されなければならないのか、不公平ではないか、ということ

になる。女性の労働力を活用するという観点から見ても、税制や社会保障制度で専業主婦を優遇するのをやめれば、女性の労働力化は進むはずとしている。今、専業主婦率が高くて優遇されているギリシャ、アイルランド、スペイン、イタリアが財政危機に陥っている。専業主婦家庭を維持するために財政危機が起こっていると言えなくもない。財政危機と専業主婦率は高度に相関すると言えるのであるとしている。現行制度では、企業負担があるので、正規・非正規間の格差が問題になっているが、企業負担をなくすことも考えてはといている。企業負担の分を給料に上乗せして払えばいい。年金はマイレージの発想で、25年払わなければダメとか言わずに、「出した人は出した分に応じて生涯支給を約束します」という制度をつくれればよいといている。年金が本来の老後保障に繋がるためには、大きな制度の見直しの決断が必要であると結んでいる。

高福祉を実施している国は、長年の制度改革と制度設計を国全体で考え、家族を基軸にした生活支援の工夫を制度として実施している。これによって、家族はその制度に支えられながら、家族の個々人が自己実現できるシステムがつくられている。その結果として、人口の安定や高齢者の生活保障、家族の絆、地域との関わりを近代的な視点から構築することが可能になっているのである。日本の少子化対策の根本的な見直しが必要で

あることは、十分に理解されているところである。家族生活を営みやすくするために、どのような制度が必要かを、既存の制度と家族が必要としている制度のミスマッチを早い時期に修正しなければならない。欧米諸国の事例からすでに学んでいることを具現化し、いかに日本に取り入れていくかである。しかし、日本独自のもの、すなわち日本の文化や生活内容を配慮した制度の再構築が必要であることはいうまでもない。その努力が、家族の衰退や家族の危機を少しでも回避することに繋がることを考えさせられた内容であった。本文献は、多岐に渡り、現代的なテーマでの問題提起があり、興味深いが、更に、それぞれのテーマについての論証、実証を積み重ねられることを期待したい。

#### 参考文献

- ・「高齢者世帯の経済状況―収入・支出と資産保有」(『ニッセイ基礎研REPORT(冊子版) 2008年 社会保障特別号』)。
- ・「平成23年度 全国母子世帯等調査結果報告(平成23年11月1日現在)」厚生労働省。
- ・京極高宣監修『アンデルセン、福祉を語る 女性・子ども・高齢者』NTT出版 2012年。
- ・杉本貴代栄著『福祉社会の行方とジェンダー』勁草書房 2012年。

流石 智子 (華頂短期大学教授)

Taryn Lindhorst and Jeffrey L. Edleson 著

『*BATTERED WOMEN, THEIR CHILDREN, AND INTERNATIONAL LAW*  
— *The Unintended Consequences of the Hague Child Abduction Convention*』

ワシントン大学

山 口 佐和子

本書のタイトルとなっている International Law とは、The Hague Convention on the Civil Aspects of International Child Abduction をさす。日本では、「国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約」と公式には訳されるが、「ハーグ条約」と短く呼ばれることが多い（本稿では紙幅の都合上、以下ハーグ条約と記す）。

ハーグ条約とは、不法に連れ去られまたは留置されている子を元居た国に迅速に返還する手続きを定めた国際条約である。本条約は、ハーグ国際司法会議において1980年に採択され、1983年に発効した。2013年9月現在、世界195か国中のうち90か国が批准している。

日本は、2004年に子どもの権利条約委員会から加盟の勧告を受けたものの、政府の反応は鈍かった。しかし、国際結婚（とくに海外で外国人男性と結婚する日本人女性）が急増することに伴いその後のトラブルが増加し、日本のマスメディアが日本人女性によって子どもを連れ去られたと訴える外国人男性を取り上げるようになり、アメリカ・イギリス・フランス・カナダを中心に32か国から批准の要求を受け、さらに日本の共同親権運動家たちの積極的な推進活動と政治的に対米関係を重視したい政府の意向から、2013年5月にハーグ条約に加盟することが決まった。同年6月には「国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律（ハーグ条約実施法）」が制定された。2014年4月に正式にハーグ条約加盟国

となることが予定されている。

ハーグ条約実施法は、外務省と法務省の共同作業でまとめられた。外務省は、本省が担う中央当局の任務に関する部分の法文化作業を行い、法務省は子の返還手続きという、ハーグ条約実施法の心臓部分の法文化作業を行った。2011年7月の法制審議会ハーグ条約（子の返還手続き関係）部会第1回会議議事録を見ると、冒頭から、DV被害女性が子どもを連れて、暴力から逃れるために日本に帰国するケースの説明がされている。この背景には、「移住労働者と連帯する全国ネットワーク」を中心に、DV被害者支援にあたる組織や日本弁護士連合会の一部の弁護士から、DV被害女性に配慮したハーグ条約実施法制定を要求する強い動きがあったことが関係しているだろう。

評者が2013年7月に行ったアンケート調査においても、DV被害者に普段から接している女性相談員、民間シェルターカウンセラー等11名のうち10名（90.9%）は不安な点が多いと回答している。

このようなDV問題をめぐる不安に込められているのが、本書である。アメリカでは、ハーグ条約とDV被害者との関係に関する研究が2000年頃から取り組まれている。その草分け的研究者は法律分野の研究者であるWeinerとSudhaである。近年はそこにソーシャルワークの研究者も加わっている。その代表的研究者が本書の著者であるLindhorstとEdlesonである。Lindhorstは、ワシ

ントン大学ソーシャルワーク学部の教員で、女性に対する暴力全般を専門分野としDVに関する論文も多い。Edlesonは、現在カリフォルニア大学バークレー校ソーシャルワーク学部の学部長であり、DVによる子どもの影響を中心に研究をしてきた。

本書は、2010年11月にアメリカ司法省司法プログラムオフィス国立司法研究所に提出された『Multiple Perspectives on Battered Mothers and Their Children Fleeing to the United States for Safety—A Study of Hague Convention Cases—Final Report（安全のために合衆国に逃げ帰ったDV被害母子に関する多角的視点—ハーグ条約ケース研究—最終報告書）』という400ページ以上の調査報告書をもとに、一般書向けに書き下ろされたものである。構成は、序章、第1章から第8章となっている。

序章「Globalization, Families, and Domestic Violence—The Hague Convention in Practice（グローバリゼーション、家族、DV—ハーグ条約の現実）」では、インタビュー調査に協力を申し出た、DV被害経験を持ち同時にハーグ条約関係者である女性の事例を交えながら、ハーグ条約とアメリカにおける運用制度を解説している。ハーグ条約は、「連れ去られた親」が「申請者」となり、「連れ去った親」を「相手方」として、子の常居所地国へ迅速な返還を求めるものである。アメリカを例にすると「出国ケース」とは、アメリカから子どもが別の国へ連れ去られるケースであり、「入国ケース」とは、他の国からアメリカへ子どもが連れてこられるケースとなる。ハーグ国際司法会議のデータによれば、相手方となった連れ去り親の69%が母親で、そのうちの88%が主たる子の世話人であり、51%の連れ去り親は自分の祖国に戻っているという。なおハーグ国際司法会議はDVが疑われた件数に関して把握していないということだ。

アメリカはこのハーグ条約を1988年に批准し、「International Child Abduction Remedies Act（国際的子の奪取救済法、以下ICARAと記す）」

という国内実施法で対応している。アメリカは世界で最も入国ケースが多く、全体の14.4%を占めているという。アメリカではハーグ条約運用の責任をもつ中央当局は国務省であり、ハーグ条約の申請は州裁判所でも連邦裁判所でも受け付ける。2011年のデータでは出入国ケース双方で1,728人の子どもの返還が扱われたが、ときに中央当局を経由せず直接裁判所に持ち込まれることもあるため、実数は定かではないという。

ハーグ条約はDVの救済策ではないし、DVが社会において顕在化し始めた頃に制定され、当時はまだDVによる子どもへの影響が明らかにされる前であったという。しかしながら、本条約は、子どもが重大な危機、耐えがたい状況、人権侵害に見舞われる場合は、返還拒否できることを謳っていることを紹介している。では実際のところ、アメリカに逃げ帰ったDV被害女性は、加害夫からの子の返還申請を受け、どのようなハーグ条約審判を受けたのであろうか。これが本書の狙いである。

第1章「Emotional Terror, Physical Harm, and Women's Experiences of Domestic Violence（情緒的威嚇、身体的暴力、女性の経験とDV）」では、まず国連、司法、医療、心理、病理等の分野におけるDVの定義が確認されている。しかし定義はどうあれ、一般的にアメリカの司法は被害者に傷を負わせるような身体的暴力に焦点化しているという。しかし著者らは、DVを、パートナーを支配するために使われる威嚇、身体的性的暴力のなかにある絶えず脅し続ける行動パターンであると考えている。このような視点から、ハーグ条約により子の返還申請を受けたDV被害女性22人に著者らはアプローチし、インタビューを実施した。その結果として彼女たちの生々しいモノローグが記されている。しかしながら全員の子どもが返還を免れたわけではない。22人のうち返還を免れたのは10人に過ぎなかったことが明らかにされている。

第2章「The Misinterpretation of Domestic Violence—Recasting Survival as Child Abduction（DV

の誤った解釈—安全確保を子どもの連れ去りとみなす)」では、まず常居所地国への疑問が投げかけられている。なぜならば強硬な脅しでもってアメリカから海外へ行かざるを得なかった母親がいるからである。その場合常居所地国をどう判断するかが返還に際し影響力を持つという。本章も女性たちのモノローグが重要なパートを占めているが、インタビューを受けた女性たちの85.7%が外国で助けを求めている。つまり警察、裁判所、病院、ソーシャルサービス機関、DV関連組織にアクセスしている。しかし問題は解決されなかったため、国境を越えざるを得なかったという。海外にもDV被害者サポートシステムがあるのだから国境を越えて逃げる必要はないという言説は、インタビューの結果からはまったく通用しないことがわかると著者らはいふ。現実には言葉の壁、文化の壁、移民女性としての地位の不安定さなどさまざまな問題があることを考慮する必要があると指摘している。

第3章「The Unique Situation of Latinas Responding to Hague Petitions (ハーグ申請に対するラテン系女性の特徴)」は、本書全体からみて少し趣が異なるものである。アメリカ人女性が夫からの暴力に耐えかね、子どもを連れてアメリカに帰るのは想像しやすい。しかしラテン系の女性がなぜ子どもを連れてアメリカに入国するのかは事情の説明があるだろう。著者たちは入国ケースを調査したため、ラテン系女性のいくつかのケースに遭遇し、以下の知見を得たという。つまりアメリカ以外に移住したラテン系の女性は、母国に帰るよりもアメリカに入国したほうが安全だと判断する場合があるという。それはアメリカの連邦法「The Violence Against Women Act (女性に対する暴力防止法)」内に移民女性に配慮する条項が含まれているからだと説明されている。しかしこの法律もすべての移民女性に活用できるものではないということだ。つまり、本法律の対象移民女性は、アメリカ市民あるは法的に許可された居住者と結婚していなければならず、またDVがアメリカ国内で起きていなければならないのだ。アメリ

カ人女性と比べて、ラテン系の入国女性には、他にもいくつか不利な点があるという。それはハーグ条約の相手方としてその対応に追われるとともに、アメリカにおける移民女性としての地位から生じるさまざまな法的な手続きに追われることになるという点、裁判所からの書類は英語のため言語の壁が高い点をあげている。それでもアメリカに住む親や姉妹を頼ってアメリカに入国するラテン系移民女性のいることが、本章で明らかにされている。

第4章「Child Exposure to Abduction and Domestic Violence (連れ去りとDVにさらされる子ども)」では、いくつかの興味深い知見が紹介されている。Janvier等の調査により、海外に子を連れ去られた母親が海外に子を連れ去られた父親に比べ、鬱・睡眠障害・不安症といった状態に陥りやすいことが確認されたという。また、児童虐待のある家族の半数に父から母への身体的暴力があったという。GreifとHegar'sの国内外含めた調査によれば、子の連れ去りの起きた54%にDVが確認されたという。加害男性が子を連れ去ることもあるが、いずれにせよ、子の連れ去りとDVに深い関わりがあることは他の調査も実証しているという。

また、子どもの健康と両親のDVとの関係に関する調査研究もかなりの数にのぼっており、子どもがDVにさらされるということは、目撃する、音を聞く、虐待の結果を目にする、シェルターに入所する、実際に暴力に介入する、あるいは自分に注意を向けさせるために問題行動をとることなども含まれることは、研究者のなかで随分前から共有されているという。もちろん子どもがDVにさらされるということは、直接的に身体的あるいは性的暴力を受けることも意味しており、これまでの調査研究によればDV事例に子どもへの暴力が重なり合う確率は30%から60%だという。

親権や面接交流の裁判では、DVが子の利益に反するということが取り上げられるように徐々に変わってきていることが紹介されている。ハーグ条約は親権の裁判ではないが、子の返還拒否を裁

判官の裁量に任せているという意味で、裁判官は重要な役割を担っていることが力説されている。本書内の調査では上記の定義に当てはめた場合、86.4%の子どもがDVにさらされていたことを著者らは導き出したという。

第5章「Hague Decisions and the Aftermath (ハーグの決定とその後)」では、母親たちのモノログとともに、子の返還に関する具体的情報が一覧化されている。本書内の調査対象者22人のうち12人は子が返還され、しかも7人は加害夫のもとに帰されており。母子ともに身体的暴力を受けた場合は返還拒否になった場合もあるが(100%ではない)、子が母への暴力を目撃しただけではほぼ返還されたことが明らかにされている。その他、相手国で刑事罰が科されていても返還、弁護士のハーグケース経験は無関係、連邦裁判所か地方裁判所かも無関係、専門家の証言には有効性あり、アンダーテイキング(申請者に対して裁判所から出す命令)はあまり出されない、平均10.13か月の審理期間、相手方負担金額は平均62,166ドルといったことが示されている。返還された後は、母に対する暴力が激化しただけでなく、子どもも以前は目撃者に過ぎなかったものが、直接の暴力の被害者になったことが語られている。

第6章「How Attorneys Litigate Hague Domestic Violence Cases (どのように弁護士はハーグ・DV事例に応えているのか)」では、弁護士へのインタビューをもとにハーグ条約に関わる弁護士の状況が描かれている。まず最新(2007年度版)の弁護士向けのハーグ条約マニュアル本は、連れ去る母親を弁護するのには役に立たないことを紹介している。またアンダーテイキングの67%が実施されていなかったことをヨーロッパのデータから指摘している。そして連れ去った母親と連れ去られた父親の代理人となる弁護士には大きな違いがあることが示されている。連れ去られた親に対しては、支援する全国ネットワークがあり、公益奉仕の弁護士や廉価で対応可能な弁護士のリストが作られており、国務省もこれらの弁護士に、翻訳、法的書類援助、子どもの場所、役立つ研究論

文、記事等情報提供などさまざまな支援をしている。連れ去られた親は大手の弁護士事務所に代理人を依頼できるという。一方、連れ去り親の方は、法律扶助協会や小さな家族法律実践組織から代理人を探すことが多く、国務省が関わることはないという。連れ去り親側の代理人となった弁護士の「愛と良心がなければできない仕事」というコメントが象徴的に紹介されている。

第7章「Judicial Reasoning in Hague Cases Involving Domestic Violence (ハーグDVケースにおける法的根拠)」では、記録のしっかりしている47件の裁判所データをもとに分析している。47件のうち38件において「子どもの重大な危機」が主張されたが、主張が通ったのは12件のみであったという。子の返還が見送られた条件を分析した結果、1. 児童虐待、2. DV目撃、3. 専門家の証言、4. PTSD診断、5. 殺人への脅しという順番で返還拒否となっていることが証明されたという。

第8章「Practice and Policy Implications (実践と政策への示唆)」では、ハーグ条約が男親と女親に及ぼす影響を考えることがジェンダー平等実践への新しい手がかりになること、DVが人権の侵害であることを世界に発信することが大切であること、グローバルに移民女性を支援する必要があること、ハーグ国際司法会議がDVデータをそろえること、子どもの経験を聞くこと、国や女性の経験に特化してハーグ採決後に運用されるシステムの比較をすることなどが今後の課題であると結んでいる。

本書の特筆すべき点は、まさに今日本のDV被害者支援者が知りたいと思っていることが詳細に記されている点である。DVは返還拒否理由として有効なのか？DVがあるとしてもどのような条件あるいは環境が整えば返還拒否できるのか？審理日数はどれほどかかっているのか？返還後の子どもや女性の状況はどうか？アンダーテイキングは有効なのか？どれも芳しい結果ではないというアメリカの現実、ハーグ条約批准後の日本を注意深く見守るモチベーションのひとつになる

---

であろう。そのような意味で本書の意義は大きい。

一方で、ハーグ条約は父親にも母親にもジェンダーニュートラルな国際条約という表層的な見方をすべきではなく、さらにつきつめて個人個人への影響を考える本当の意味でのジェンダー平等を目指す手がかりとすべきという部分は、さらに説明が欲しかった所である。なぜならば、日本においては、その表層的なジェンダーニュートラルの考えを持つ活動の推進が、ときに加害者から逃れようとするDV被害者やその子どもを危険にさらすこともあるからだ。

本書にはまさに今日本が必要とする情報が詰まっており、多くの読者を得るためにも近い将来

翻訳本が出ることが望まれる。

#### 参考文献

- 外務省、「日本と国際社会の平和と安定に向けた  
取組：国際的な子の奪取の民事  
上の側面に関する条約（ハーグ条約）  
[www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/hague/](http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/hague/)  
Shetty, Sudha, Edleson, Jeffrey L. (2005).  
Adult Domestic Violence in Cases of  
International Parental Child Abduction.  
Violence Against Women, 11 (1), 115-138.  
Weiner, Merle H. (2000). International Child  
Abduction and the Escape from Domestic  
Violence. *Fordham Law Review* 69 (2), 593-  
706.

山口佐和子（ワシントン大学ソーシャルワーク  
学部客員研究員）



近藤理恵著

# 『日本、韓国、フランスのひとり親家族の不安定さのリスクと幸せ — リスク回避の新しい社会システム —』

金城学院大学

世 利 直 子

## 1. はじめに

評者は、アメリカにおける母子世帯に対する福祉政策や、母子世帯の貧困問題を専門にしている。アメリカ型福祉政策は北欧のそれとは対照的であり、自由競争のもと、貧困は努力を避けたことによる自己責任と捉え、個人の生活に政府は干渉しないという福祉観にもとづいた福祉政策が行われている。福祉受給者の多くを占めるシングルマザーは、早急な福祉からの離脱と経済的な自立を求められているが、もともと学歴やキャリアを持たない彼女たちにとって、十分な収入の安定した仕事に就くことは非常に困難である。研究を通してみえてきたことは、アメリカにおける貧困なシングルマザーの困窮であった。

このように、母子世帯をはじめとする貧困な人々に対する各国の様々な福祉政策は、社会的弱者に対するその国の人々の考え方や倫理観、家族観を如実に反映する。不平等や格差の問題は、先進国のなかではアメリカにおいて顕著だったが、近年日本でも深刻化している。

本書では、著者が、2003年から2013年の間に日本、韓国、フランスで面接調査などの質的調査と質問表調査などの量的調査を行い、その結果にもとづいて、3か国のひとり親家族のもつ不安定さのリスクや、ひとり親家族に対する福祉政策を詳細に比較研究し、日本におけるそのリスクを回避するための、社会システムのあり方について提言

を行っている。著者によれば、日本、韓国、フランスの3か国を比較する理由は、フランスでは家族の個人化が進み、世界のなかでも家族政策がトップレベルであるのに比べ、日本や韓国では家族の個人化が進んでいないうえ、国家による家族介入が脆弱であるため、家族政策が十分に展開されておらず、これらの国々の状況を比較検討することにより、不安定さのリスクを回避する新しいシステムについて模索することができるためとしている。

また、本書を書評の対象とした理由は、近年、世界各国でワークフェア政策による福祉改革が行われたが、その影響が現れはじめたであろう最新の調査による福祉政策の比較研究を紹介したいと考えたからである。

## 2. 本書の内容

第1章では、現代における日本・韓国・フランスの変容する家族の構造とあり方について、2章では、面接調査と質問表調査によって明らかになった日本、韓国、フランスのひとり親家族の現状と抱える問題などを比較分析している。第3章は、フランスのひとり親家族支援政策の特徴とその支援機関や施設での面接調査結果、第4章は、韓国のひとり親家族支援政策の特徴とその支援機関や施設での調査結果、第5章は、日本のひとり親家族支援政策の特徴とその支援機関や施設での

調査結果を明らかにしている。結論では、著者が、これらの研究結果にもとづいた日本のひとり親家族支援政策への提言を行っている。

第1章「日本、韓国、フランスのひとり親家族の置かれた社会的条件」では、著者は、近代において、家族の個人化が進行しており、人々は夫婦関係にトラブルが生じた場合、夫婦関係を継続しなくなり、また法律婚をしない選択もするようになったことを指摘している。

ひとり親家族の数については、日本6.6%、813,000世帯（2010年）、フランス20.9%、1,657,200世帯（2009年）であり、韓国は統計が公表されていないが、18歳以上の子供も含めたひとり親世帯数は1,042,000世帯（2005年）であった。フランスは、日韓よりもひとり親家族、法律婚でない家族、同性婚家族など、多様な家族が存在する。また、シングルマザーという言葉は差別的であるとして、ほとんど使用されず、ひとり親という用語のほかに別れた親という表現が用いられている。

ひとり親家族の貧困率に注目すると、2000年代後半、日本（就業者54.6%、不就業者52.5%）、韓国（就業者19.7%、不就業者23.1%）、フランス（就業者16.5%、不就業者45.7%）であり、日本の貧困率が最も高い。フランスでは就業者の貧困率は不就業者のそれよりも低いが、日本や韓国では就業者、不就業者とも貧困率はさほど変わらない。むしろ、日本では就業者の貧困率が不就業者よりも高く、日本・韓国のひとり親はワーキング・プアの状態にある人が多いことがわかる。女性の労働力率については、フランスを含め欧米諸国の女性の就業構造は、逆U字型であるが、日韓はいまだM字型である。また、女性の労働力率が高いフランスでは、日韓と比較して男女間の賃金格差も小さい。（2009年のフルタイム労働者における男女間の賃金格差は、フランス13.1%、日本28.3%、韓国38.9%である。）しかし、ひとり親の女性の就業率は、日本、韓国の方がフランスのそれよりも高い。フランス70.2%（2004年25歳以上49歳以下のデータ）、日本80.6%（2010年）、韓国74.0%（施設入所していない人）、78.8%（施

設入所している人、2011年）であった。それにもかかわらず、フランスのひとり親の女性の非正規雇用率の方が、日本や韓国のそれに比べ低い。フランスのひとり親の女性の非正規雇用率（2004年25歳以上49歳以下のデータ）26.8%、日本47.4%（2011年）、韓国74.9%（施設入所していない人）、71.7%（施設入所している人、2011年）。

フランスでは、親の子供への責任を重視しつつも、子どもを社会の子どもとみなし、社会全体で子どもを支える連帯の思想が息づいているという。連帯の思想が息づいている。日韓では、社会全体で子供を支える思想が脆弱であるので、国家は子どもとその家族に十分介入せず、経済支援やサービスは充実しておらず、再配分後の日本、韓国の子供の貧困率はフランスのそれより高い（フランス7.6%、日本13.7%、韓国10.2%）（OECD, 2008）。

第2章「日本、韓国、フランスのひとり親家族の不安定さのリスク」について、質的調査として、日本、韓国、フランスの18歳未満の子供を育てているひとり親の女性を対象に面接調査を行い、量的調査として、日本、韓国において質問紙調査を行った。回答者の属性は、日本では30代、韓国では40代の比率が高い。就労形態は、日韓ともに半数近くの人が非正規社員・職員であった。また、韓国では自営業を営んでいる人の比率が高かった（日本4.3%、韓国24.9%）。学歴は、短大・専修学校、高卒の比率を合わせると、日本は全体の約8割、韓国は全体の約7割を占めていた。ひとり親になった理由は、離婚が最も多く（日本74.8%、韓国69.8%）、次が死別であった（日本19.2%、韓国20.8%）。

ひとり親であることで差別を受けた経験に関して、日韓ともその経験がある人が少なくなく、韓国では「何度も差別されたと感じたことがある」と回答する人が4割近く存在した。韓国のひとり親の方が日本のそれより孤立する傾向があることが明らかになった。一方、フランスでは、ひとり親家族が偏見を持たれることもなく「普通に」暮らすことができる社会状況である。

ひとり親が希望する仕事の内容について、日本では正社員・職員志向が強いのに対し、韓国では自営業志向が強い。韓国ではひとり親が子育てをしながら、正社員として働くことが難しい社会状況があると推測される。また、日韓とも多くのひとり親が子どもの高い教育費に苦悩していることが明らかになったが、一方フランスでは大学の授業料は無料であり、低所得者は少額を自己負担するだけで公的な補助金を受けて習いごとに通うことができる。また、ひとり親家族に対する手当について、韓国はひとり親手当の支給対象が狭く、支給額が低いため、ひとり親はそれをあてにしていない。

第3章「フランスのひとり親家族に対する支援」について、2008年から2013年までに、著者がフランスで行った、ひとり親家族支援のための公的・民間機関や施設を対象とした、面接調査をもとにフランスのひとり親家族に対する支援の現状を明らかにしている。フランスでは、ひとり親家族に特化した法律が存在するわけではなく、社会福祉と家族の法典を中心に、子どもや家族への支援に関することが規定されている。ひとり親家族のみを対象としたサービス、給付としては、別れた親から養育費が支払われなかった場合、ひとり親に代わって養育費を回収するサービスと、養育費が回収できなかった場合の手当とが存在する。また、フランス政府が力を入れている子どもと別れた親との家族調停が存在し、ひとり親と子供のための施設や、住宅手当がある。

世界的なワークフェアによる福祉改革の流れを受けて、フランスでも2008年12月にワークフェア政策を強化する福祉改革がなされ、最低所得保障制度としての参入最低限所得(RMI)に代わって、活動的連帯所得(RSA)が導入された。すぐに仕事につけそうな場合は、雇用センターのカウンセラーが、対象者とともに雇用アクセス個別計画を作成し、対象者はその計画に基づいて支援を受ける。すぐに仕事に就けそうにない場合には、社会的サービスを受けるか、就労に向けた様々な支援や仕事に慣れるための就労支援を受けなければ

ならない。RSA制度によるワークフェア政策は、厳しいものではなく、幼い子どものいるひとり親に強く就労を迫るものではない。また、フランスのワークフェア政策は、あくまでも低所得者全体に対する政策となっており、ひとり親家族のみに限定したものではない。

公共職業安定所(ANPE)における就労支援では、カウンセラーが、様々なアセスメントの後、個人の就労計画を作成するのだが、著者がインタビューした際、あるスタッフが「個々人に合った支援をしていくことを重視するフランスでは、人を何かの指標によってわけすることは考えられない」と述べたという。著者は、「個々人に見合った支援を重視し、マニュアル化を嫌悪する傾向は、フランスの支援の場における特徴なのかもしれない」と述べる。また、著者が子ども虐待をした親の支援に関する面接調査を行った際に、ソーシャルワーカーが「私たちは、アメリカ合衆国のようなマニュアル化されたプログラムは持たない。あくまでも個々人に合った支援が重要である」と言ったエピソードにも言及した。

次に家族調停について、フランスでは、子どもと別れて暮らす親とが交流することは子どもの権利であるという考え方が人々の意識に浸透しており、1か月に2回とバカンスの半分の期間、子どもが別れた親と面会することは常識となっているという。子どもと別れた親との関係調整は、家族調停と呼ばれており、フランス政府は、民法改正のあった2002年以降、別れた親と子供の関係調整を行う政策に力を入れており、実際に子供と別れた親との関係調整を行っているのは、アソシアシオン(非営利組合)である。

第4章「韓国のひとり親家族に対する支援」では、2005～2012年までに、著者が韓国で行った面接調査をもとに、韓国のひとり親家族に対する支援の状況を明らかにしている。

韓国では、今なお福祉の拡大が続いており、ひとり親家族政策においても拡大がみられる。韓国のひとり親家族にかかわる法律が2007年にひとり親家族支援法へ改正された。法律の対象年齢が、

20歳未満の子どものいるひとり親家族から、22歳未満の就学中の子どもがいるひとり親家族へと引き上げられた。それから、韓国には1989年からひとり親家族に対する「児童養育費」という手当が存在する。日本が2002年の母子福祉改革でひとり親家族に対する手当の削減を目指したのに、韓国では児童養育費の受給年齢や受給額が拡大し続けている。しかし、日本と比較して、韓国のひとり親家族は児童養育費や国民基礎生活保障を受給している人が極めて低い。一説によれば、日本ではひとり親家族のうち、ひとり親関連手当、公的扶助を受けている人は8割以上、韓国では1割であるとされる。

2000年、国民基礎生活保障制度が導入され、それによって就労能力のある人は給付と引き換えに、就労や職業訓練などを義務化するワークフェア政策が導入された。韓国におけるこの国民基礎生活保障制度の導入は、給付抑制を意味するのではなく、就労能力のない人に限られていた生活保護制度の対象を就労能力のある人に広げる給付の拡大を意味する。

韓国では、児童養育費の受給に就労要件はないが、国民基礎生活保障の給付を受けている18歳から65歳未満のうち、就労能力のある人は就労、あるいは職業訓練を受けることが義務化されている。

第5章「日本のひとり親家族に対する支援」について、2005年から2012年までの面接調査と質問紙調査をもとに、日本のひとり親家族に対する支援の状況を明らかにしている。調査対象は母子福祉センターや母子寡婦福祉連合会、ひとり親家族支援団体などである。

ひとり親家族の増加に伴い、児童扶養手当の受給世帯が増加している。2000年の受給世帯は708,295世帯から2011年12月末1,099,767世帯へと増加した（2010年以降、父子家族が、母子家族と同じ給付金やサービスを受けられるようになったことも、増加の一因である）。

2002年に児童扶養手当を削減し、就労支援を強化する母子福祉改革がなされた。児童扶養手当を

受給5年後に最大2分の1に削減できるようにし、就労支援による自立支援を強化したのが特徴である。しかし、法律が施行されて5年を経ってもなお、ひとり親家族の貧困状況が改善されず、2008年政令により、「手当の一部支給停止の適用を除外する条件」が出された。就業していること、求職活動等自立を図るための活動をしている、身体上または精神上の障害があるなどが条件であるが、著者はこれを「この政令により、児童扶養手当の支給条件として、就労能力があり、就労を妨げる条件がない人において求職活動を義務づけることを意味した」と主張する。

2011年のひとり親の学歴は、その半数近くが高校卒業であり（48.0%）、次に専修学校・各種学校14.0%、中学卒業13.3%と続く。日本のひとり親女性の正規の職員・従業員は39.4%であり、学歴が低いほど、正規職員・従業員率は低い。平均年間就労収入は、中学卒業129万円、高校卒業169万円、大学・大学院卒業297万円と学歴により就労収入に差があった。低学歴女性の就業問題への支援策が、母子世帯の貧困問題を解決するために必要であるという議論に対し、著者は、フランスでは大学進学率が高くないにもかかわらず、貧困率が、就労している日韓のひとり親家族より低いことをあげ、学歴は就労収入に影響を与えるが、学歴以上に、女性の労働賃金が低いことに問題があり、このことが日本のひとり親家族の貧困に影響すると主張する。

また、著者は、日本はもともと就労している人が多いのだから、アメリカやイギリスのように就労率を上げる政策ではなく、キャリアアップによって年収をあげる支援が重要であると主張する。そのため資格取得のための職業訓練、その際の所得保障が極めて重要であると論じる。政府は、地方公共団体が指定する教育訓練講座を受講した母子家庭の母親に受講料の一部を支給する「自立支援教育訓練給付金」や、経済的な自立のための資格を取得するために2年以上養成機関で就学する場合に、生活費の負担軽減のための「高等技能訓練促進費」を創設した。資格を取得し就

職した人は、看護師、准看護師が多い。しかし、公的な給付金を利用して資格を取得した人もいるが、経済的困窮のために断念した人もいることは注目に値する。

「結論」において、「ワークフェア政策と児童扶養手当」については、前述のように、日本では2002年に母子福祉改革が行われ、児童扶養手当を5年間受給した人の受給額は最大2分の1削減できるようになる一方、就労支援が強化された。日本の福祉政策の特徴は、公的扶助受給者だけでなく、児童扶養手当受給者にもワークフェア政策がとられている点にある。しかし、日本のひとり親家族の貧困率はOECD諸国の中で最も高く、実際には児童扶養手当を2分の1に削減できない。現在、2人目、3人目以上の子どもがいる家族への児童扶養手当額が低いので、2人目以上の子どもの支給額を増額すべきである。

つぎに、「日本のひとり親の女性に対する就労支援」として、前述のように「自立支援教育訓練給付金」と「高等技能訓練促進費」という制度があり、看護師や、介護福祉士などを目指すために利用されているが、一部の自治体はこの制度が設置されていないため、すべての自治体でこの制度を利用できるようにすべきである。また、経済的困窮のため資格取得をあきらめる人もいるため、給付金の支給月額をあげる必要がある。また、日本と韓国よりもフランスが、ひとり親の女性の非正規雇用率が低く、男女間の賃金格差も小さい。フランスは出産後も働き続ける文化であり、日本と韓国では、小学生以下の子供がいるひとり親女性はフルタイムで働くことをためらう傾向がある。特に日本で、ケースマネージャーがフルタイムで働くことのメリットを伝え、将来を見越した働き方を対象者とともに考え、仕事と子育ての両立の計画を立てることが重要であるという。一方、韓国では、日本に比べて起業を好むひとり親が多い。日本でも個人や集団による起業への支援システムの構築についても今後検討の余地がある。

また、「ひとり親家族の支援システム」につい

ては、日本における母子福祉改革以降に創設された母子家庭等就業・自立支援センター事業は、就労支援、生活支援、養育費にかかわる支援、面会交流支援などを行う。日本の母子福祉政策の特徴は、政府が全面的に、母子家庭等就業・自立支援センター事業の運営を母子福祉団体へ委託することを推進する点にある。ひとり親の女性や寡婦が、直接的にひとり親家族を支える一方、公的機関は母子福祉団体（ひとり親の女性や寡婦からなる）に仕事を提供することが、この政策の意義である。この母子家庭等就業・自立支援センター事業の改善策として、政府は、都道府県、政令指定都市等がひとり親に対して、就労支援、生活支援、養育費支援、離れて暮らす親への面会交流支援などをすべて1か所でトータルに行うワン・ストップ・サービスを展開できるように、事業規定を変更すべきである。そして、母子家庭等就業・自立支援センター事業を行う施設において、就労支援の専門家だけでなく、必ず社会福祉士、臨床心理士など、複数の専門家を配置することを事業規定すべきである。

「別れた親からの養育費の回収機関の設置と、養育費が回収できなかった場合の手当の創設」については、日本では、別れた親から養育費を受けている日本の子供の率は極めて低い（2011年日本：約20%、2006年韓国：約13%）。フランスでは、養育費を回収代行する機関が存在し、もし回収ができなかったとしてもその養育費を政府が代わりに支給する制度がある。日本にも同じ制度を創設すべきである。

そして、「子どもと別れた親（あるいは親族）との面会交流支援（家族調停）」に関しては、日本では、2012年に母子家庭等就業・自立支援センター事業に「面会交流援助」という項目を加え、地方自治体が、面会交流支援員による面会交流支援を行うことを求めている。しかし、2011年20歳未満の子どもにおいて「現在、面会交流を行っていない子ども」の率は「父親と交流を持っていない子ども」72.3%、「母親と交流を持っていない子ども」62.6%と高い。日本では、単独親権制度

が導入されているが、面会交流の前提となる共同親権の導入を検討すべきであり、子どもが両方の親と交流することは「子供の権利」であるという理念のもと、別れた親も子育てに参加する文化を作ることを推進するべきである。

### 3. 本書の特徴と成果

本書を拝読した第一印象として、フランスの福祉政策は、アメリカのそれと大きく異なるといわれているが、本来、福祉から早急に自立させることを目的とするワークフェア政策に関しても、フランスでは、就労計画に関して、個々人に見あった支援を重視し、マニュアル化を嫌悪するなど、その“個”を重視し、ライフスタイルをも尊重するような就労支援政策の手厚さに驚かされた。また、世界的なワークフェア政策による福祉縮小の流れのなか、日本でも生活保護費の削減や、2002年に母子福祉改革等が行われているにもかかわらず、格差社会であるという印象があった韓国で、福祉の拡大が行われているという事実は意外であった。今後の動向に是非、注目したい。それから、本書のあとがきのなかで、著者は「現時点で言えることは、ひとり親家族の抱える『不安定さのリスク』は、ワークフェア政策だけで解決できるものではなく、国家による家族政策の抜本的改革と、女性の地位向上のための改革なしには、解決できないということである。」と主張していた。現在でも低賃金で働く女性は多く、男女の賃金格差は大きいままである。女性が、キャリアと子どもを持つことを両立でき、ひとり親になった場合でも、十分に生活できるだけの経済力をつけることが重要である。政府は、女性が賃金の高い仕事に就けるような政策を行うなど、女性の地位向上のための改革を優先的に行ってほしい。

本書の特徴は、長期間に及び、フランス、韓国、日本の3カ国にわたった、ひとり親家族支援にかかわる多種多様な機関・施設等への面接調査や質問表による調査を行い、その詳細かつ豊富な内容を分析し、明瞭にまとめあげた点にある。ま

た、この調査結果は、現場の生の声を如実に反映している実に貴重な研究成果である。

私自身、2011年にニューヨーク市の福祉局に、ニューヨーク市の福祉政策や福祉受給者である母子世帯についての聞き取り調査を行った。まず、インタビューのアポイントを取るだけでも、なかなか連絡がもらえず、実際にインタビューに答えてくれた公的扶助部門の主任や福祉局のスタッフは、1996年の福祉改革の成果を繰り返し強調するばかりで、課題や問題点等についてはあまり答えてもらえないなど、苦勞した経験を持つ。長期間、3カ国にもわたって、これだけ多くの機関・施設での面接調査を行い、ひとり親家族の実状やひとり親家族政策の成果と課題について、各国比較を行った研究は、貴重かつ意義深い。

また著者は、複雑な各国のひとり親家族支援制度の解説を、難解な専門用語を多用することなく解説するなど、本書は全体を通じて、分かりやすい表現が使われており、一般読者も理解しやすく、読み進めやすいことも本書の成果であろう。

さらに著者は、本書の結論のなかで、フランスや韓国のひとり親家族支援政策と比べて、日本では不十分な政策を、例えばフランスのように、別れた親からの養育費を回収できなかった場合の手当を国が支給することや、韓国のようなひとり親女性の起業の支援システムについての議論が必要だと論じるなど、具体的かつ個別に指摘していることも、読者の理解を助けている。

本書に注文をつけるとするならば、2章「日本、韓国、フランスのひとり親家族の不安定さのリスク」において、面接調査や質問表による調査結果の公表だけでなく、そこから見えてきた事実やその背景、その要因等を詳細に分析し、もっと深く掘り下げて考察して欲しかったと思う。

また、本書のあとがきに「日本の家族に関わる政策の多くはフランスよりも約30年遅れている」とあった。フランスのそれは、ドイツやイギリスといった近隣の国家とも大きく異なる。なぜフランスでそこまで家族にかかわる政策が進歩を遂げたのか？についても、社会政策や国民の家族観、

---

福祉観の変遷やその背景等の議論の展開も望まれるだろう。

#### 4. おわりに

著者は、序章のなかで「リスク社会である現代社会においては、ひとり親家族における社会的排除は、一部の階層の人の問題として捉えてはいけないということである。リスク社会においては、誰もが社会的排除を受ける可能性を有しているし、家族の個人化が進行するリスク社会においては、誰もがひとり親家族になる可能性を有しているからである」と主張する。現在、日本は離婚が増加し（人口動態統計月報年計によれば、平成24年の離婚件数は約23万5千件）、それに伴い、ひとり親世帯も増加しており（平成23年の母子世帯123.8万世帯、父子世帯22.3万世帯、平成23年度全国母子世帯調査）、両親と子どもからなる伝統的な家族は、以前に比べると減少傾向である。このように、日本の家族形態は多様化しつつある。日本は、この家族形態の多様化に応じる家族政策を実施する必要に迫られている。また、ひとり親

家族を特殊な存在と捉える時代は終わり、国民が自らの問題のように、ひとり親家族が抱える問題に向き合わなければならない時代が既に始まっている。

最後に、本書のタイトルは、『日本、韓国、フランスのひとり親家族の不安定さのリスクと幸せーリスク回避の新しい社会システムー』であるが、子どもは社会の子という考え方のもと、手厚いともいえるひとり親家族支援政策を行うフランスのひとり親家族の「幸せ」は見えてきたが、一方、日本、韓国のひとり親家族からは、経済的問題はもちろん、ひとりで仕事と育児の両立を行う困難さ、社会からの偏見や差別といった「不安定さ」をうかがうことは十分にできたが、「幸せ」の部分がなかなか見えてこなかった。著者の提案した日本のひとり親家族の支援政策を、政府が受け入れ実施し、日本のひとり親家族が当たり前のように「幸せ」を謳歌できる日が早く来ることを評者は切に願う。

本書は、各国のひとり親家族の現状やひとり親家族に対する政策に関心を持つ研究者、学生、一般読者にとって、必読の書といえるだろう。

世利 直子（金城学院大学非常勤講師）



豊田四郎監督

## 『小島の春 — 若い女医のハンセン病巡回診療記録』

金城学院大学

青 山 静 子

## はじめに

1996年国会で「らい予防法の廃止に関する法律」が可決された。1998年ハンセン病療養所入所者が熊本地方裁判所に「らい予防法」違憲国家賠償請求訴訟を提起、2001年熊本地裁は原告勝訴の判決を下し、国は控訴を断念する。2002年国立ハンセン病療養所などの退所者給与支給が開始される。最初の「らい予防法」は1907年に発布され、1909年に施行される。ほぼ90年後に廃止され、違憲の判決が下される法律とは一体どのようなものだったのか、だれもが疑問に思うのではないだろうか。1938年小川正子著『小島の春』が出版される。1940年には製作・東京発生、配給・東宝で映画化された。脚本は八木安太郎、監督は豊田四郎、小山先生（小川正子）役は夏川静江であった。この映画では「らい予防法」に基づいて、患者が療養所に収容されていく様子がドキュメンタリー風に描かれている。当時の「らい予防法」の威力を知ることの出来る貴重な映画である。

## 1) 映画のストーリー

瀬戸内海の長島にある国立ハンセン病療養所愛生園（1931—現在）に勤務する若い女医小山正子は、療養所長光田健輔の命により、瀬戸内海の島々を訪ねて、巡回検診や集会を開き、ハンセン病は遺伝病と信じている島民たちに、うつり易く発病しやすい「伝染病」として説き、他の人にうつさないように、療養所に入所することが、一

番良い方法であると説得しながら、病者を見つけるとは療養所へ送りこむ医療活動に励んでいる。

映画は、女医小山が、ある島を訪れたところから始まる。小学校で集団検診を終え、病者の家々を訪問。高齢者の患者には、おじいさんの病気はうつる病気だから外を出歩かないようにと優しくも厳重に注意する。横川は農業を営み、妻と三人の子供がいる。小山は横川の家を訪ねて、入所を勧める。横川は、家族と別れることができず、療養所への入所をかたくなに拒む。集会では、ハンセン病がうつり易く発症しやすい病気であることを説明するために、フィリピンのクリオン島の療養所の調査では、患者に子供を育てさせたところ100人中48名の子供が発症したという話をして島民たちを震え上がらせる。長島の療養所は、気の毒な患者さんたちが集まって、助け合いながら生活をしているところです。怖い所ではありません。1、2年で見違えるほど良くなった患者さんもいます。文明国の中では、日本が患者数が一番多いのです。療養所は薬代もかからず、すべて国で面倒をみてくれるので、この病気にかかった不幸な人々でも、気軽に暮らせる所なのです。これ以上患者数を増やさないために、世の人々のために、療養所へ入所する必要があるのです。女医小山は必死に訴えかける。

小山は、さらに、近くの島の桃畑の小屋で、家族に見捨てられ一人で暮らす女性の病者がいるというので、出かけていく。が、女性も家族も、ひっそり暮らしていてどこが悪い、島では誰にも

迷惑をかけてはいない、療養所に入れば恥さらしになるだけだと言い張り、頑として入所を受け入れない。次に、小山は、小舟で土佐へ行き、村の裕福な旧家の娘がハンセン病を患い、家の離れに隔離された状態で暮らしている、という噂を聞き、屋敷を訪問する。発症する前の娘はテニスに興じはつらつとした美しい姿であったが、今は、病気のため、目も見えず、見る影もない。小山は島に戻ると、麦畑で妻と作業をしていた横川を村長たちと一緒に訪ね、再び説得、横川は一旦入所を承諾する。翌朝、船着き場では、小山と共に療養所に向かう数名の病者が船に乗り込む準備をしている。しかし、横川の姿が見えない。小山は、横川の家に走りいく。横川は、村長から、今すぐ行かなければ、やがて警官がやってきて、お前は療養所に送り込まれる、と脅し文句を聞かされ、苦悶の末入所を決心する。妻も娘も泣き叫ぶだけである。やがて、家族に付き添われた横川が小さな荷物をもって現れる。小学生の息子賢造は船が見えなくなるまで、父親の姿を追いかけて海岸線を走り続け、「村長のバカヤロー」と叫ぶ。

## 2) 映画の背景－ハンセン病に関する国策

ハンセン病は、1873年ノルウェー人医師ハンセンにより「らい菌」が発見され、伝染病であることが判明した。それまで多くの国では遺伝病であると認識されていた。現在では、「らい菌」は感染力が弱く、非常にうつりにくい病気で、発病には個人の免疫力や衛生状態、栄養状態などが関係するが、たとえ感染しても発病することはまれである、と考えられている。1900年（明治33）内務省は初めて全国的なハンセン病患者の調査を行い、患者数は3万359人であると発表する。（調査は警察官によって行われたので、ほぼ全員が浮浪していた患者と考えられる。）1907年（明治40）、浮浪するハンセン病者の収容を目的とした「らい予防法」が公布され、1909年、全国5カ所に公立療養所が開設されるが、収容定員は全部で1,050床であった。1927年（昭和2）国立療養所建設法案が議会で承認され、1930年内務省衛生局は、ハ

ンセン病に対する政府の基本方針である「らいの根絶策」を発表、「文明国には癩はない」と明記する。1931年3月国立療養所長島愛生園が光田健輔を園長に迎えて開園される。同年4月自宅療養患者も含め病者全員を療養所に入所させるための「らい予防法」が制定される。この頃から、生涯絶対隔離が強化されていき、病者は見つけ次第警察に通報し、療養所に送り込む「無らい県運動」が高まっていった。当然、療養所は定員を超えた病者を抱え込む。1935年4月愛生園の定員は890名となったが7月末の患者数は1,163名で、273名の定員超過となり、8月患者たちは待遇改善を求めて暴動を起こすという「長島事件」が発生している。一方、残された患者家族は世の中の偏見と差別にさらされ、惨めで虐げられた生活を送っている。映画の原作となった『小島の春』は、こうした時代の中で出版され、30万部を売り上げる大ベストセラーとなり、映画化されて、厚生省、文部省および内務省三省の推薦映画となり、興行成績も空前の成功をおさめ、1940年（昭和15）の映画ベストテンでは1位となっている。

## 3) 光田健輔（1876-1964）と長島愛生園

若い女医小山正子（原作者小川正子）を瀬戸内海の島々に送り込んでいた長島愛生園長光田健輔とはどのような人物だったのだろうか。光田健輔は1898年（明治31）東京帝国大学医科大学病理学教室選科に籍を置き、浮浪する病人などを収容していた東京市養育院（1872-2000）に勤務する。1879年（明治12）から1931年（昭和7）までの52年間院長を務めたのは洪沢栄一（1840-1931）であった。光田は、養育院勤務時代に、養育院では行ってはならないハンセン病者の遺体解剖を密に行い、ハンセン病の病理学にいそしむ。1897年（明治30）ドイツ、ベルリンで開かれた第1回国際らい会議でハンセン病のらい菌による伝染説やハンセンが行った隔離療法の効果が発表されると、光田は、当時効果的な治療薬のなかったハンセン病根絶には隔離療法が最適であると判断し、

1901年（明治34）12坪の独立した病室「回春病室」を設置し、ハンセン病患者のみを収容する。1908年（明治41）東京市養育院副院長に就任。1909年（明治42）公立ハンセン病療養所全生病院院長として勤務、14年（大正3）全生病院長に就任する。翌15年（大正4）所内結婚で生まれる子どもの処置の問題を解決するために、違法と知りつつ、男性患者に対して断種手術を施す。31年（昭和6）国立ハンセン病療養所長島愛生園の初代園長に就任。1957年（昭和32）に退官するまで、26年間辣腕を振るう。

国際らい会議は太平洋戦争（1941-45）前に4回開催されている：1897（ベルリン）、1909（ベルゲン）、1923（ストラスブルグ）、1938（カイロ）。ベルリン会議には土肥慶三、ベルゲン会議には北里柴三郎、ストラスブルグ会議には光田健輔が出席しているが、カイロ会議には出席者を送り出していない。1930年にはバンコクで国際連盟らい委員会が開催され、太田正夫が出席している。既に述べたが、最初の会議において、らい菌によるハンセン病の伝染説が確立され、隔離の是非が論じられた。しかし、その後のらい会議においては、らい菌の感染力は弱く、一般に免疫力の弱い子どもは病者とは隔離すべきであるが、大人の病者を絶対隔離する必要性はない、また、外来治療の方が好ましい、というように論調が変化してきた。しかし、日本では、文明国たる体裁を整えるため、生涯絶対隔離論を偏狭に唱える光田健輔のもと、日本らい学会も、政界に深く通じ、財界の第一人者である洪沢栄一の多大な後援を受けていた光田の考えを支持し、反隔離主義者である小笠原登医師（1888-1970）を押さえ込む。隔離論は優勢をきわめ、「らい予防法」を法的・病理学的根拠として、一般社会にも浸透し、瞬く間に日本国中に広がり、前述した「無らい県運動」という大騒動を引き起こしていく。（愛知県では1919年（大正8）まで、患者数は千名以上で全国有数の患者数の多い県であったが、県の努力によって収容が続けられ1930年（昭和5）には598名、35年（昭和10）には413名、39年（昭和14）には361名に減少

したという。大規模な「患者狩り」が行われたことが想像できる。）こうして、患者たちは、一方的に、教育を受ける権利、仕事をする権利、家族とともに暮らす権利など多くの基本的な人間の権利を奪われていった。

国立療養所を建設するにあたって、光田は、病者は絶海の孤島に隔離すべきであるという見解を持ち、自ら西表島まで調査にでかけ、内務省へ西表島に療養所を建設するよう提言している。しかし、内務次官や衛生局長に、西表島は交通運輸が不便で、マラリアの流行地でもあり、働いてくれる職員が見つからない、瀬戸内か有明湾のような風光明媚なところに島を選ぶようにと説得されて、長島を選んだと言う。長島では、瀬戸内の絶景が眺められる島の高台の一等地に光田自身の執務室のある管理棟を建設する。正面に小豆島を見下ろす威風堂々の西洋館である（現在も存在している）。だが、この島は、景色が良くても、坂が多く、盲目となった患者や歩行困難な病者には相当な負担を強いる。（ハンセン病者は重症になると、視力を失う。また、手足を切断しなければならず、義足をつけている患者も多くいた。）長島愛生園は、健者には優しく、病者には厳しい環境であった。光田の落ち度は、それだけではない。園内における結核患者の隔離治療が充分ではなく、戦前では、小川正子を含めて三人の医官や職員が結核に感染し、1949年（昭和24）以前の死亡患者の死因の約半分は結核性疾患であった。

前述した通り、1907年、1931年、さらに、1953年に「らい予防法」が制定され、「らい予防法の廃止に関する法律」（1996年）により「らい予防法」が廃止されるまで、ハンセン病患者は法律に縛られた生涯絶対隔離の生活を余儀なくされる。（公立や国立療養所への収容は、病者が「生きる」ための収容ではなく、病者に「死んでもらう」ための収容であった。どこの療養所にも火葬場と納骨堂があり、火葬をするのは患者の仕事だった。栗生楽泉園では遺体を崖下に投げ捨てていた、という。）光田健輔はこれら3つの人権無視の悪法である「らい予防法」の制定に深く関与し、日本

国民の意識を混乱に陥れ、多くの無惨で無意味な死を引き起こしていった（各療養所で発行された「記念誌」に数々の証言が掲載されている）。この光田健輔が、1951年（昭和26）に文化勲章、1961年（昭和36）にダミアン・ダットン賞を受章している。

#### 4) 新しい「差別」の創造

若い女医小山正子は瀬戸内の島々を訪ね、ハンセン病は「おそろしい伝染病」であるという恐怖を島民たちに植え付ける。映画を見る側としては、「おそろしい伝染病」であると説いて回る小山医師に違和感を感じる。それほど「おそろしい伝染病」であれば、島にわずか数名というような数ではなく、もっと多くの患者がいてもいいのではないだろうか。それほど「おそろしい伝染病」であれば横川の妻が病者であってもおかしくはない。（実際の所、夫婦間ではこの病気は伝染しない。）小山はハンセン病が伝染病である根拠にクリオン島の療養所の話をするが、それ以外に情報はないのだろうか。1923年第3回国際らい会議では、伝染性患者と非伝染性患者とでハンセン病予防対策を区別する考えが強調され、1930年バンコクで開かれた国際連盟らい委員会では、感染性のない患者は、可能な限り、外来治療をすべきであると結論づけられ、1938年第4回らい国際会議では、ハンセン病者と共に働いても、注意を払えば殆ど感染しないという事実は歴史が証明している、と決議されている。小山の医学情報は量も質も乏しい。われわれは、現在ハンセン病が完治する病気になったから、そのような考えを持つのではない。事実、ハンセン病者救済活動に携わった人々の誰一人としてハンセン病には感染していないのである（ベルギー人神父ダミアンは、ハワイでハンセン病者救済活動を行い、感染して殉教したと伝えられているが、現在では、ダミアン神父がもともと保菌者で、ハワイで発症したという見方も定着している）。1895年（明治28）熊本に回春病院を開院し、患者たちと素手でふれ合い、患者たちが驚いたというハンナ・リデルも姪

のエダ・ライトも感染することはなかった。1916年（大正5）から草津湯之沢地区で、20年近く患者たちと共に生活し、遺体は自ら湯灌して天国に送り出したというメアリー・H・コンウォール・リーも、7年間共に働いていた女医服部けさ、看護婦三上千代、その他のスタッフも感染していない。何より、消毒衣を身にまとうことなく、各地の患者と膝を突き合わせて入所を進めていた小川自身感染していないのだ。らい菌を健者の皮下に移植しても、感染しなかったという話はいくらでもある。実際、「らいの根絶策」（1930）には、「癩菌の感染力は弱い」と述べられている。小山はこうした事実をどのように考えていたのだろうか。

日本社会史学者生瀬克己氏は言う。『今昔物語』や『沙石集』といった説話集には、してはならないことをおかしてしまったために「白癩」の報いをうけたという話がいくつもある。仏は嫉妬・盗み・殺人・邪淫・妄語といったことを禁じていて、その禁をおかした者にくだされる「罪科」が「白癩」なのであり、これこそが、「癩者」への差別の源泉である。また、社会思想史学者沖浦和光氏も言う。「盲聾」や「疥癩之病」を天刑・天罰とする宿業観念は、平安期では朝廷貴族・権門寺社が集往する畿内にとどまっていたが、中世後期に入ると、しだいに地域の民衆社会にも浸透してきた。特に病状が悪化して異形とみなされた「癩者」は、穢れ観念による触穢思想から不浄視されて、自分たちが生まれ育った地域共同体からも排除された。この偏見・差別意識は、江戸時代にも受け継がれ、近代日本社会にも延々と続いていた。

近代日本社会では、上述したこれまでの伝統的な差別に加えて、「らい予防法」を後ろ盾にした光田健輔ら隔離主義者によりハンセン病は「恐ろしい伝染病」であるという新しい差別が創造されていった。光田は、巡回検診にでかける小山医師を通して、ハンセン病は「うつり易く発症しやすい伝染病」という私論を島民に押し付け、恐怖心をあおる。映画『春の小島』には、実際の長島愛

生園が映し出されるが、医師も看護婦もすっぽり体を覆うほどの防護衣をまとい白ズボンを履き、頭には大きな白帽をかぶり、顔には大きなマスクをかけ、両手は手袋で完全に手を覆うというものものしい格好で登場し、「おそろしい伝染病」を観客の目に焼き付ける。当然、光田はこの映画を絶賛し、「これはらい事業の宣伝映画としても、数百、数千回の講演会を催すよりも有効」（『隔絶の里程』、p. 147）と褒めちぎる。1940年この映画が上映された頃、観客は皆、かたくなに入所を拒む病者に、熱心に入所をすすめる若い女医のけなげな姿に涙を流した、といわれる。だが、女医のけなげな姿の後には、無用な差別を創造する巨大な権力の存在がある。

## おわりに

熊本地裁判決は戦後の「らい予防法」下のハンセン病行政の違法性を断罪するものであったが、判決文には戦前のハンセン病問題に関しても言及している。これは正しい判断であった。1930年代にはらい菌の伝染性が微力であることはよく知られた事実で、光田も頭の片隅ではこの事実を認識していたはずである。だが、日本を「文明国」にするためにハンセン病は「おそろしい伝染病」であるという新しい差別を創造し、持論を変えることはなかった。「らい予防法」とは何であったのか。近代化を急ぎすぎた日本国の行き過ぎた法律ではなかったか。映画『小島の春』は賢造が「村長のバカヤロー」と叫ぶシーンで終わる。これは弱者の権力に対する抵抗なのだろう。だが、あまりにもささやかすぎる抵抗であった。病者は以来60年近くこの法律に悩まされつづけた。

## 参考文献

- 小川正子（2009）『小島の春』（1938初版）、長崎出版：東京。
- 沖浦和光（2001）「戦国期キリシタンの渡来と「救癩」運動」、徳永進 沖浦和光（編）『排除・差別・隔離の歴史 ハンセン病』、岩波書店：東京。
- 清水威（1986）『小川正子と小島の春』、長崎出版：東京。
- 高松宮記念ハンセン病資料館運営委員会（2002）『ハンセン病資料館』。
- 東京都養育院（編）（1974）『養育院百年史』、東京都：東京。
- 鳥取県県史編さん室（編）（2008）『鳥取県の無らい県運動－ハンセン病の近代史』。
- 豊田四郎（監督）（1940）『小島の春』、ビデオテープ、東宝株式会社：東京。
- 内務省衛生局（1930）「癩の根絶策」、藤野豊（編・解説／編集復刻版）『近現代日本 ハンセン病問題資料集成（戦前編）第2巻 1918～1931年』、不二出版：東京。
- 長島愛生園入園者自治会（1999）『隔絶の里程』、日本文教出版：岡山。
- 生瀬克己（2001）「ハンセン病患者の歴史と役割」、徳永進 沖浦和光（編）『排除・差別・隔離の歴史 ハンセン病』、岩波書店：東京。
- 光田健輔（1950）『回春病室』、朝日新聞社：東京。
- 森田喜志子（2002）「ハンセン病患者に対する終身隔離政策－「らい予防法」にみる人権侵害」、『政治・政策ダイアログ』、2002、7。
- Pandva, Shubhada S.（2003）“The First International Leprosy Conference, Berlin, 1897: the politics of segregation”, *Hist. cienc. saude-Manguinhos*, vol.10, suppl.1, Rio de Janeiro, 2003.

青山 静子（金城学院大学非常勤講師）



ジム・ローチ監督

## 映画『オレンジと太陽』が描く、イギリスの児童移民政策を明らかにするソーシャルワーカーの戦い

金城学院大学

杉 本 貴代栄

### <監督・原作・経過>

『オレンジと太陽』は、2011年にイギリスで制作され、2012年に日本で公開された映画です。イギリスの児童養護施設の子どもたちが、オーストラリアなどの英連邦諸国（カナダ、ニュージーランド、ジンバブエも移送先になったという記録もあります）へ送られたという児童移民政策を主題とした映画です。ほとんど一般には知られていないこの出来事を広く知らしめることになった映画であり、告発の映画ともいえます。

映画の元となった原作は、児童移民の実態を知り、実際に社会に告発し続けたソーシャルワーカー、マーガレット・ハンフリーズの著書『からのゆりかご——大英帝国の迷い子たち』（原著は1994年刊、邦訳は近代文藝社より2012年2月刊）。演じるのは、最新作『戦火の馬』も話題となった演技派女優エミリー・ワトソン。今回初のメガホンを取ったのは、イギリスを代表する巨匠ケン・ローチの息子、ジム・ローチ。これまでテレビの演出家としてドラマやドキュメンタリー作品を多数制作し、本作が初監督作品となったジム・ローチは、インタビューのなかで本作を監督するに至った経過を以下のように語っています。

「10年ほど前、地下鉄に乗って新聞を読んでいた時に、たまたま児童移民に関する記事が載っていたんです。私は、自分がまったく知らなかった事実に衝撃を受け、すぐさまマーガレットの書いた本を買って読みました。そして、マーガレット

と連絡を取り、彼女の住むノッティンガムという街に会いに行ったのです。はじめは彼女に対し、少し近寄りがたい印象を抱きました。彼女は、エンターテインメント業界に対して不信感を抱いており、映画化に乗り気でなかったのは確かです。マーガレットには脚本をじっくり読んでもらって、少しずつ信頼関係を築いていきました。マーガレットをはじめ、児童移民の「当事者」たちとたくさん会い、彼らと多くの時間を過ごしました。その結果、マーガレットの物語を撮らせてもらえることになったのです。マーガレットは「児童移民や私自身の経験をとても誠実に描いてくれた」と言ってくれました。この作品を「当事者」たちに観てもらうため、オーストラリアで上映会を開いたのですが、とても良い反応が得られました。彼らも、ポジティブな気持ちでこの作品を観てくれたように思います。上映前は、彼らがどんな反応を示すだろうかと心配で緊張もしましたが、彼らの様子を見て、私は祝福されたような気持ちになりました。」（本作のホームページから）

本映画が告発する児童移民政策とは、19世紀からはじまって1970年まで続いたイギリスの政策で、その間におよそ13万人もの子どもたちが家族から、そして祖国から切り離され、突如見ず知らずの国に放り出されたのです。強制移送先では確かな保護などなく、多くの子どもたちは安い労働力としてこき使われ、身体的、心理的、性的虐待を受けるなど、過酷な環境に置かれました。この

ようなことが組織的に、しかも教会団体や児童支援団体が主軸となり、英国政府とオーストラリア政府の合意のもとで実施されていたのです。これらの事実は長く隠されてきましたが、2009年によりやくオーストラリア政府が、2010年にはイギリス政府が正式にそれを認めて謝罪しました。

これらの謝罪が行われたのは本作の撮影中のことであり、それもあって本作は、特にイギリスやオーストラリアでは公開前から大きな注目を集めました。公開されると、特に現在も児童移民が多く暮らすオーストラリアでは、ハリウッドのメジャー作品に劣らない大ヒットとなりました。

### <ストーリー>

時は1986年、ところはイギリスのノッティンガム市。市のソーシャルワーカーであるマーガレット・ハンフリーズは、二人の子どもを持つ40代の母親であり、夫のマーヴィンも同じソーシャルワーカーとして働いています。社会保障に携わる部局のなかでも、子どもと家庭に関わる仕事を担当していたマーガレットは、養子に出された人の問題に関心を持つようになります。1975年の法改定によって、養子に出された子どもが成人に達した時点で自分の出生証明書を見る権利が開かれたため、それまで失われていたアイデンティティが求められるようになり、それは新たなジレンマをもたらしたからです。多くのソーシャルワーカーは、必要な訓練も受けず、この課題に対応していかなければならなくなりました。1984年にマーガレットは、この問題に対応するための小さなプロジェクトを設立します。人々が集まって、それぞれ違う視点から養子の経験を話し合うのは有益なことだと考えたからです。マーガレットはこの活動を「トライアングル」―養子にかかわった3者（生みの親、育ての親、子ども時代に養子に出された今の成人）に開かれたサービスを意味して―と名付けました。果たして連絡してくる人がいるかどうかはわからないまま、地方紙に小さな広告を出し、片手に乗るほどの手紙が来て、職務上のプロジェクトではないために勤務時間外に、他の

団体と共同で借りた建物の屋根裏部屋を使って2週間に1度の会合を持つことを始めたのです。

この会合のなかでマーガレットは、オーストラリアから来た一人の女性、シャーロットからある訴えを聞かされます。「自分はある児童養護施設にいた4歳のころ船に乘せられ、オーストラリアに送られた。船には、親も保護者もなくまた養子縁組でもなく単に子どもがたくさん乗っていた。私は自分が誰なのか知りたい」と言うのです。マーガレットは初めは信じられませんでした。シャーロットは養女として受け入れられたか、あるいは誰か保護者が付いて、この国のどこかの港から出て行ったに違いない。しかしその後、他の女性からも、同じく船に乘せられたという弟、ジャックからの手紙「たぶん、僕はあなたの弟です」を見せられ、半信半疑ながら調査を始めます。すると信じられないような事実が次々に浮かび上がってきました。死んだはずのシャーロットの母は生存しており、驚くことに母は娘がイギリスの養父母にもらわれたと信じていました。マーガレットは、シャーロットと実母の再会をとりもちます。英国とオーストラリアを結ぶ2つの線が一挙に結びつき、「強制児童移民」という仮説が生まれます。マーガレットはその仮説を確かめるために、オーストラリア大使館や公文書館に足を運びます。観客は、マーガレットと共に少しずつ真実を知っていきます……。

ついにマーガレットは、オーストラリアに赴きます。そして19世紀から、政府や慈善団体が主となって、イギリスの子どもたちを植民地に移送してきた事実があること、オーストラリアには、ジャックと同じように家族を探したいと願っている人たちがたくさんいることを突き止めます。マーガレットは市の上役である社会福祉委員の協力を得て、2年という調査期間と資金、および夫マーヴの協力を得て、この問題に専念する体制を整えて、精力的な活動を始めます。マーガレットのイギリス、オーストラリア間の行き来が始まります。マーガレットは、移送後さまざまな辛い人生を送ってきた人々と出会い、その人々の信頼と

協力を得てさらに活動を広げます。レンもその一人。オーストラリアのクリスチャン・ブラザーズ児童福祉施設のひとつである「ビンドゥーン」に移送された後、事業を起こして成功したレンは、初めはマーガレットに冷ややかでしたが、レンの母親探しを通じて次第に心を開き、マーガレットのオーストラリアでの活動を全面的に支え、自分のかつての移送先であった「ビンドゥーン」へ彼女を連れて行きます。

一方、マーガレットの活動は児童移民に深く関わっていた慈善団体や教会の立場を悪くするものであったことから、彼女は言われなき中傷や脅迫を受けることとなります。脅迫電話が頻繁にかかり、彼女の活動を妨害するさまざまな嫌がらせが行われます。オーストラリアの宿泊所の窓が深夜に叩かれ、何者かに襲われそうにもなりました。また、被害者の悲惨な体験を聞き続け、彼らの気持ちに寄り添い過ぎたために、心的外傷後ストレス障害に陥ってしまいます。それでもマーガレットは夫に支えられ、そして彼女に救われた被害者たちの励ましを受け、今は成長した移送児童の家族探しに奔走するのです。家に居てほしいという家族の願いを知りながらも、再びオーストラリアに戻っていくのです。映画の最後に、マーガレットの家族がオーストラリアでクリスマスを過ごすシーンが出てきます。活動資金を募るための福引きが行われ、マーガレットの仕事仲間が12歳の息子に、「（福引きのために）何を出してくれるのかな？」と聞くと、「僕をもうママをあげているよ」と答えるのです。

#### ＜イギリスのソーシャルワーカーとは＞

上記したように、家族の願いと使命感のジレンマに悩みながらもソーシャルワーカーとしての仕事に邁進するマーガレットですが、イギリスにおけるソーシャルワーカーの資格とはどうなっているのでしょうか。イギリスにおける近年の資格の整備は、1968年のシーボーム報告（地方自治体の対人サービス部門の組織、つまりマンパワーの養成と確保の改革を目指したもの）により進めら

れました。同報告を受けて1970年に地方当局社会サービス法が成立し、各地域に社会サービス部が設置され、これに伴って資格が明記されました。1971年に中央ソーシャルワーク研修協議会（CCETSW）が設立され、以降、同協議会が資格制度をリードします。1972年にソーシャルワーク認定資格（CQSW）が、1975年に施設職員のための社会サービス認定資格（CSS）が設立されましたが、いずれも同協議会が認定したコースを終了することにより与えられます。その後、改革案として、1987年に両者を統合するディプロマ・イン・ソーシャルワーク（Qualifying Diploma in Social Work：QDSW）が提起されましたが、現在でも完全に統一されているわけではないようです。さまざまな資格が並立しているのが現状です。日本では、1987年の社会福祉士・介護福祉士法（207年に改正）により、社会福祉士・介護福祉士は国家試験によって統一的に国家基準によって資格取得されるようになりましたが、そのような国家試験があるわけではありません。これはイギリスだけではなく、アメリカも同様であり、資格を管轄するのは国ではなく、業界団体が自ら管轄するという点では共通です。アメリカの場合は、1952年に設立された全米社会福祉教育協議会（CSWE）が、養成課程の認定、カリキュラム基準設定に全面的な権限を持っています。ソーシャルワーカーは、認可された社会福祉大学院を修了後、所定の現場実践を行った後、資格（MSW）が取得されます。このようにソーシャルワーカーになるには修士号取得が前提条件であったものが、1974年にCSWEが、学卒者も専門職（BSW）と認定しました。このため現在ではMSW、BSWともに専門職として認められていますが、しかし現在でも、MSWがソーシャルワーカーの主流であることは変わりません。

原著によるとマーガレットは、将来の職業についての明確な計画を持つまでには、それなりの時間が必要だったこと、20代を過ごす間に気持ちが安定し、社会福祉の仕事につ就くと心を決めることができた、と書いています。それにはいくつか

の選択の道があり、例えばノッティンガム市役所児童局で実習生として働いた後、大学で職業訓練を受ける方法もあり20代も終わりに近い頃には資格が取れた、と書いています。1944年生まれのマーガレットの学生時代には、上記した資格制度は整っていなかったであろうから、20代の終わり頃になって創設されたCQSWを取得したと推察できます。

### ＜児童移民政策の目的とその後＞

本映画に描かれた児童移民とは、児童養護施設の子どもたちをイギリス連邦の旧植民地に移住させた長期間にわたる事業のことで、送り手であるイギリスと受け入れ国によって計画的に行われた社会政策であったことが今日では明らかにされています。19世紀から始まった児童移民は、戦後の時期には、カナダ、ニュージーランド、ジンバブエ（旧ローデシア）とオーストラリアへと送られ、1970年まで続きました。児童移民の総数は13万人を上回ると推計されています。年齢は、3歳～14歳が対象で、特に7～10歳が主な年齢層だったようです。作中描かれているように、オーストラリアでは収容施設での重労働、暴力、性的虐待が行われたのですが、教会により長く隠蔽されてきました。2009年11月にオーストラリアのケヴィン・ラッド首相が、2010年2月にイギリスのゴードン・ブラウン首相が事実を認め、正式な謝罪を行ったことで世界的な大ニュースとなりました。

なぜ、このような大規模な児童移民が、長期間にわたって行われたのでしょうか。映画では、このような児童移民が行われた理由は明示されていません。唯一「オーストラリア政府も白人の移民を歓迎した」という一言があります。人減らしを狙う英国と、旧植民地の新興国で労働者不足を補いたい、特に白人が欲しいオーストラリア政府との双方の思惑が一致したことを示唆しています。

児童移民の動機としては、受け入れ国によって様々な具体的な理由があったのですが、そのどれもが、子どもたち自身を最優先事項とはしていな

かったことでは共通しています。カナダの農場では便利な安い労働力として、オーストラリアでは戦後の人口を押し上げる手段として、旧ローデシアでは白人の経営エリートを保護する方法として見なされました。また身体障害のある子どもや黒人の子どもたちなどは国が受け入れず、特定のグループは除外されました。この計画の動機の1つには、大英帝国の民族的統一の維持という意味合いがあったからでしょう。子供たちは、「オーストラリアには太陽とオレンジが待っていると言われた」というくだりが映画にありますが（題名（原題も同じ）はそこから来ています）、実際に待っていたのは、太陽とオレンジではなかったのです。

一般的によく知られているように、オーストラリアはそもそもイギリスの植民地となり、その後、流刑者たちを移民させたところから歴史が始まります。ヨーロッパからすれば、非常に遠い、アジア圏内にあるこの国は未知数ではあるものの、まわりのアジア環境を考慮するがゆえ、植民地としてヨーロッパ文化を浸透させるべく、1900年代から「白豪主義」としての様々な政策がとられるようになりました。基本、先住民アボリジニを下に見て、自分たちの白人文化によって国を統制するために、アボリジニとの混血児を強制的に家族から離し、白人的教育を強制的にうけさせる政策をとりました。別政策として、今回の映画になった児童移民政策です。英国政府が主導し、教会や慈善団体などが中心となって、子どもを組織的にオーストラリアへ移民させたのです。時は、上記のアボリジニに対する政策とほぼ重なっています。つまり、どちらも「白豪主義」を推進するべく、将来を担う子どもたちを増加させ、オーストラリアにおける白人化を進めたのです。特に、オーストラリアはヨーロッパと異なり島国であるという点、そして何よりもアジア圏にあり、ヨーロッパからみれば、白人化するには外から流入することで増やす、ということしか考えにくかったのでしょう。

「白豪主義」は多くの批判を受けて1973年を機

に終結します。この後は、世界大戦後のアジア難民大量受け入れへ急速にシフトし、今までの名誉挽回というべきほど、多文化主義へ政策変化していきます。この児童移民の事実がずっと封印されてきたことこそ、特にアボリジニの同化政策以上に封印されてきたことは、オーストラリアとイギリス両国にとって、知られたくなかった事実であったことと痛感します。

上記の記述はあまり日本には関わりがないようですが、原作である「からのゆりかご」には、次の記述があります。「日本のシンガポール占領とダーウィン爆撃がオーストラリアにかくも広大な大陸を守るだけの方策も人口もないという恐怖感を募らせてしまったのだ。入植がこの問題に対する解答だった。」1942年2月、イギリス陸軍は日本陸軍に敗北し、シンガポールは陥落。多くのオーストラリア兵も捕虜となりました。同年2月から43年11月まで、日本海軍および日本陸軍はオーストラリア本土も空襲。この時の記憶から45年の戦争終結後もオーストラリアではアジアからの防護が叫ばれ、そのために白人の入植を政策とし、イギリスからの児童移民が促進されたという見解を紹介しています。日本も歴史的に見れば、児童移民政策に全く無関係とは言えないようです。

隠蔽されていた事実は明らかにされたけれど

も、問題が全面的に解決したわけではありません。マーガレットの戦いは現在も続いています。マーガレットは原作の印税をもとに、1987年に「児童移民トラスト」を設立しました。児童移民トラストは、オーストラリアとイギリス両国に登録されたチャリティー団体で、イギリスのノッティンガム、オーストラリアのパースとメルボルンにオフィスを置き、元移民と彼らの家族に情報を提供し、家族の再会を含む社会福祉サービスを提供しています。現在、マーガレット・ハンフリーズは児童移民トラストのディレクターを、夫のマーヴィン・ハンフリーズはプロジェクト査定者を務めています。評者も今回、「児童移民トラスト」のサイトを詳しく見てみましたが、その歴史と事実が詳細にわたり記載されていて、その壮絶な長い歴史を改めて認識した次第です。

#### <参考文献>

マーガレット・ハンフリーズ著、都留信夫・都留敬子訳『からのゆりかご―大英帝国の迷い子たち』近代文藝社、2012年

「オレンジと太陽」公式ホームページ

<http://oranges-movie.com/>

「児童移民トラスト」ホームページ

<http://www.childmigrantstrust.com>

杉本貴代栄（金城学院大学人間科学部教授）



## 第1回大学院生・若手研究者のための勉強会 「社会福祉研究の方法を学ぶ」

本企画は、日本社会福祉学会中部部会が主体となり、社会福祉研究の方法について学際的な学びの場を提供するものであり、2013年度からスタートしたものである。大学院生や若手研究者だけでなく、これから研究に着手したいと考えている人を中心として、参加者がともに学びあい、相互作用のなかから知的好奇心と探求心を育むことを目的としている。

第一回勉強会は、2013年11月8日18時から20時まで日本福祉大学大学院名古屋キャンパスにおいて開催された。まず、柴田謙治会員（金城学院大学、日本社会福祉学会理事）から本勉強会に関する趣旨説明が行われた。報告は谷口由希子会員（名古屋市立大学大学院人間文化研究科人文社会学部）から「私の研究方法の紹介―博士論文執筆を中心に」および野田博也会員（愛知県立大学教育福祉学部）から「文献に依拠する社会福祉学の研究方法について」と題して行われた。二本の報告ののち、野口定久会員（日本福祉大学）より、論点整理が行われ、その後フロアからの質疑と意見交換を行った。

なお、本企画は2014年度も年間2－3回にわたり、定期的で開催する予定である。勉強会においては、査読論文をみなで読み合い、論文の執筆過程や方法論について議論することで互いに刺激し合い、それぞれの研究活動の糧とすることをねらっている。

### 「私の研究方法の紹介 ― 博士論文を中心に ―」

名古屋市立大学大学院

谷 口 由希子

本稿は、2013年11月8日に行われた日本社会福祉学会中部部会企画第1回若手研究者のための勉強会「社会福祉研究の方法を学ぶ」における筆者の報告内容をもとに記載したものである。

#### I 本研究の背景

##### 1. 研究の出発点

私は大学院博士前期課程まで、フランスの社会学者ピエール・ブルデューの研究者である小澤浩明先生のゼミナールに所属し、教育社会学を学ん

だ。学部時代にブルデュー、Pの言葉で言うところの「遺産相続者」たちが階層を再生産していること（つまりお金持ちの家に生まれた子どもが大人になってもお金持ちであり続けること、そしてその一方で貧しい家に生まれた子どもは大人になっても貧しい生活を送っていること）、とりわけ貧困の再生産、貧困の世代的再生産が、この日本社会においてかくも公然と行われていることを学んだ日の憤りを、今も忘れることができない。社会はこんなに不平等で不公平であるのかと。人は生まれた場所で一生の方向付けがなされるの

か、誰もが可能性をもち、夢に向かって歩いていくことができない社会を嘆き悲しむだけではなく、そのような社会を変えていくような研究がしたい、と考えるようになった。私の研究の原点はここにある。

そこで、子どもが育つことの困難さを極限值として現している「子ども虐待と社会階層」を研究テーマとした。修士論文は、『子ども虐待発生メカニズムの社会学的分析—競争秩序社会における馴化と排除の実証研究—』としてまとめた。修士論文を書き上げ、その課題として貧困の再生産を断ち切るための研究を継続して行いたいと考えるようになったが、経済的な問題と将来への不安があり、博士後期課程の進学には随分悩んだ。それでも、積み残した研究課題とともに学びたい気持ちが募り、社会福祉領域における援助実践を含む研究を志すことにした。

## 2. 博士論文と書籍化

大学院博士後期課程は地域福祉の研究者である平野隆之先生が指導教員を引き受けてくださった。平野先生は後に述べるようにフィールドワークで集めたデータを理論と合わせて実証化し、論文としてまとめあげていくという作業に多大なる労力を割きつつ、丁寧にご指導くださった。論文が書籍化された後、初めてお会いした日本社会福祉学会理事から「あの博論は平野さんが指導じゃなかったらまとめられなかったね」と言われ、改めて平野先生の学恩に報いることができるよう今後も地道に研究を続けていきたいと心に誓ったものである。

博士論文では、「子ども時代に社会福祉の介入がありながらなぜ児童養護施設退所後に再び排除状態におかれるのか？」という問題設定のもとこれまでの研究をまとめた。博士学位請求論文は『排除状態にある子どもの「脱出」に関する実証的研究—児童養護施設のフィールド調査から—』というタイトルで2011年1月に正式に受理された。結果的に博士（社会福祉学）の学位を授与されたが、一次提出から正式な受理までに2回の不

合格を経験し、上限6年という在学期間をすべて使い果たした。博士論文は、すぐに書籍化すべきだと恩師、諸先輩方からアドバイスを受けていたため、谷口由希子（2011）『児童養護施設の子どものたちの生活過程—子どもたちはなぜ排除状態から脱け出せないのか—』というタイトルで明石書店から刊行し、2013年には第二版を出版した。なお、同書は2013年第14回損保ジャパン記念財団賞を受賞した。授賞式には当時の日本福祉大学学長の加藤幸雄先生をはじめ、平野隆之先生もご夫妻で、そして、これまでの研究生活を支援してくれた方々がかけつけてくださった。

## Ⅱ フィールドへのアクセスとフィールドワークの方法

### 1. フィールドへのアクセス

児童養護施設のフィールドワークは2005年から開始した。調査およびフィールドワークを実行するにあたりとりわけ次の3点が要となった。いくぶん常識的なように思われるが、経験上やはり大切だと考えられるので述べたい。

第一に、もっとも重要なことは調査を受け入れてもらうことであるが、それには研究目的を明確にすることである。そのためには、十分な予備調査と知識の客観的認識をもつことが必要である。確かに調査を続けていくことで問題意識が明確化することはあるが、調査にはある程度の仮説を持って入ることが重要であると考ええる。私の場合、フィールドワークを実施する施設を選定するにあたり、同一都道府県の施設の悉皆調査を行い、その結果をもとに調査対象施設に長期的な調査の受け入れのお願いを行った。

第二に、研究倫理の徹底と収集データ項目の開示は欠かせない。研究の射程を明らかにした上で、個人情報の保護や手続きと今後の見通し、被調査者が調査を中断する権利とその方法、結果の公表方法などについて、双方向に理解することのできる言語において繰り返し丁寧な確認を行うことが肝要であると考ええる。

第三に、研究組織と研究費である。私が博士後期課程に進学した時、日本福祉大学は、文部科学省21世紀COEプログラム「福祉社会開発の政策科学形成へ向けてのアジア拠点」（2003-2008年）に採択されており、私はCOE研究員（2005-2008年）として採用された。COEプログラム終了後は、福祉社会開発研究所で研究員として籍を置き、研究活動を遂行することができた。COEプログラムは、国際的な研究拠点を構築すると同時に若手研究者を育成するための制度である。このプログラムに参加することにより、幅広いデータ収集が可能となっただけではなく、日本福祉大学の研究者をはじめ諸先輩方の研究手法やとにかく研究成果を出していくことの意義についても身をもって学んだ。

## 2. フィールドワークの方法

約3年にわたるフィールドワークの概要は、下表にまとめた（表1）。調査では、子ども自身が抱えている生活上の壁、援助者（職員や児童相談所ワーカー）、施設自体が抱える問題をひろい集め、そして子どもの生活世界と職員の援助実践の相互作用を参与観察した。この作業は、排除の主

体という「見えないものを見ていく」、「その時の語り」を聞くことである。言い換えると、子ども自身が自分の「今」の状態像をどのように認識しているか、降りかかった困難を克服する要因を分析することを目的とした。

## 3. フィールドワークの実際

調査初日、当時の施設長からは「今日から透明人間として扱わせてもらいます。お客さまではないです…ありのままを見てください。格好つけませんので…びっくりすることもあるかと思いますが、透明人間なのでどこにでも入ってきてください」と言われた。実際に施設長は泣きじゃくる子どもや怒りを抱えた子どもを施設長室に呼び寄せ、子どもが落ち着きを取り戻す空間にも「谷口さんも来てください」とたびたび招き入れてくださった。

約3年におよぶ児童養護施設でのフィールドワークは、子どもとともに生活をし、施設職員と話し合いを重ねる日々であった。楽しいことばかりではなく、時に子どもから「シネ」と言われたり、頭の上からおしっこをかけられたり、顔に唾をかけられ、戸惑いもした。しかし、こうした子

表1 フィールドワークの概要

|                 |                                                                                                                                                                                                |
|-----------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 主たるフィールド        | 児童養護施設「青春学園」                                                                                                                                                                                   |
| 調査期間            | 2005年5月－2008年3月（2年10ヶ月）                                                                                                                                                                        |
| 調査日数            | 実質調査日約250日                                                                                                                                                                                     |
| 調査道具            | フィールドノーツ（フィールド・ジョーティング）、ノートを固定するバインダー、4色ボールペン、ICレコーダー、デジタルカメラ、PC、身体                                                                                                                            |
| 施設外フィールド        | 地域小規模児童養護施設、小学校区を中心とした地域、児童相談所、幼稚園、小学校、中学校、近隣ショッピングセンター、飲食店、知的障害児施設、病院、里親（専門里親、週末里親）、児童自立支援施設、社会福祉協議会、市役所、自治体史編集室、民生委員、近隣の児童福祉施設、警察など<br>（調査期間中に子どもや施設職員とともにまたは調査者が単独で参与観察・インタビュー調査を実施したフィールド） |
| フィールドデータコード     | 2182（フィールドデータをコード化したもの）                                                                                                                                                                        |
| 写 真             | 426枚（プリントアウトして分析対象としたもののみ）                                                                                                                                                                     |
| 生活している子ども（71人）  | 全調査期間中生活していた子ども24人<br>調査開始時-調査途中で退所した子ども21人<br>調査途中に入所-調査終了時生活していた子ども13人<br>調査途中に入所-調査途中で退所した子ども13人                                                                                            |
| 以前生活していた退所者（9人） | 調査開始以前に退所し帰省などで出会った退所者9人                                                                                                                                                                       |
| 青春学園の職員         | 38人（直接ケア職員24人、間接ケア職員14人）                                                                                                                                                                       |

どもたちの行動はこれまで関わってきた社会や大人との関係性のなかで形成された文化なのだと考ええるようになった。

また、子どもたちを取り巻く援助実践者たちはかくも必死に子どもたちと向き合っているにも関わらず、子どもたちは本来持っている権利を取り戻すのが難しいことがある。それはなぜか。なぜ、社会福祉の介入があるにも関わらず、社会から排除されていく子どもたちがいるのか。これらの問題意識を博士論文に組み込み、まとめようと考える原動力になった。

### Ⅲ 博士論文の執筆プロセス

#### 1. 理論を学び実証研究をする

フィールドワークと並行して、従来から行っていたように社会学理論や社会調査法、福祉国家論などの文献を読み進めていった。文献は自分一人で本を読み進める困難さに直面しながらも、とにかく読み進め、まとめるという作業を繰り返した。その上で、他大学の近隣領域の研究会や読書会に積極的に参加し、意見交換を行った。この作業を重ねることで、「理論研究で学んだことが現実とつながる」ということが感覚として理解できるようになった。さらに、自分の研究を他者に伝えることで、研究方法と調査データを研ぎ澄ますことができたように捉えている。とりわけ、北海道大学大学院の松本伊智朗先生のゼミナールにお世話になった。

#### 2. 博士論文での研究枠組み：「脱出」概念

本研究では「排除 (exclusion)」に対し、一般的な対概念「包摂 (inclusion)」ではなく、先行研究に倣いながら「脱出 (get out)」という独自の概念を用いて、データの分析を行った。社会的排除概念は通常、政策指向の概念であるがゆえ包摂は政策介入に焦点化される傾向にあり、理念系として社会的に「望ましい」状態像を指している。この認識のもとで、包摂を「社会の内側に組み入れる」、「社会が排除の側まで広がる」と捉えると

当事者の視点が弱いことを指摘した。したがって、「排除」という社会レベルの現象とは異なり、「脱出」を個人レベルでの主体が形成されていく過程を示す概念を規定し、排除に対抗するもう一つの軸とした。詳細は谷口 (2011) をお読みいただきたい。

### Ⅳ 論文をまとめるにあたる喜悦と苦悩

#### 1. 嬉しかったこと

博士論文をまとめるにあたりまず嬉しかったことは、「自分の調査したこと、考えたことが形になっていく」ということであった。もちろん、それらの質や是非の検討は必要不可欠であるが、自らの思考が客観的材料となること自体に喜びを感じ、書き進める原動力となった。次に、知識への探求である。学問することは、自らの知見が広がり、物の見方が変わることさえある。単純なことであるが、学ぶことは楽しいことである。

また、指導教員だけではなく、副査の勅使千鶴先生、木戸利秋先生、竹中哲夫先生からも多くのご指導をいただいた。時に厳しい指摘もあったが、書き直すことで論文の質自体が磨かれていくように感じていた。

#### 2. 苦悩

苦悩と言えばまず、多くの院生に共通することであろうが、経済的に大変困窮していたことである。振り返るとほかには、やはりフィールドワークを継続する上で「第三者」に位置付けられる自分の置かれた立場を常に悩んでいた。また、指導教員や副査との関係、自己理解やグリーフケアといった自分との関係、なにより「何のために研究を行っているのか」ということを常に自問自答していたように思う。

このように研究を遂行するには常に孤独であった私だが、恩師に言われた次の言葉を心の支えにしていた。「研究とは孤独なものです。しかし、その孤独を解消することができるのもやはり研究でしかないのです。研究を続けることでたまには

仲間に出会えるものですよ。どうか研究をがんばってください。」

## V 今後の研究の方向性—現在取り組んでいる研究課題

現在は、次の二つの研究に取り組んでいる。一つは、「児童養護施設の子どもの進路選択と意思決定過程・援助実践の分析」である。これは、同一施設の中学生・高校生を対象として子どもたちがどのように進路選択をしていくのか、経年的に分析を行うものである（文部科学省科学研究費補助金若手研究B「児童養護施設で生活する当事者の自立生活への移行過程と社会的援助に関する縦断的研究」研究代表者谷口由希子）。

いま一つは、「子ども時代に親との離別経験のあるホームレス経験者の生活過程の分析」である。これは、ホームレス生活経験者のうち、子ども時代に親と離別し、児童養護施設などで暮らした経験がある人にインタビュー調査を実施し、生活史を分析するものである（文部科学省科学研究

費補助金基盤研究B「パネル調査を軸にしたホームレス経験者への包摂的支援のあり方に関する研究」研究代表者山田壮志郎）。

これからも貧困の再生産を断ち切るための社会福祉制度実践について社会的養護を基軸に地道に研究を続けていきたい。

## 参考文献一覧

- Bourdieu, Pierre. , Passeron, Jean-claude. (1964) Les Héritiers:Les étudiants et la culture. Paris:Les Éditions de Minuit.= (1997) 石井洋二郎 監訳『遺産相続者たち—学校と文化』藤原書店
- 平野隆之 (2008)『地域福祉推進の理論と方法』有斐閣
- Lister,Ruth (2004) Poverty. 1st ed. UK: Polity.
- Ridge, Tess (2002) Childhood Poverty and Social Exclusion :From a Children's perspective.1st ed. UK: The Policy Press.
- 谷口由希子 (2011)『児童養護施設の子どもたちの生活過程—子どもたちはなぜ排除状態から脱け出せないのか』明石書店、同 (2013) 第二版

谷口由希子（名古屋市立大学大学院人間文化研究科准教授）



## 日本社会福祉学会中部部会機関誌編集委員会規程

1. (設置) 日本社会福祉学会中部部会（以下、「中部部会」と略す）は、機関誌『中部社会福祉学研究』を発行するために編集委員会（以下、「委員会」と略す）を置く。
2. (任務) 「委員会」は、機関誌『中部社会福祉学研究』の発行のため、編集・原稿依頼および募集・投稿論文の審査・機関誌の刊行などの任務を行う。
3. (構成) 「委員会」は、委員長、副委員長及び委員 3 名で構成する。
4. (選任) 委員長、副委員長及び委員は、「中部部会」幹事会の互選により選任する。
5. (任期) 委員長・副委員長及び委員の任期は、2 年とする。ただし、再任は妨げない。
6. (査読者) 投稿論文の審査のため、査読者を依頼する。
7. (査読者の委嘱) 査読者は、「委員会」の推薦に基づき、委員長が委嘱する。
8. (査読者の役割) 査読者は、「委員会」の依頼により、投稿論文を審査し、その結果を「委員会」に報告する。
9. (投稿論文の審査) 「委員会」は、査読者の審査報告に基づいて、投稿論文の採否、修正指示等の措置を決定する。
10. 「委員会」は、幹事会及び総会に機関誌編集に関する報告を行う。

附則 この規程は、2009年 5 月 1 日より施行する。

## 日本社会福祉学会中部部会機関誌編集規程

1. (名称) 本機関誌は、日本社会福祉学会中部部会（以下、「中部部会」と略す）の機関誌『中部社会福祉学研究』とする。
2. (目的) 本機関誌は、原則として、「中部部会」会員の社会福祉研究の発表に当てる。
3. (資格) 本機関誌に投稿を希望する者は、「中部部会」会員でなければならない。共同研究の場合は、研究代表者が「中部部会」会員でなければならない。
4. (発行) 本機関誌は、原則として、1 年 1 回発行する。
5. (内容) 本機関誌に、論文、研究ノート、調査報告、実践報告、資料解題、海外社会福祉情報、書評などの各欄を設けることができる。
6. (編集) 本機関誌の編集は、機関誌編集委員会が行う。
7. (掲載) 投稿原稿の掲載は、機関誌編集委員会の決定による。
8. (執筆要領) 投稿原稿は、日本社会福祉学会機関誌『社会福祉学』の執筆要領に従う。
9. (著作権) 本誌に掲載された著作物は、一般社団法人日本社会福祉学会中部部会に帰属する。
10. (事務局) 機関誌編集事務局は、「中部部会」事務局に置く。

附則 この規程は、2013年 5 月 1 日より施行する。

## 『中部社会福祉学研究』投稿規程

1. 本機関誌の投稿者は、日本社会福祉学会中部部会（以下、「中部部会」と略す）の会員でなければならない。共同研究の場合は、研究代表者が「中部部会」の会員でなければならない。
2. 本誌には、論文、研究ノート、調査報告、実践報告、資料解題、海外社会福祉報告、書評等の欄を設ける。投稿は、原則として、中部部会会員による自由投稿とする。
3. 投稿する原稿は、未発表のものに限る。
4. 投稿する原稿の執筆に当たって、
  - (1) 投稿原稿の執筆は、「機関誌『社会福祉学』執筆要領」に従う。
  - (2) 投稿原稿は、原則として、ワープロまたはパソコンで作成し、A 4 版用紙に縦置き横書きで、1,600字（40字×40行）で印字した原稿 3 部及びCD-ROMを提出する。
  - (3) 投稿原稿は、図表・注・引用文献を含めて、10枚以内とする。
  - (4) 投稿に際しては、印字した原稿に、表紙を 3 枚つけること。
  - (5) 1 枚目の表紙には、①タイトル（英文併記）、②原稿の種類、③所属・氏名・会員番号、（連名の場合は、全員）を記載する。
  - (6) 2 枚目の表紙には、英文抄録（80ワード以内）、キーワード（5 つ以内）を記す。
  - (7) 3 枚目の表紙には、タイトル（英文タイトル併記）のみを記載し、所属会員番号、氏名は記載しないこと。
5. 投稿原稿の締め切りは、毎年 8 月末日とし、発行は 3 月 30 日とする。
6. 投稿される原稿及びCD-ROMは、「中部部会」編集長に送付する。
7. 投稿された原稿およびフロッピーディスクは、返却せず、CD-ROMは 2 年間保存の後、廃棄する。
8. 原稿が掲載されたものは、1 編につき本誌 2 冊と 20 部の抜刷りを進呈する。
9. 投稿論文の審査結果に不服のある場合には、文書にて、編集委員会に申し立てることができる。

### 附則

この規程は、2009年 5 月 1 日より施行する。

2011年 4 月 1 日改正

## 査 読 規 程

1. 査読者は、機関誌編集委員会で選任し、編集委員長が依頼する。
2. 査読者は、1 論文 2 名とする。
3. 査読辞退があった場合は、代替査読者を選任し、依頼する。
4. 査読者への発送文書は、①依頼文、②査読原稿、③執筆要領、④査読報告書（別紙参照）、⑤査読結果報告後の取り扱い等を送付する。
5. 査読結果は、A：無修正で掲載可、B：修正後に掲載可（小幅な修正）、C：修正後に再査読（大幅な修正）、D：研究ノートへの変更、E：不採用の 5 段階とする。
6. 査読結果は、編集委員会で集約し、査読結果を基に、編集委員会で掲載原稿を決定する。

### 附則

この規程は、2009年 5 月 1 日より施行する。

## 日本社会福祉学会中部部会機関誌編集委員会内規

### <査読>

1. 2名の査読者の査読結果が異なる場合は、「上位の結果」を採用する。
2. 2名の査読者の査読結果が異なる場合は、1. を考慮して、編集委員会で決定する。
3. 査読者には、謝礼を支払う。
4. 査読者には、発行した「中部社会福祉学研究」を1部郵送する。

### <依頼論文等>

1. 「中部社会福祉学研究」には、募集論文の他に、依頼論文（調査報告・書評を含む）、企画記事（中部部会シンポジウムの記録等）を掲載することができる。依頼の決定、掲載の決定は、編集委員会で審議して決定する。

### <発行>

1. 「中部社会福祉学研究」は、日本社会福祉学会中部部会のホームページに掲載する。
2. 「中部社会福祉学研究」は、論文等が掲載された者には5部進呈する。

論文投稿者様

|    |      |      |
|----|------|------|
| 番号 | 原稿種類 | タイトル |
|----|------|------|

I 項目別評価（各項目ごとに該当する評価 1 つに○をおつけください）

| 評価基準：a 適切 b 不適切 c 非該当 |                            |   |   |   |
|-----------------------|----------------------------|---|---|---|
| 1                     | 執筆要領（注・文献も含めて）に適合しているか     | a | b | c |
| 2                     | 先行研究を的確に踏まえているか            | a | b | c |
| 3                     | 研究目的は明確であるか                | a | b | c |
| 4                     | 社会福祉の理念・政策・実践との関連付けは明確であるか | a | b | c |
| 5                     | 研究目的に照らして研究方法は適切であるか       | a | b | c |
| 6                     | 使用されている概念・用語は適切であるか        | a | b | c |
| 7                     | 調査の方法・分析が適切で、結果は明確であるか     | a | b | c |
| 8                     | 論理の展開には一貫性があるか             | a | b | c |
| 9                     | 考察および結論には新しい知見が含まれているか     | a | b | c |
| 10                    | 表題は内容を適切に表現しているか           | a | b | c |
| 11                    | 要旨の内容は適切であるか               | a | b | c |
| 12                    | 省略語・単位・数値は正確に表記されているか      | a | b | c |
| 13                    | 図表の体裁（タイトル・単位・形式）は整っているか   | a | b | c |
| 14                    | 図表は本文の説明と適合しているか           | a | b | c |
| 15                    | 研究倫理上の問題はないか               | a | b | c |

II 掲載についての評価（該当する項目 1 つに○をおつけください）

|    |                                                                    |
|----|--------------------------------------------------------------------|
| 評価 | A 無修正で掲載可<br>B 修正後に掲載可<br>C 修正後に再査読<br>D 論文から研究ノートに変更して掲載<br>E 不採用 |
|----|--------------------------------------------------------------------|

査読年月日 年 月 日 査読者署名

論文投稿者様

|    |      |      |
|----|------|------|
| 番号 | 原稿種類 | タイトル |
|----|------|------|

## 編集後記

『中部社会福祉学研究』の第5号をお手元にお届けします。今号は、毎号掲載される「論文」や「書評」等に加えて、昨年から中部部会で着手した「若手研究者の勉強会」における研究報告を掲載しました。本研究会は、若手研究者を対象とした勉強会を定期的を開催することにより、研究と研究報告の機会を提供することを目的として始められた新しい試みです。このような試みが中部部会に定着し、今後ますますその対象者を広げていく活動となることを期待します。本誌がそのような活動の後押しをすることは、本誌創設の主旨に沿ったものだといえるでしょう。昨年はその新企画の第1回目の催しだったこともあり、掲載させた「研究報告」は1本にとどまりましたが、次号以降、活発な「研究報告」が寄せられることを期待します。

もちろん、従来から掲載している「論文」や「研究ノート」、また「書評」等の投稿も歓迎します。投稿原稿の締め切りは、前ページに掲載されている「日本社会福祉学会中部部会機関誌編集規定」に詳細されているように、毎年8月末日です。多くの方からの投稿をお待ちしています。本誌が多くの方々に議論の場を提供し、それらの議論がさらに新たな議論に発展する場となることを願っています。

(編集長 杉本 貴代栄)

### <機関誌編集委員会>

- 編集長 杉本 貴代栄
- 編集委員 大藪 元 康  
佐々木 隆 志  
中 田 照 子  
春 見 静 子

### 中部社会福祉学研究

第5号

2014年3月31日 発行

|       |                |
|-------|----------------|
| 編集責任者 | 杉本 貴代栄         |
| 編 集   | 日本社会福祉学会中部部会   |
| 発行責任者 | 柴田 謙治 (中部部会代表) |
| 印 刷   | 株式会社 カミヤマ      |

# Contents

March 2014

## Original Article

---

- The evolution on problems of Non-Pensioner Disabled persons and the movement of Disabled persons  
Hiroshi ISONO..... 1
- Suggestion about Social Inclusion on “Bullying”  
— Interview investigation to school, community and school social work in New Zealand —  
Jun MIYAJIMA..... 11
- Study on modern single mother in the big city lower class  
— For poverty measures of the child in community —  
Takahito NARITA..... 23
- Difference in Center for Independent Living in Japan and the United States  
— Focusing on coordination and assistants —  
Yoko ITO..... 31
- Relation between Unit Care System and Job Satisfaction in Special Nursing Home for the Elderly  
Kanako OGISO..... 41  
Yachiko SATO  
Nanae IMAI

## Book Review

---

- Shizuko HARUMI..... 51
- Tomoko SASUGA..... 53
- Sawako YAMAGUCHI..... 59
- Naoko SERI..... 65

## Film Critique

---

- Shizuko AOYAMA..... 73
- Kiyoe SUGIMOTO..... 79

## Study Report

---

- Yukiko TANIGUCHI..... 85